

登別市強靱化計画 (案)

令和 8 年 月
登別市

【沿革】

・令和3年3月 策定

・令和5年3月 一部変更

・令和6年3月 一部変更

・令和7年3月 一部変更

・令和8年 月 改定

《 目 次 》

1 計画策定の趣旨、位置付け

1.1 登別市強靱化の背景・必要性	1
1.2 本計画の位置付け	3
1.3 地域防災計画との関係	3
1.4 計画の期間	4

2 登別市の概況と想定される災害

2.1 登別市の概況	5
2.2 想定される主な災害	15

3 登別市強靱化の基本的考え方

3.1 基本目標・事前に備えるべき目標（カテゴリー）の設定	29
3.2 計画の対象とする災害	30

4 脆弱性評価及び推進方針

4.1 脆弱性評価について	31
4.2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	32
4.3 リスクシナリオ回避に向けた現状の分析・評価と推進方針（重点施策プログラム）	34

5 計画の推進と見直し

5.1 計画の推進	90
5.2 計画の進捗管理・見直し	91

【別表】推進事業一覧

推進事業一覧	92
--------	----

1. 計画策定の趣旨、位置付け

1. 1 登別市強靱化の背景・必要性

これまで我が国は、平成 7 年（1995 年）阪神・淡路大震災や平成 23 年（2011 年）東日本大震災等の大規模災害による甚大な被害に対し、長期にわたる復旧・復興を繰り返してきました。また、集中豪雨による多数の土砂災害が発生した平成 29 年（2017 年）7 月九州北部豪雨、西日本を中心に甚大な被害をもたらした平成 30 年（2018 年）7 月豪雨等、大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認識されることになりました。

こうした状況の中、国においては、平成 25 年（2013 年）12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を制定、平成 26 年（2014 年）6 月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」）を策定するなど、今後の大規模自然災害等の備え、事前防災及び減災に関する施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備され、同計画に沿った強靱な国づくりが推進されてきました。さらに、基本法の制定後 5 年となる平成 30 年（2018 年）12 月及び令和 5 年（2023 年）7 月に基本計画の見直しが行われてきました。

国土強靱化の取組を実効性のあるものとするためには、国のみならず、地方公共団体、民間事業者等が共に取り組むことが重要であり、特に地方公共団体については、国土強靱化基本法第 4 条に「国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する」と規定されており、また、同法第 13 条では国土強靱化地域計画を策定できることが定められています。

これにより、北海道では、北海道における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画に基づく地域計画として、平成 27 年（2015 年）3 月に「北海道強靱化計画（以下「道強靱化計画」という。）」を策定しました。また、道強靱化計画は、5 年ごとに見直しを行い、令和 7 年 3 月の改定では、近年の自然災害から得られた知見、国の基本計画の見直しを踏まえ、官民が一体となって北海道自らの強靱化に取り組むとともに、北海道の強みを生かしたバックアップ機能が十分発揮されるよう、本道における強靱化施策の一層の充実・強化を図ることとしています。

登別市においても、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震や平成 24 年（2012 年）の大規模停電、平成 28 年（2016 年）の台風 10 号による豪雨災害、平成 30 年（2018 年）北海道胆振東部地震などを教訓として「登別市地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきました。

さらに、令和 3 年 3 月、大規模自然災害が発生したとしても、市民の生命・財産を保護し、また、経済・社会への被害を最小化し、速やかな復旧・復興を実現するため、災害に対して「強さ」と「し

なやかさ」を持った、災害に強いまちづくりに向けた指針として、本市における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「登別市強靱化計画」を策定しました。

この間、人口減少や少子高齢化が進む中、令和6年能登半島地震や気候変動の影響による降水量の増加、高い確率で発生が予想される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など、大規模な地震・津波、火山噴火、豪雨・豪雪などの自然災害のリスクに加え、避難施設における感染症や生活環境の悪化に伴う災害関連死といった新たなリスクが懸念されていることから、これまでの取組の点検結果や能登半島地震などの近年自然災害から得られた知見、国の基本計画の見直し内容を踏まえつつ、道強靱化計画との調和を図りながら、さらに、国、道などの関係機関と連携を深めながら官民が一体となって強靱化に取り組むよう本計画を改定し、本市における強靱化施策の一層の充実・強化を図ることとします。

1. 2 本計画の位置付け

本計画は国土強靱化基本法第13条に基づき、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定します。また、基本計画、道地域計画と調和の保たれた計画とするとともに、本市の最上位計画である「登別市総合計画（基本構想）」、「登別市総合計画第4期基本計画」と整合を図りながら、国土強靱化基本法を踏まえ、登別市地域防災計画をはじめとする各分野別計画の強靱化に関する部分について指針性を持つ計画として位置付けます。

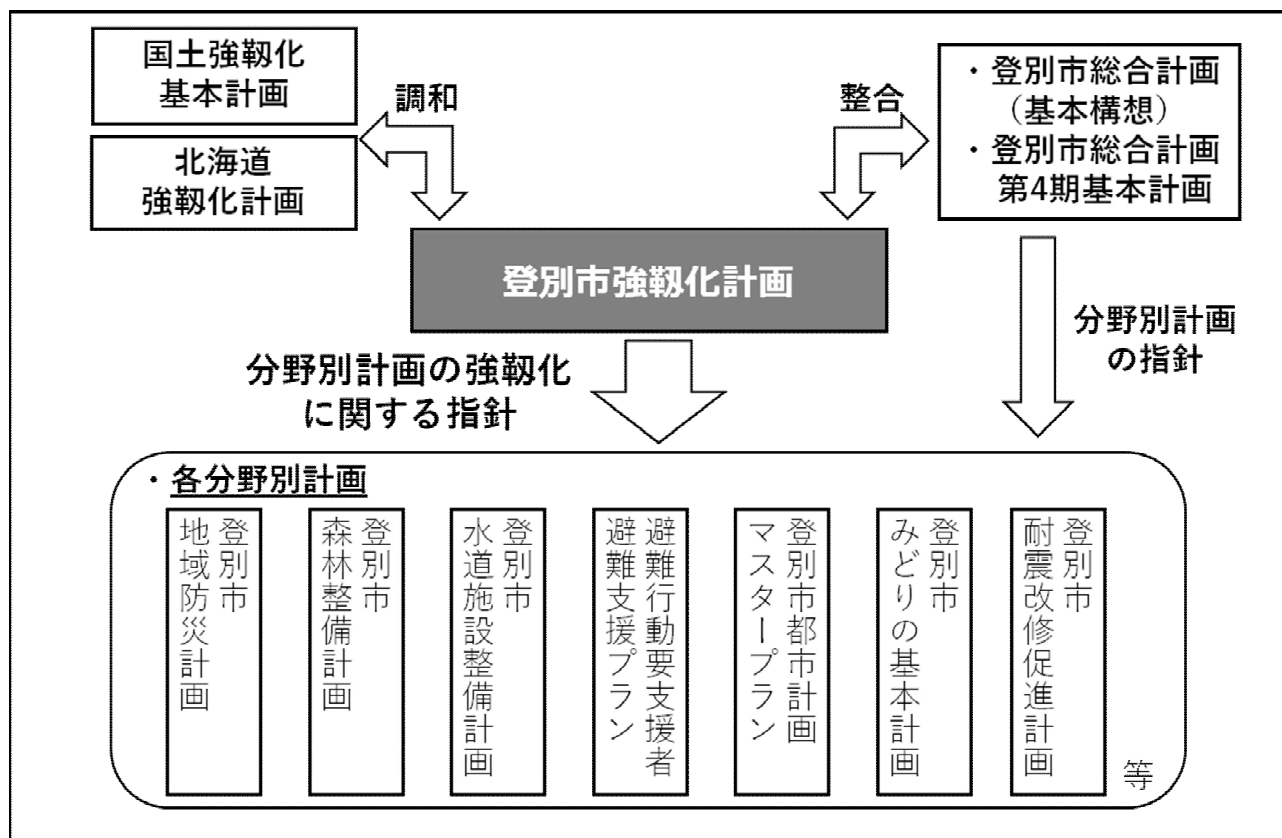


図 1-1：本計画の位置付け

1. 3 地域防災計画との関係

本計画は、本市に発生しうる災害のリスクを見極め、最悪の事態を避けられるように、事前の具体的施策を定めたものであり、災害に強いまちづくりを進めるための計画です。

一方で、登別市地域防災計画は、発災前の災害予防全般における、分野ごとの対策方針や発災後の応急対策、復旧・復興対策等について定めたものです。以下に登別市強靱化計画と登別市地域防災計画の比較及び関係を整理します。

表：登別市強靱化計画と登別市地域防災計画の比較

	登別市強靱化計画	登別市地域防災計画
発災前	各分野別計画の強靱化に関する部分について指針性を与えるとともに、脆弱性評価を踏まえ、防災・減災、迅速な復旧・復興に資する具体的な施策を計画的に推進	災害予防全般において、分野ごとの対策方針
発災後		災害応急対策、復旧・復興対策についての体制や具体的取組について整理
対象とする災害	自然災害	自然災害、事故災害

【登別市強靱化計画】

【登別市地域防災計画】

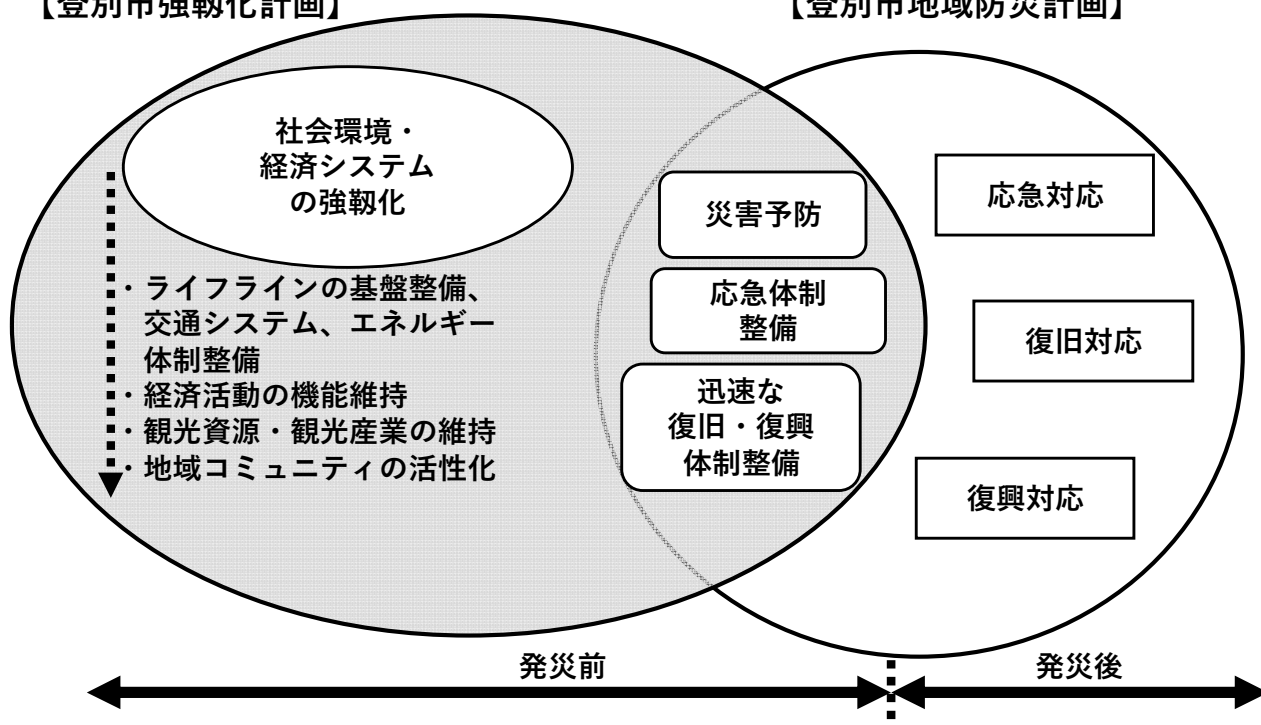


図 1-2：強靱化計画と地域防災計画の関係

1. 4 計画の期間

本計画の期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までと定めます。その後、登別市基本計画期間の 10 年間の半期に当たる 5 年ごとに見直すことを想定します。

2. 登別市の概況と想定される災害

2. 1 登別市の概況

(1) 位置・地勢

登別市は道の南西部にあって、東は東経 141 度 11 分 22 秒、西は東経 140 度 58 分 15 秒、南は北緯 42 度 20 分 59 秒、北は北緯 42 度 33 分 13 秒に位置し、東西 18.5km、南北 22.6 km でほぼひし形をなし、面積は 212.21k m²を有しています。

市の東南部は太平洋に面し、北部山地を源とする中小河川による沖積平野に続いて、火山灰性土壌におおわれる海成の高原状台地が広く展開しています。

北部山地は倶多楽火山群・鷺別岳火山群を形成する火山地帯であり、その中に登別温泉やカルルス温泉が湧出し、優れた自然景観とともに支笏洞爺国立公園に包含されています。

海成の高原状台地は各河川によって谷が刻まれ、中登別、札内、高野台(富岸)などに分けられます。これらの台地は火山灰性土壌におおわれているため、排水が悪いものの土地改良事業の進展もあり札内台地は主要な酪農地帯となっています。

平野部は台地に続く低平な地帯で、海退と各河川の沖積によってできたもので、河川はいずれも北西から東南に向って太平洋に注ぎ、主要な市街地である鷺別、幌別、登別は各々鷺別川、胆振幌別川・来馬川、登別川の扇状地に形成されています。

このように、本市は北部の山地や火山群、火山灰に覆われる台地、各河川によってできた低平な扇状地等、多様な地勢を有しており、自然環境の多様性が、地震、火山災害、津波、浸水等、想定される自然災害の多様性につながっているとも言えます。



図 2-1：登別市の位置

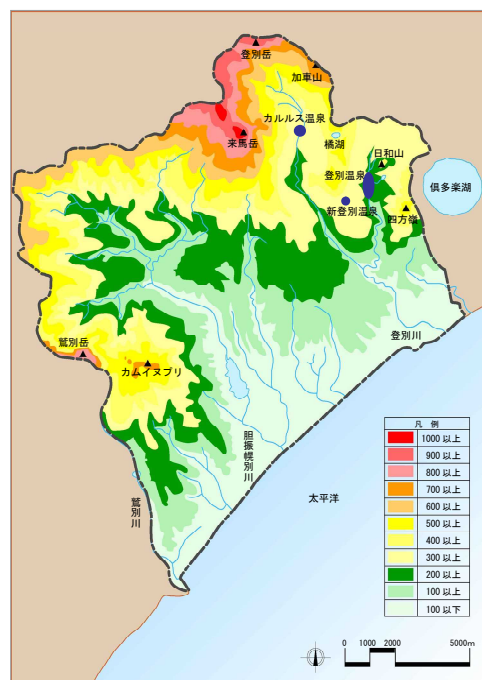


図 2-2：地形・地勢図（出典：みどりの基本計画）

(2) 気候

本市の気候は年間を通じて温暖なる海岸性気候を呈しており、冬季は道内でも積雪量の少ない地域です。しかし、5月下旬から6月にかけては、親潮の影響を受け海霧が発生し停滞するため、日照が少なく、農作物などの発育に悪い影響を与えます。秋季は比較的好天が多くなっており、冬季は大陸に蓄積された寒冷な気団が北西の季節風となって運ばれ、11月頃から冷たい季節風が吹きはじめ、12月、1月、2月を最盛期として3月頃までこの状態が続きます。

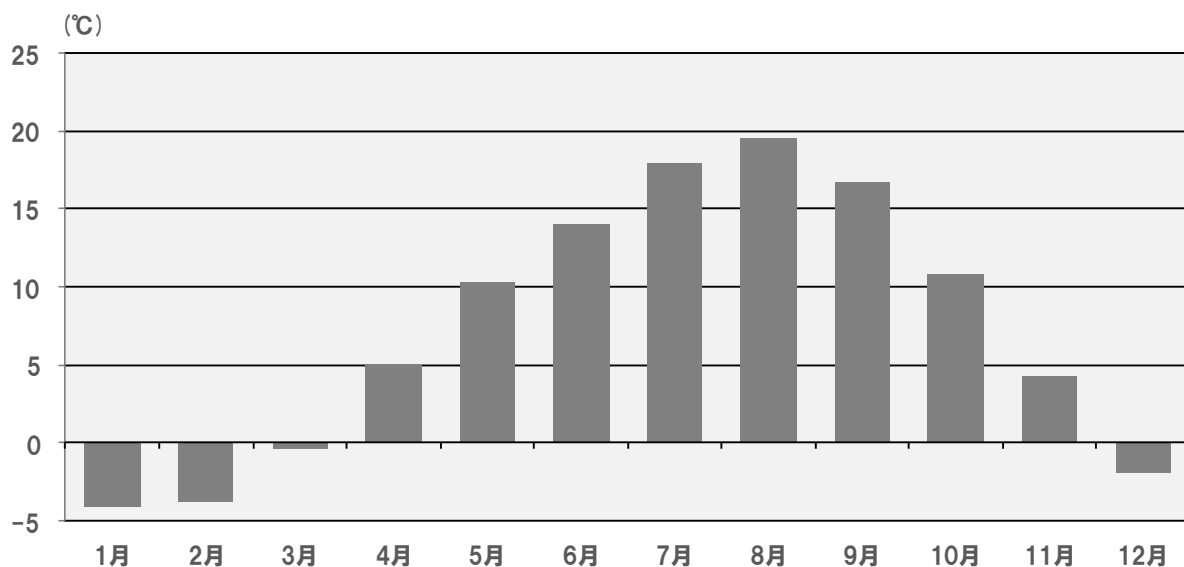


図 2-3：登別市月別平均気温の平均値（データ元：気象庁 1991 年～2020 年の過去 30 年）

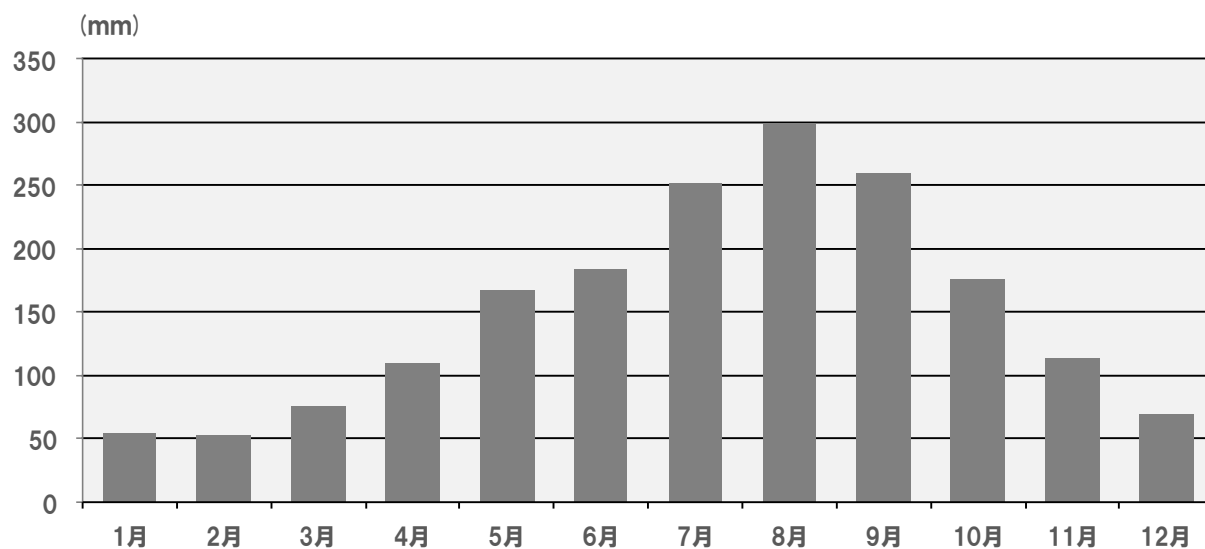


図 2-4：登別市月別平均降水量の平均値（データ元：気象庁 1991 年～2020 年の過去 30 年）

(3) 人口

本市の人口は、工業都市室蘭市の人口増加とともに増加し続けてきましたが、1983年（昭和58年）をピークに減少が続いています。今後も、人口は減少し続けると予測され、2050年（令和32年）には26,963人となり、1983年時点の半数以下にまで減少することが予想されています。

また、年齢別人口においては、高齢者人口（65歳以上）は2020年（令和2年）まで増加していましたが、2021年（令和3年）には減少に転じており、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は、以前より減少が続いています。今後においても、減少傾向が続き2045年（令和27年）以降には、高齢者人口が生産年齢人口を上回ることが予測されています。

そのため、高齢化率（65歳以上の割合）は、将来的にますます高まり、2050年（令和32年）には47.2%に達すると予測されています。

少子高齢化や人口減少の進展を避けることは容易ではない状況のなか、可能な限りその進展を遅らせつつ、災害における共助活動の中心的役割を担う地域の力をどのように維持・発展させていくかが、今後の課題の一つと言えます。

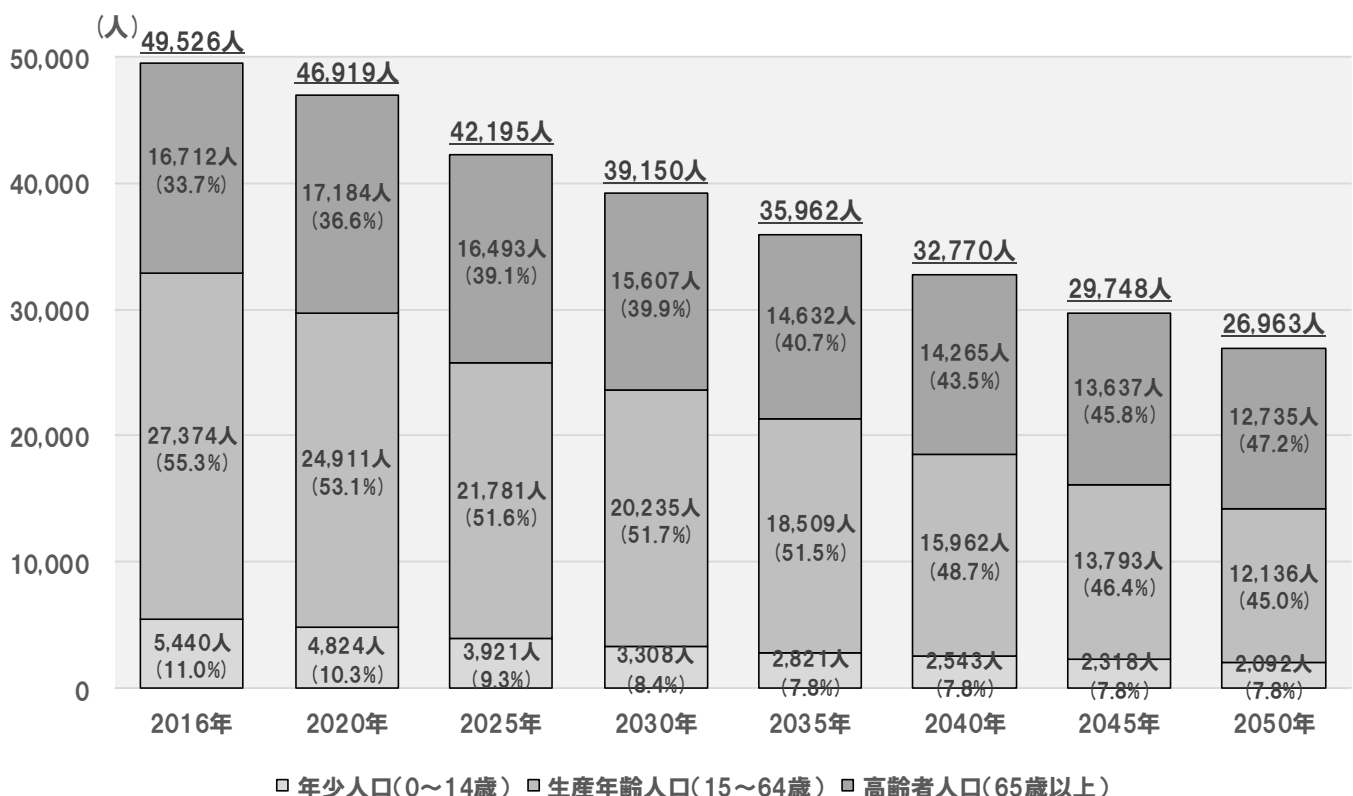


図 2-5：年齢別人口比の推移（データ元：第2期 登別市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

(4) 産業

本市の民間事業所数（2021年時点）の産業割合は、第一次産業が0.7%、第二次産業が19.5%、第三次産業が79.8%となっており、第三次産業中心の産業構造となっています。

民間事業所数を産業大分類別にみると、卸売業・小売業が342（構成比22.6%）と最も多く、次いで、建設業が226（14.9%）、宿泊業・飲食サービス業が204（同13.5%）となっています。これら上位3産業で全体の約半分を占めています。

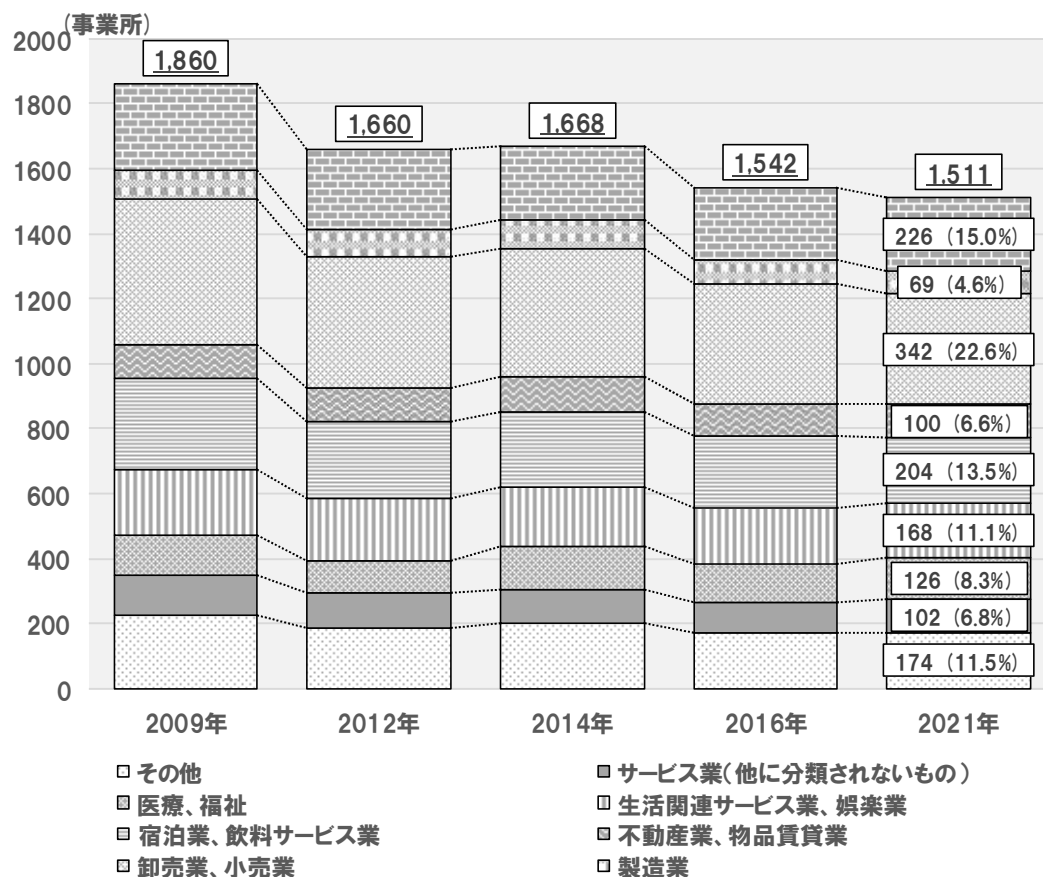


図 2-6：産業中分類別の民間事業所数の推移（データ元：経済センサス基礎調査 活動調査）

(5) 観光

観光客入込数は、東日本大震災（2011 年）の影響で落ち込んでいましたが、外国人観光客や国内旅行者の増加により、2017 年（平成 29 年）には 400 万人を上回りました。その後、2018 年（平成 30 年）北海道胆振東部地震や 2020 年（令和 2 年）新型コロナウイルス感染症の影響により 107 万人まで大きく落ち込みましたが、2022 年（令和 4 年）から回復傾向を示し、2024 年（令和 6 年）に 334 万人となっています。

また、2022 年（令和 4 年）以降、訪日外国人の宿泊人数も増加傾向にあり、2018 年（平成 30 年）は台湾や韓国、中国、香港などのアジア地域が約 94.1%を締めていましたが、2024 年（令和 6 年）は、アジア地域が約 89.4%、北米やヨーロッパ等が約 10.6%となっており、アジア地域以外の外国人観光客の割合が増加し多極化の傾向にあります。

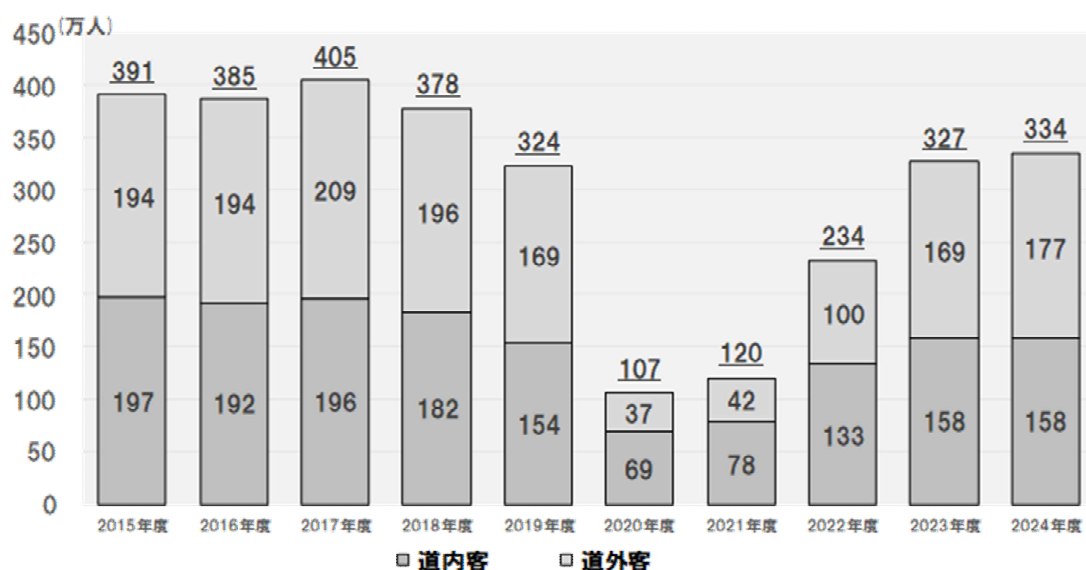


図 2-7：観光客入込数（データ元：地域経済振興ビジョン、登別市統計情報）

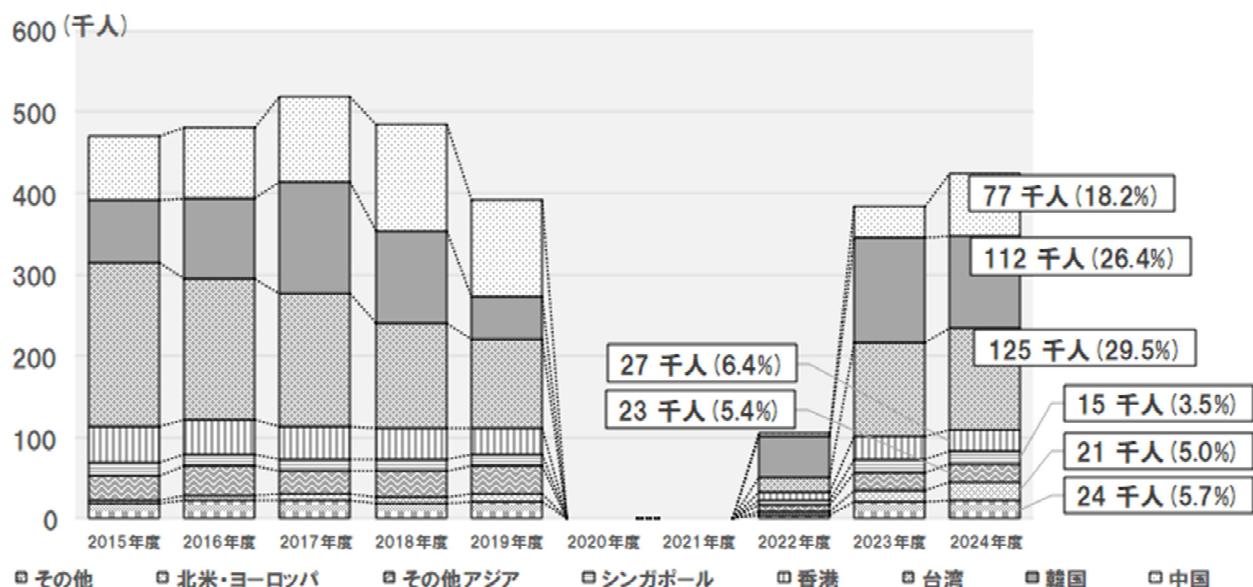


図 2-8：国別観光客入込数（データ元：地域経済振興ビジョン、登別市統計情報）

(6) 公共建築物

本市が所有する公共建築物は、昭和 56 年以前に建設された旧耐震基準の延床面積の割合は 57.8%、築年数 30 年以上の延床面積の割合は 68.0%とその多くは老朽化が進んでいます。

また、公共建築物の延床面積と人口を比較すると、人口の増加とともに公共建築物も増加してきましたが、近年の人口減少や少子高齢化を踏まえ、施設の適正配置に取り組んでいます。

公共建築物は、災害時の拠点や避難所として使用されるため、効率的・効果的な老朽化対策を実施していく必要があります。

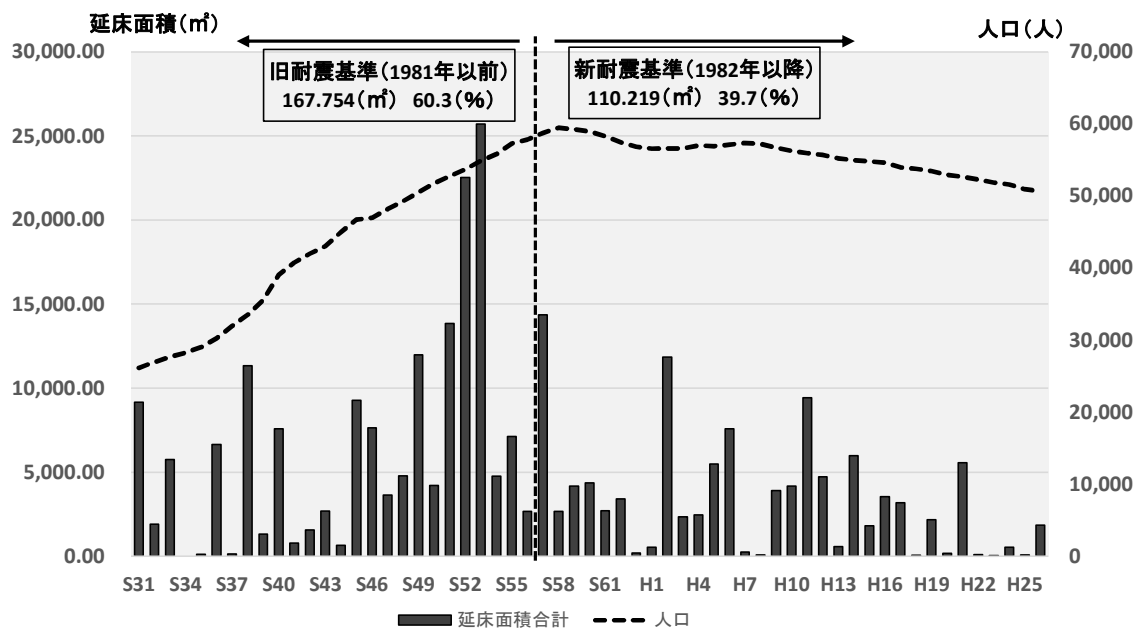


図 2-9：年度別延床面積（データ元：公共施設総合管理計画）

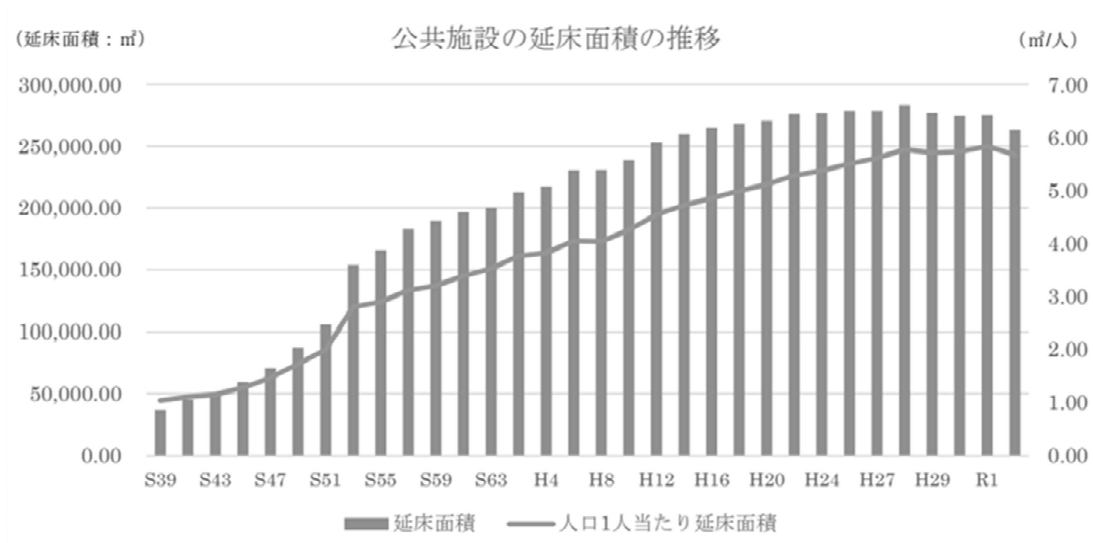


図 2-10：延床面積推移（データ元：公共施設総合管理計画）

(7) 防災意識

登別市強靱化計画の策定にあたり、市民の皆様の自然災害に対する意見を本計画に反映させるため、令和7年11月に市民アンケートを実施しました。

登別市 防災・強靱化アンケート調査 概要

・配布数：1000 人 ・対象：登別市にお住まいの20歳以上の方 ・回答率：26.9%

○不安に感じている災害・事象

市民が最も不安に感じている災害は、津波と地震が78%と最も大きく、風水害が65%となっており、前回（令和2年）の調査と比較すると、各種災害に対して不安に感じている方の割合が高くなる傾向を示しています。

これは、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の切迫やカムチャツカ半島東方沖地震に伴う津波警報の発表、青森県東方沖地震の発生及び近年激甚化する降雨災害などにより、地震、津波をはじめとした災害全般に対する関心が高まっていると考えられます。

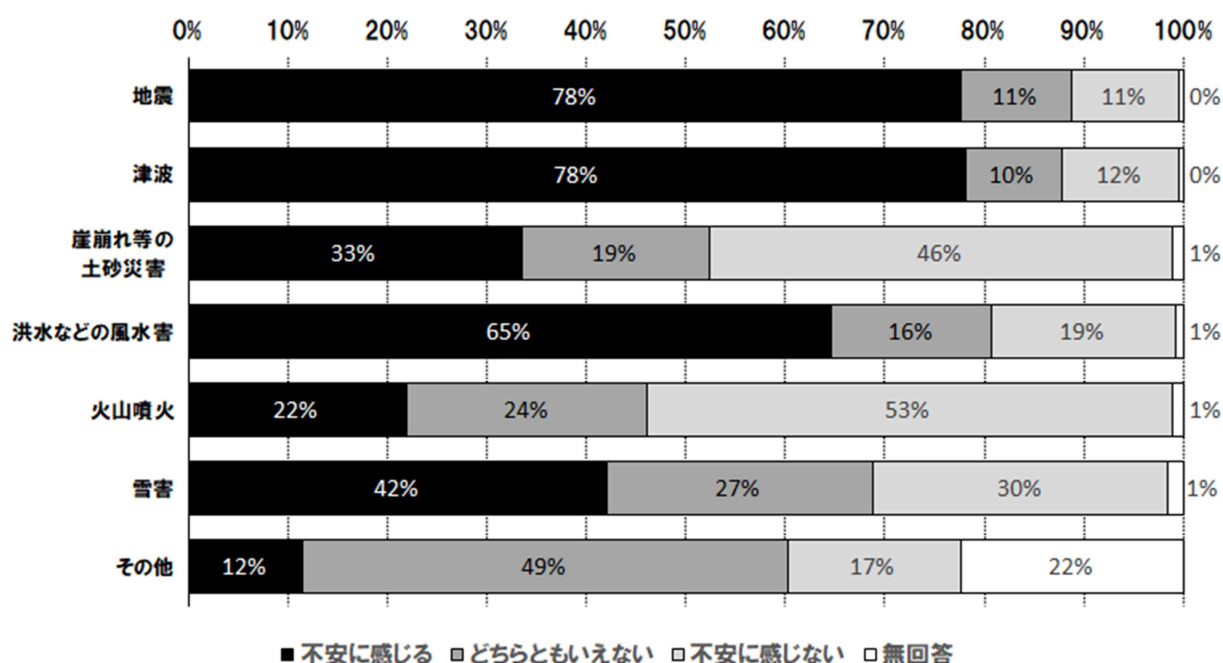


図 2-11：市民が不安に感じる自然災害

また、災害が発生した際に市民が不安に感じている事象は、多岐の項目にわたっております。

特に上下水道やエネルギー供給などのライフラインの停止や物流機能の低下、食料・物資の不足を不安に感じる市民が多く、次いで廃棄物・仮設住宅の遅れ、復旧・復興の人材不足、救助活動の停滞、医療・福祉の不足、道路交通網の寸断など、発災後の生活や復旧・復興に関わる事象について不安に感じている市民が多いことがうかがえます。この傾向は、前回のアンケート調査と同様の結果を示しています。

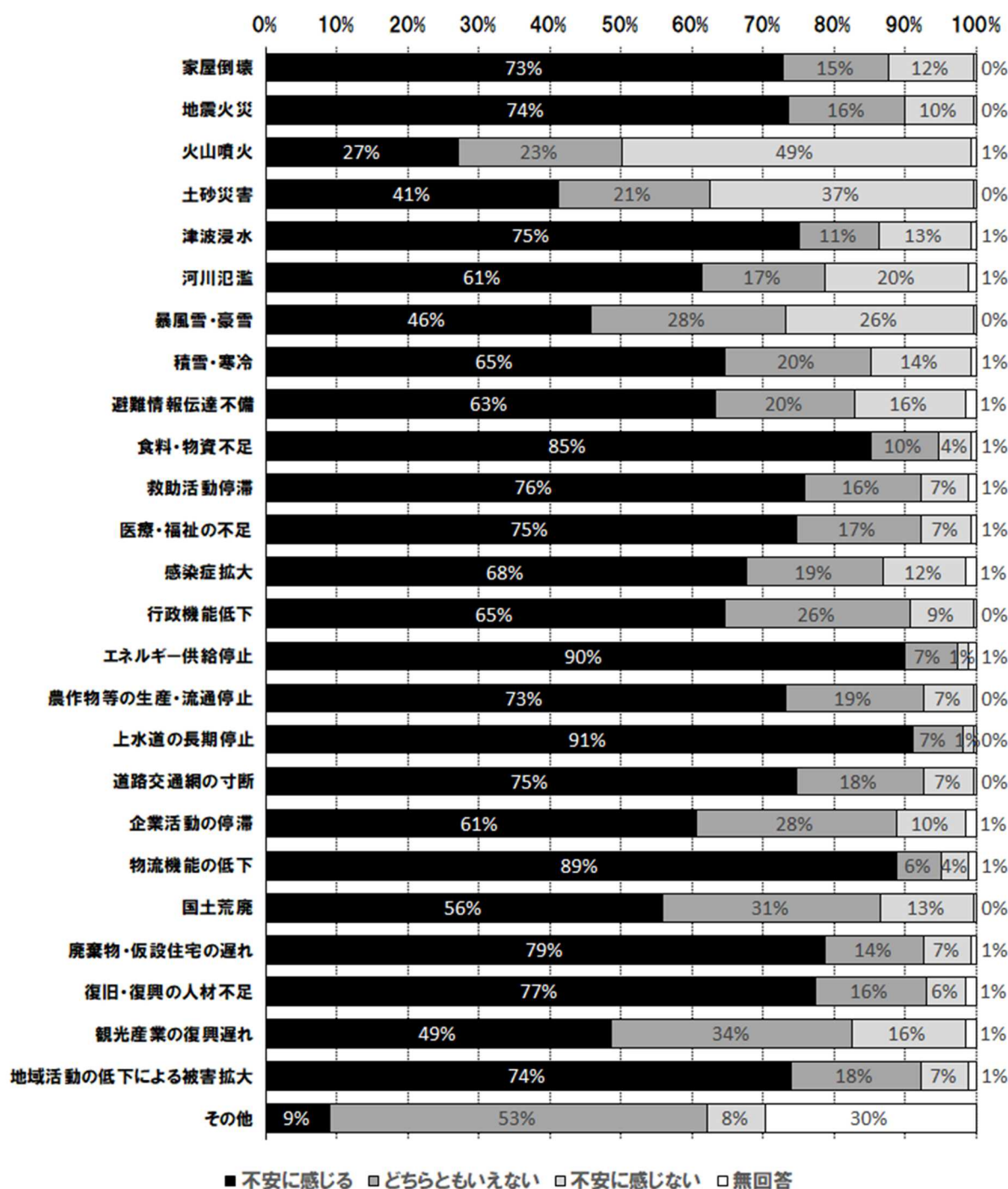


図 2-12：市民が不安に感じる事柄

○災害への備え、地域での防災活動の状況

自宅の耐震化に取り組んでいる市民は、一部取り組んでいるを含め 32%（前回 21%）に留まっております。自宅の耐震化は震災時の生存率に直結するため、さらなる市民への普及啓発、わかりやすく使いやすい支援制度の見直し等の検討が必要と考えられます。また、避難場所・避難所、避難路、防災マップ等の理解や食料・飲料水、携帯トイレ、非常用持出品等の備蓄は、前回調査より 10%程度高くなっていますが、災害時の適切な行動が即座にできるようさらなる理解の促進が必要だと考えられます。

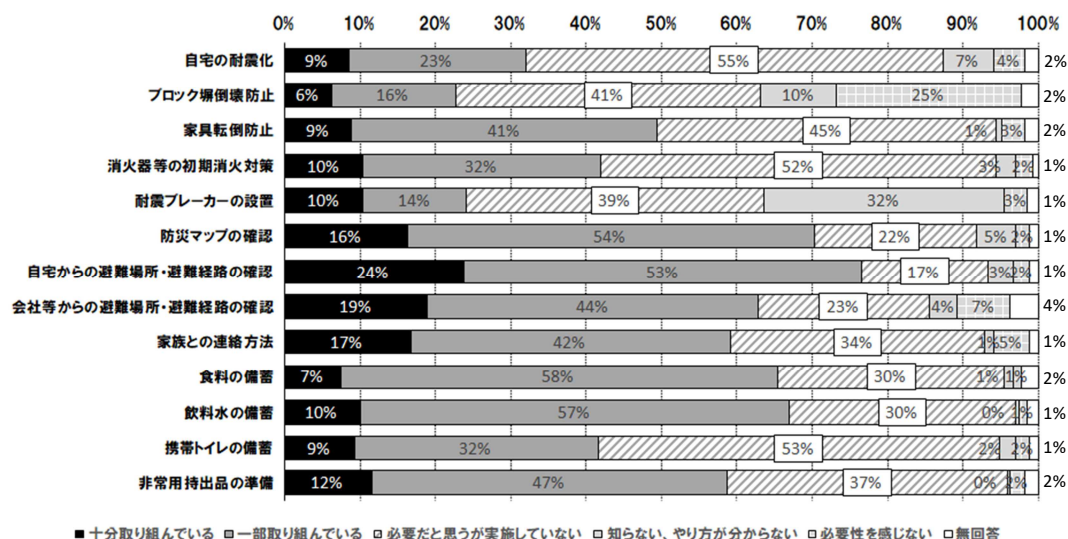


図 2-13：市民の災害への備え状況

○地域防災活動への取り組み状況

普段からの近所づきあいや町内会活動に参加している市民は一定程度いますが、前回調査から減少傾向にあり、自主防災組織に参加しているという市民は限られています。高齢化が進む中、災害時には近隣住民同士での共助が重要であり、市民間のつながりの強化、自主防災組織の活動の活性化に向けたさらなる取組が必要であると考えられます。

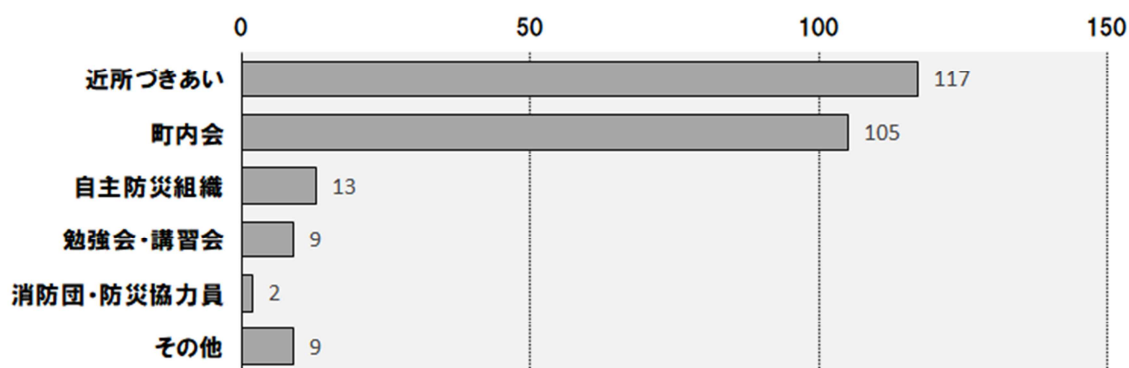


図 2-14：地域での防災活動の取り組み状況

○災害対策に関して、市が実施すべき施策・事業の優先度

市民が不安に感じる事柄として上位に挙げた項目に対応した施策が上位となる傾向にあります。特に災害時の円滑な避難及び避難生活の改善に関して適切な対応が求められています。また、過去の大規模な停電の経験による停電対策及び上下水道や道路・橋梁等のインフラ施設の整備についても優先すべきという意見が多い結果となりました。

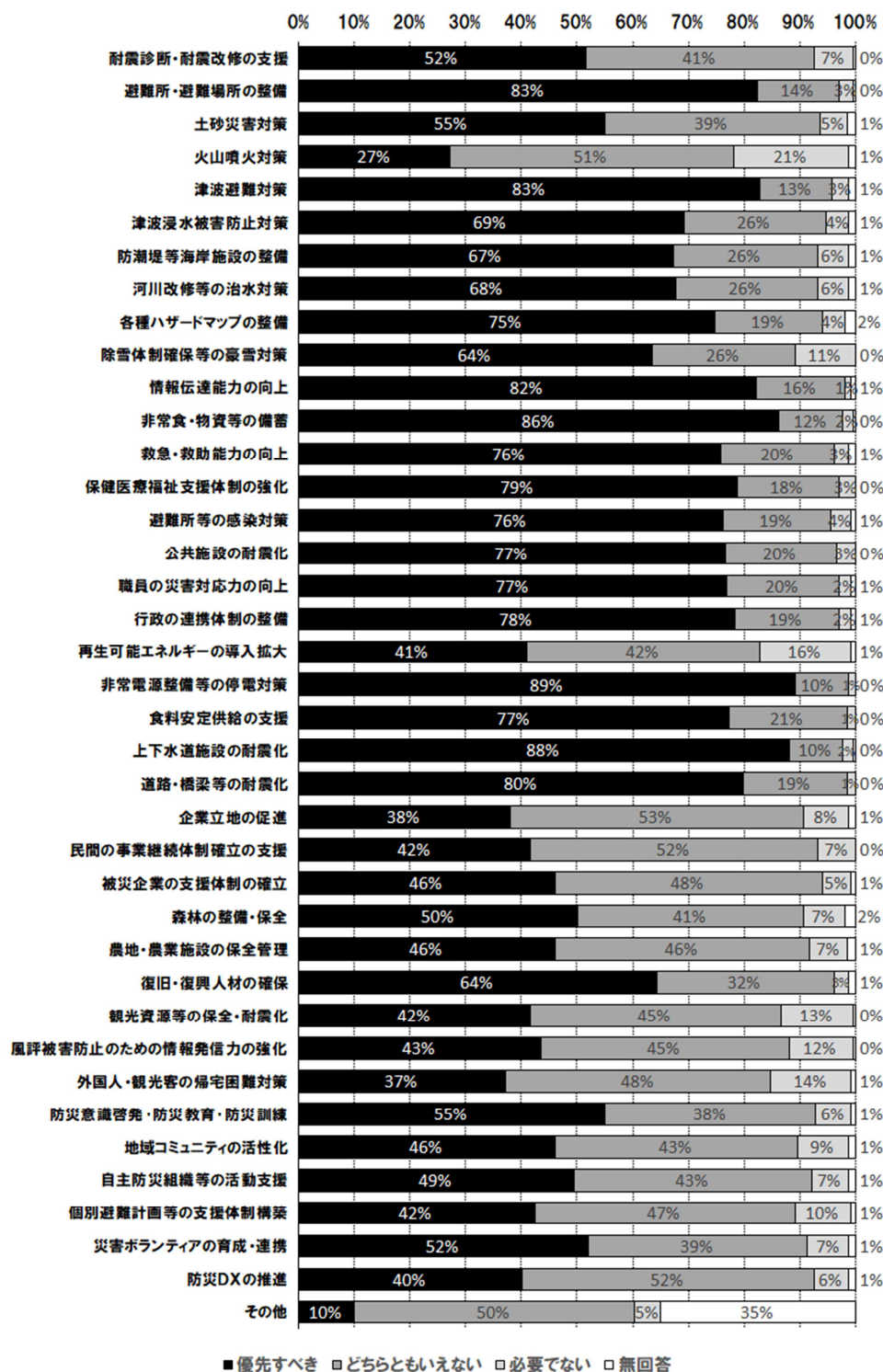


図 2-15：災害対策に関して、市が実施すべき施策・事業の優先度

2. 2 想定される主な災害

(1) 地震

登別市地域防災計画によると、本市では、「海溝型の地震」、「内陸の活断層で発生する地震」、「全国どこでも起こりうる直下の地震」の3つのタイプの地震が想定されます。その中でも、最大の揺れが発生することが予測される「全国どこでも起こりうる直下の地震」の想定される被害について示します。

市内で想定される地震の建物被害は、住宅以外も含む市内全ての建物約 19,000 棟のうち、全壊建物が約 400 棟（約 2%）、半壊建物が約 1,400 棟（約 7%）、全半壊建物で約 1,800 棟（約 9%）と想定されます。

また、人的被害は、死者 5 人を含む死傷者数が約 310 人（約 1%）発生することが想定されます。

なお、いずれも地震の揺れによる被害を示したもので、火災や液状化などに起因する被害は含まれていないため、実際に災害が発生した場合の被害は、更に大きなものとなる可能性があります。

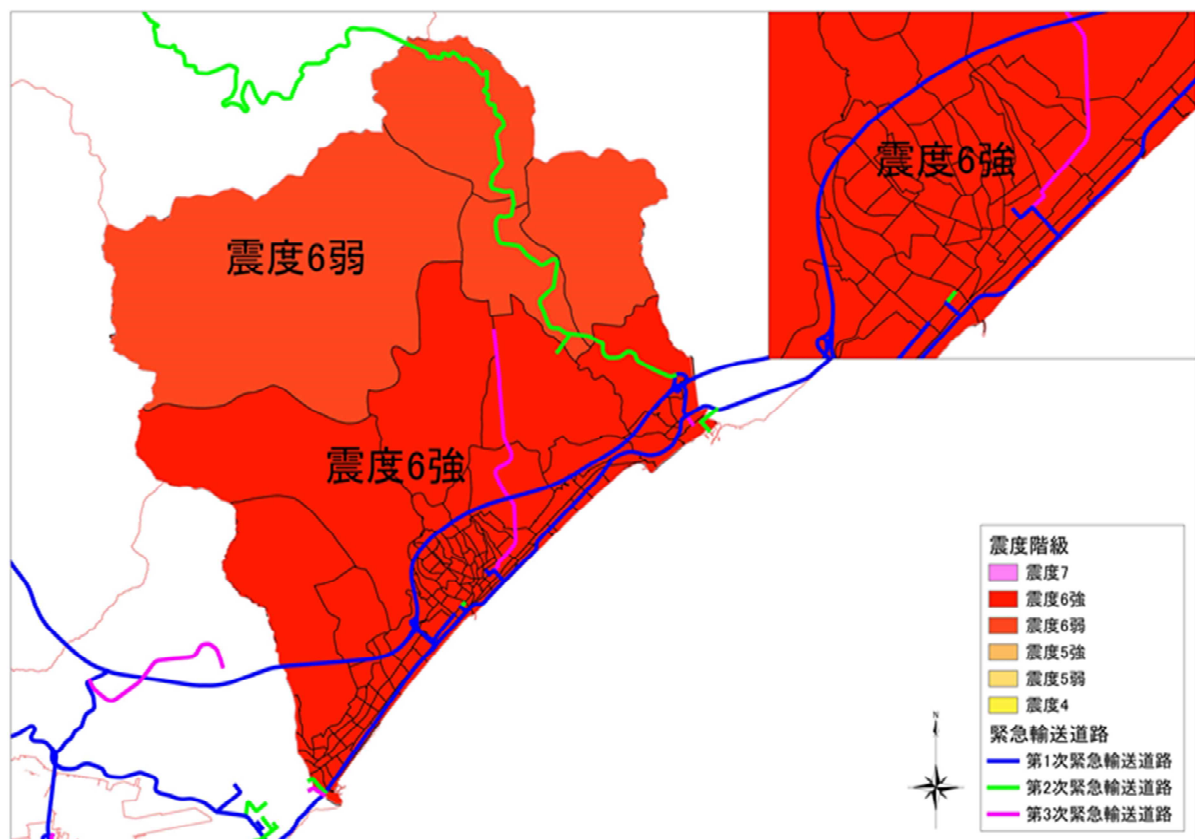


図 2-16：「市町村揺れやすさマップ（登別市）」（出典：北海道立北方建築総合研究所）

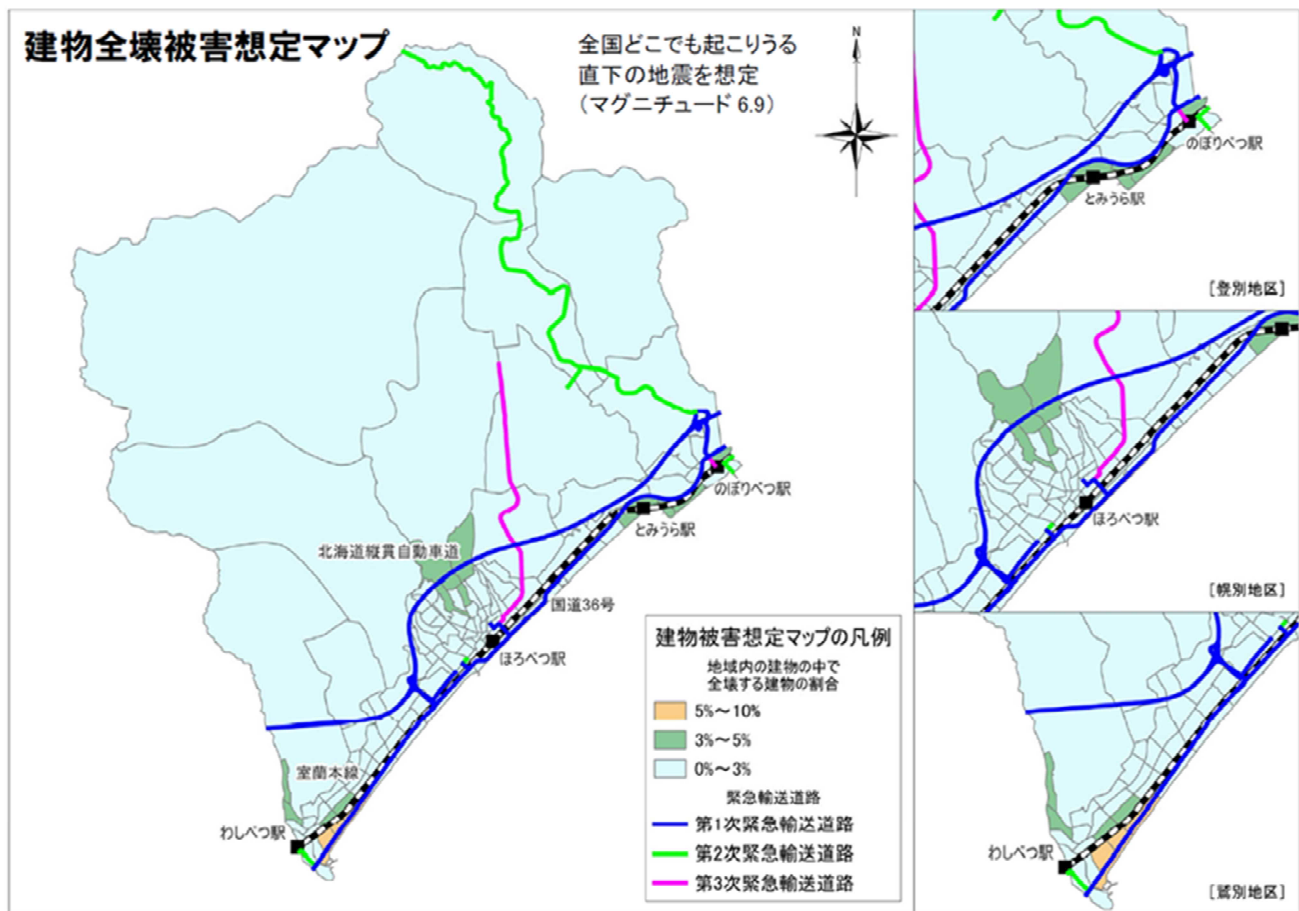


図 2-17：「建物全壊被害想定マップ」 （出典：登別市耐震改修促進計画）

(2) 津波

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、北海道が令和3年10月に津波災害警戒区域として指定した日本海溝・千島海溝沿い巨大地震に伴う最大クラスの津波浸水範囲を想定しています。

また、北海道が令和4年7月に最大クラスの津波による被害想定を公表しています。

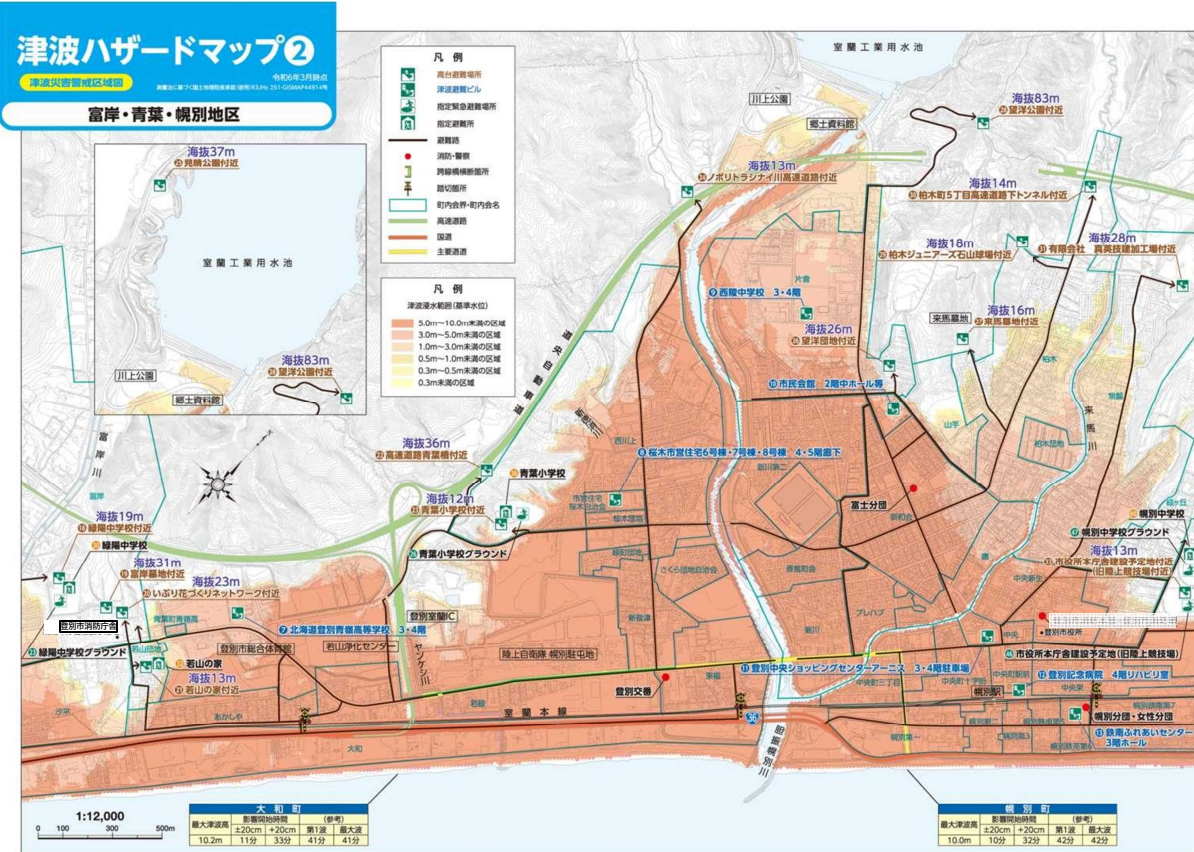
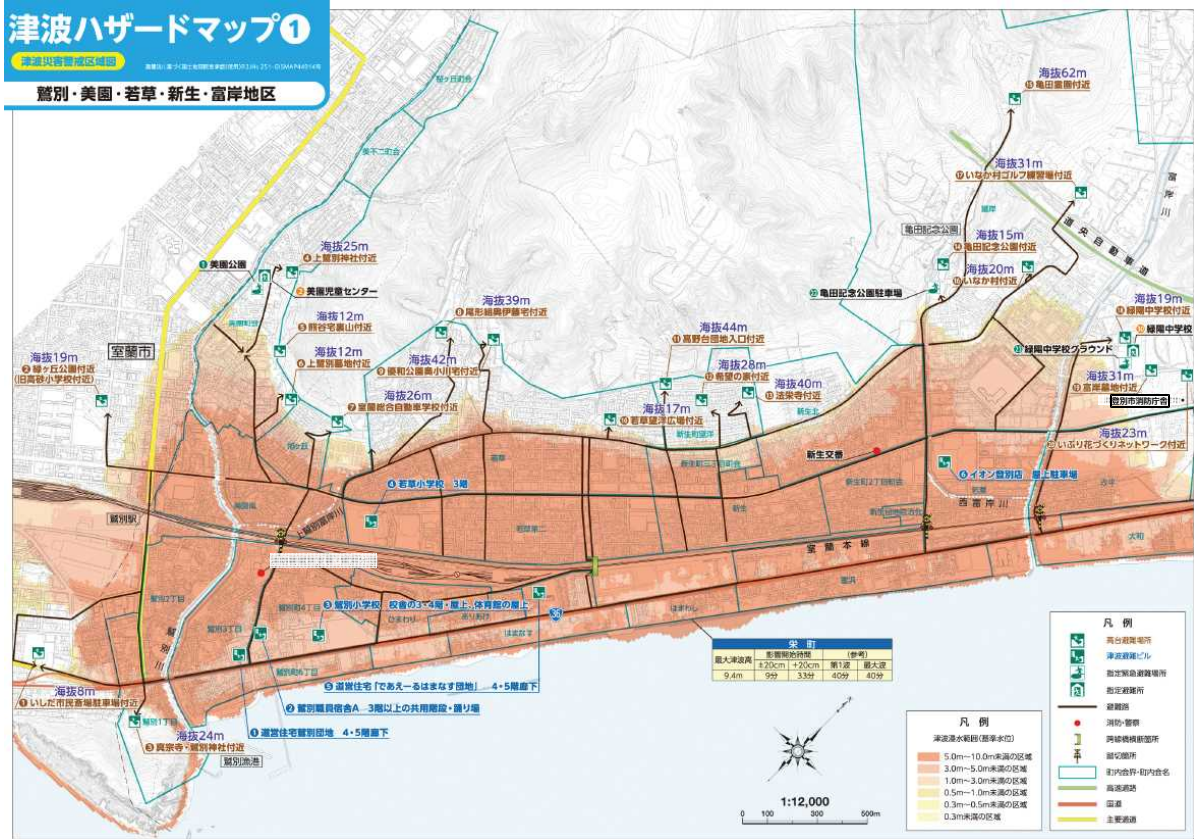
なお、登別市は、令和4年9月に国から「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域」として指定されています。

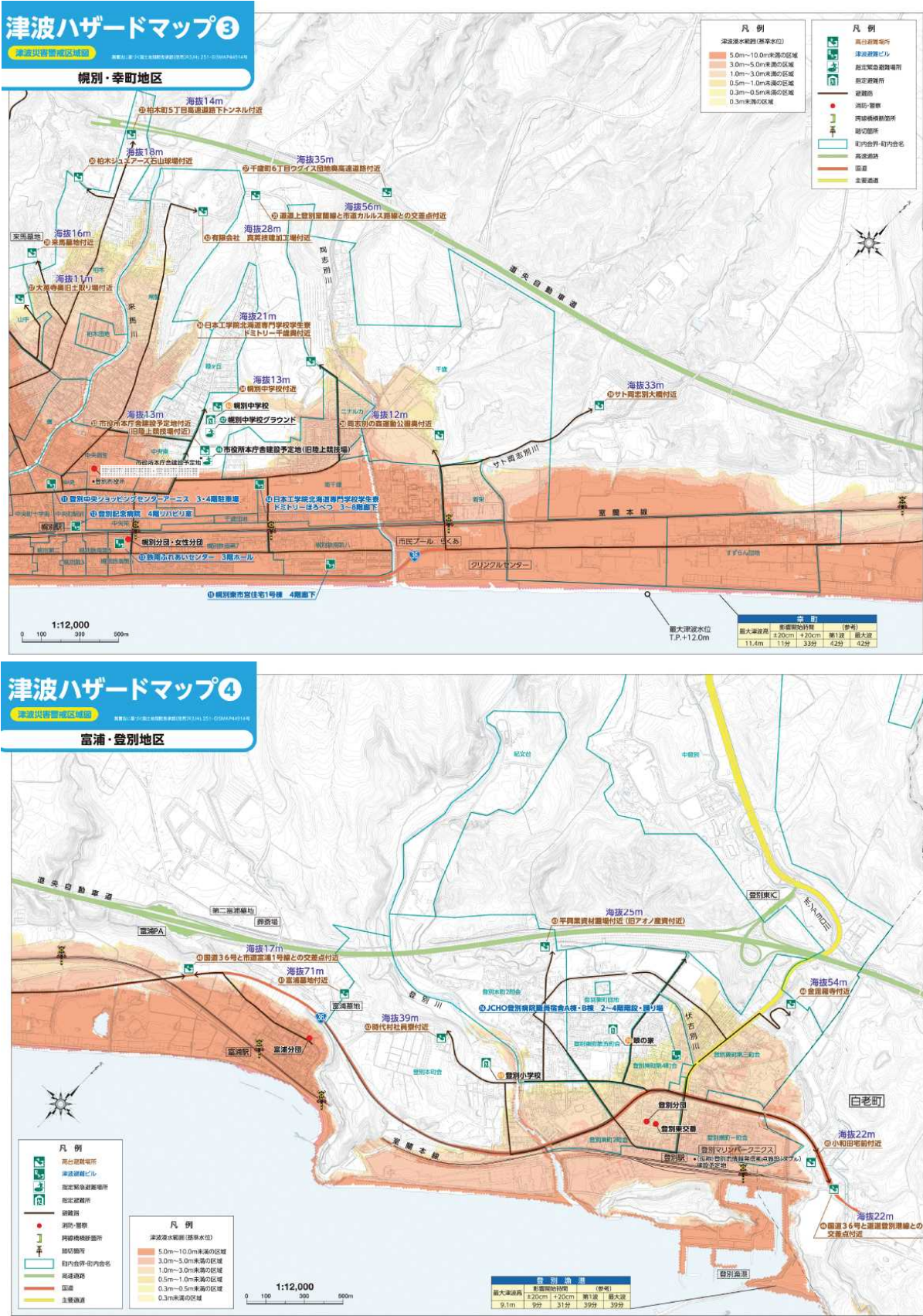
ア：想定される津波の最大津波高等（日本海溝・千島海溝沿い巨大地震に伴う最大クラスの津波）

地 点	最大津波高 (基準水位)	影響開始時間		(参考)	
		±20 cm	+20 cm	第1波	最大波
栄 町	9.4m	9 分	33 分	40 分	40 分
大 和 町	10.2m	11 分	33 分	41 分	41 分
幌 別 町	10.0m	10 分	32 分	42 分	42 分
幸 町	11.4m	11 分	33 分	42 分	42 分
登別漁港	9.1m	9 分	31 分	39 分	39 分

イ：想定される人的被害【死者数】

避難率の条件区分	発災の時期	想定死者数
早期避難率高＋呼びかけの場合 (津波避難ビルを考慮する)	夏・昼	約 610 人
	冬・夕	約 3,900 人
	冬・深夜	約 7,700 人
早期避難率低の場合 (津波避難ビルを考慮しない)	夏・昼	約 10,000 人
	冬・夕	約 16,000 人
	冬・深夜	約 20,000 人





(3) 洪水・高潮

ア 洪水

本市は、道内において比較的雨量の多い地域です。道は、上鶯別富岸川、鶯別川、西富岸川、富岸川、胆振幌別川、来馬川、岡志別川、登別川、クスリサンベツ川、ポンアヨロ川について、想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水により氾濫した場合の浸水想定区域を公表しています。

想定しうる最大規模（1,000年に一度程度起こり得る）の降雨の場合、広範囲で0.5～3mの浸水深となることが予測されており、来馬川沿いの幌別地区においては、市役所、病院、避難所に指定されている施設等が浸水予想区域に位置しております。



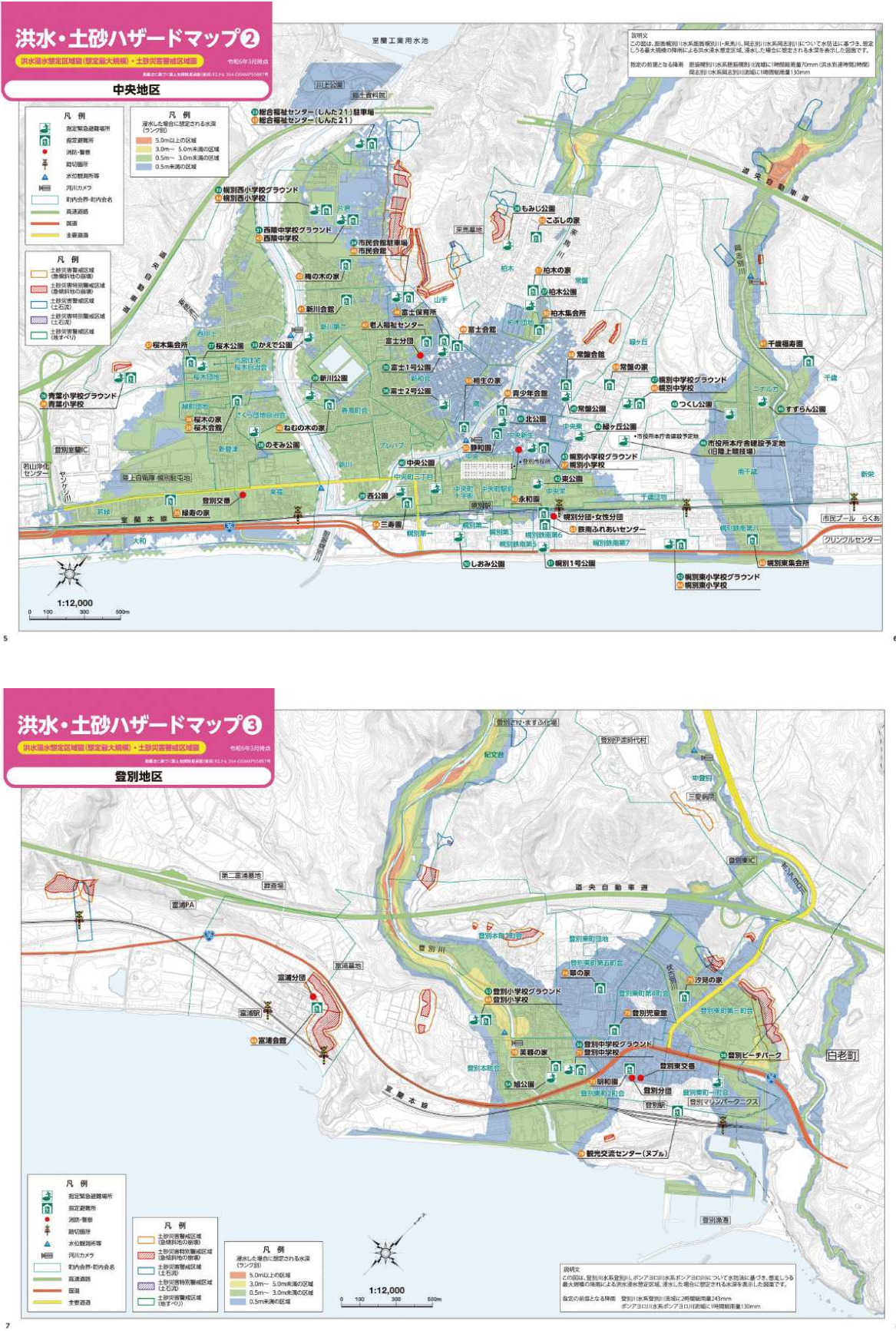


図 2-19：洪水浸水想定区域図（出典：登別市洪水・土砂災害ハザードマップ抜粋）

イ 高潮

本市は、これまでに高潮による被害はありませんが、海岸沿いの国道 36 号線の一部においては数年に一度、越波の影響により通行止めとなっています。

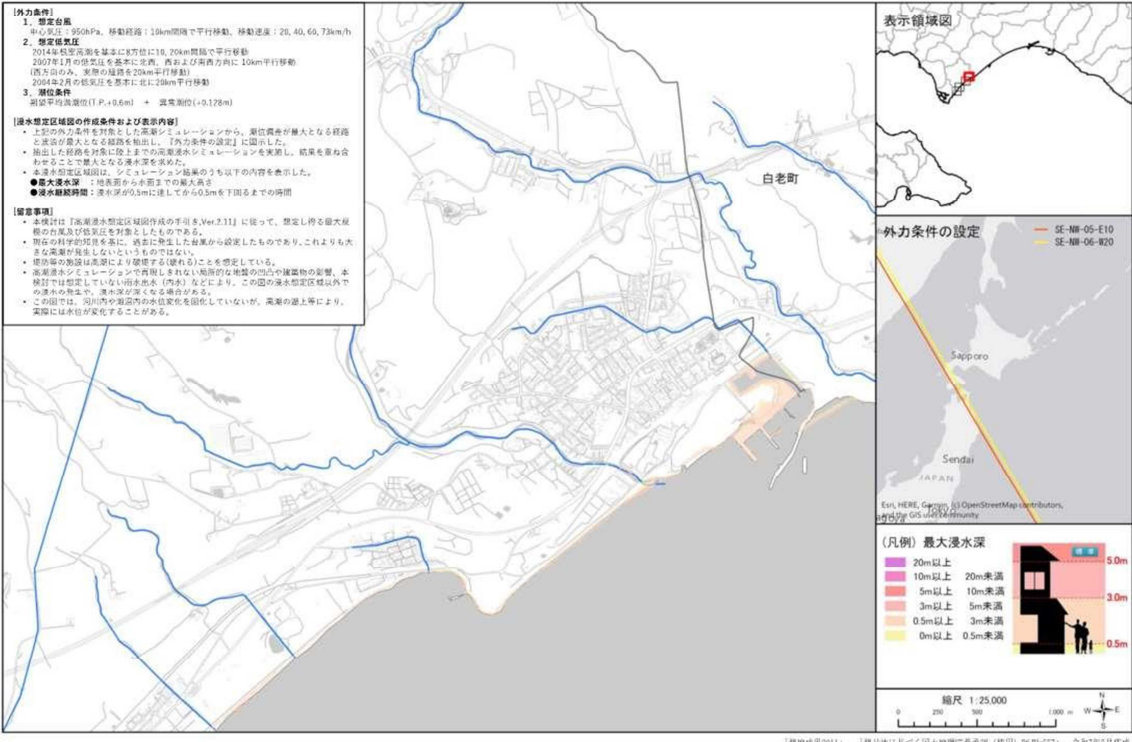


図 2-20：登別海岸の越波による通行止めの様子

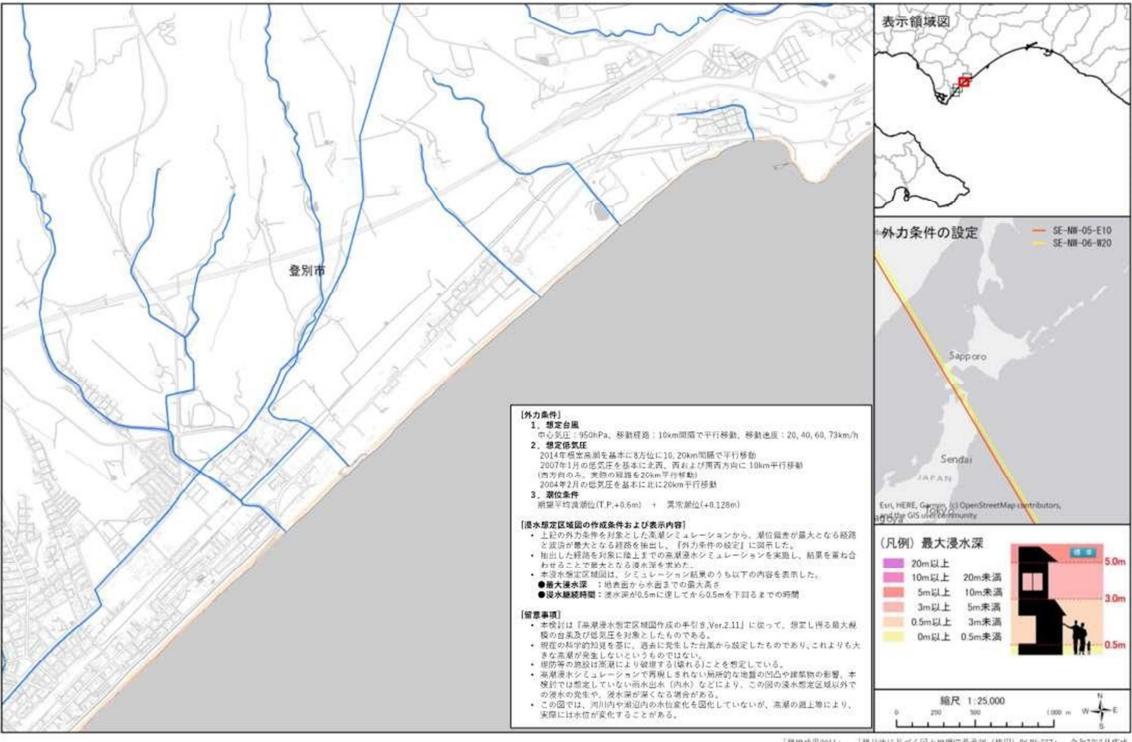
道は、水防法に基づき、令和 7 年 6 月に想定し得る最大規模の高潮による氾濫が海岸や河川から発生した場合の浸水想定区域図を公表しています。この浸水区域図は、我が国における既往最大規模の台風と高潮の外力を基本として最悪の事態を想定して作成されたものです。

本市における最大浸水深 0.5m～3m 未満の区域は登別港町から鷺別町にかけての太平洋に面した海岸、登別漁港、鷺別漁港と想定されています。また、最大浸水深 0.5m 未満の区域は、鷺別川沿いの一部地域と想定されており、想定浸水区域の住民の方にお知らせするとともに、避難等の対策を講じる必要があります。

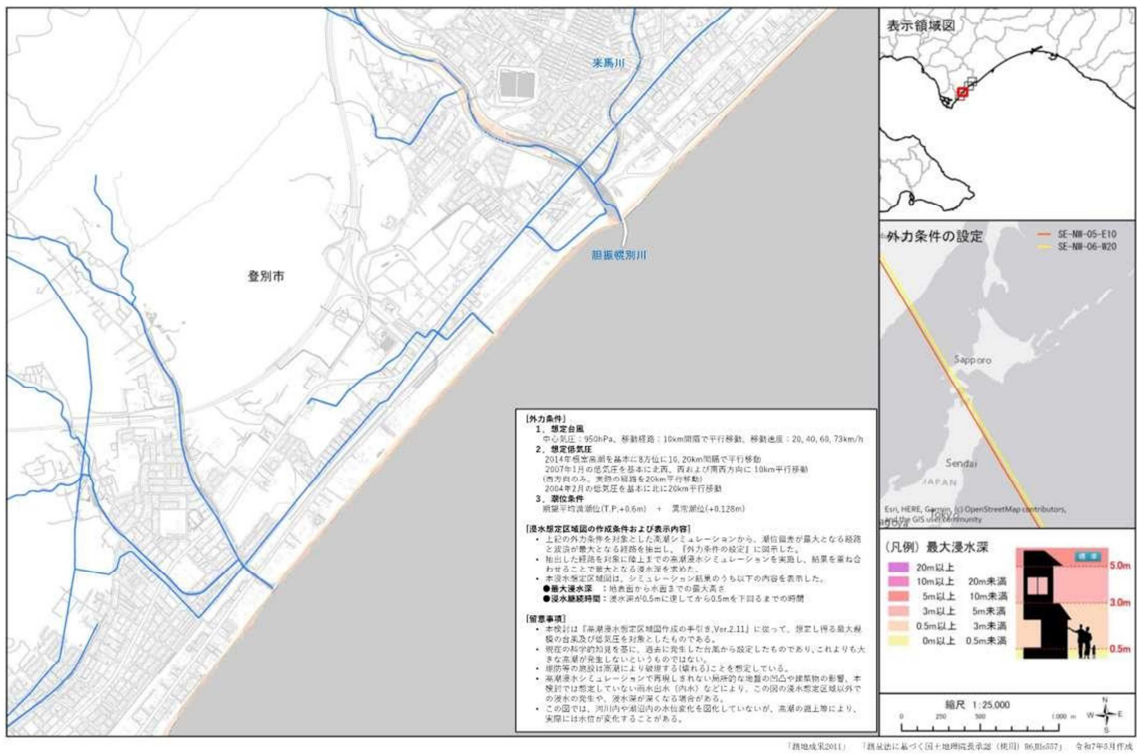
高潮浸水想定区域図（浸水深）【登別市 1/ 4】



高潮浸水想定区域図（浸水深）【登別市 2/ 4】



高潮浸水想定区域図（浸水深）【登別市 3/ 4】



高潮浸水想定区域図（浸水深）【登別市 4/ 4】

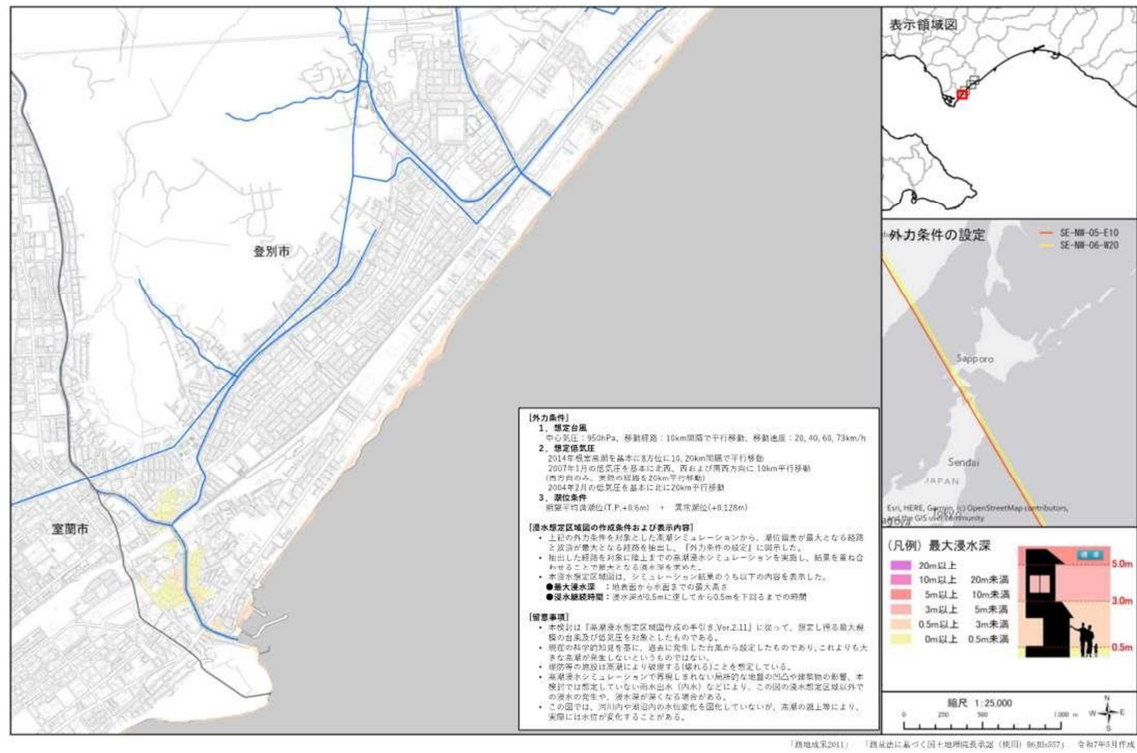


図 2-20：高潮浸水想定区域図（出典：北海道 HP 高潮浸水想定区域についてより抜粋）

(4) 土砂災害

本市では、令和7年4月現在、土砂災害防止法に基づく土石流、地すべり及び急傾斜地の危険箇所数は、合計で133箇所となっています。そのうち、同法に基づく、土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は合計で98箇所となっています。また、登別温泉地区においては、山々に囲まれすり鉢上の地形となっているため急傾斜地が多く、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている地域が多くあります。

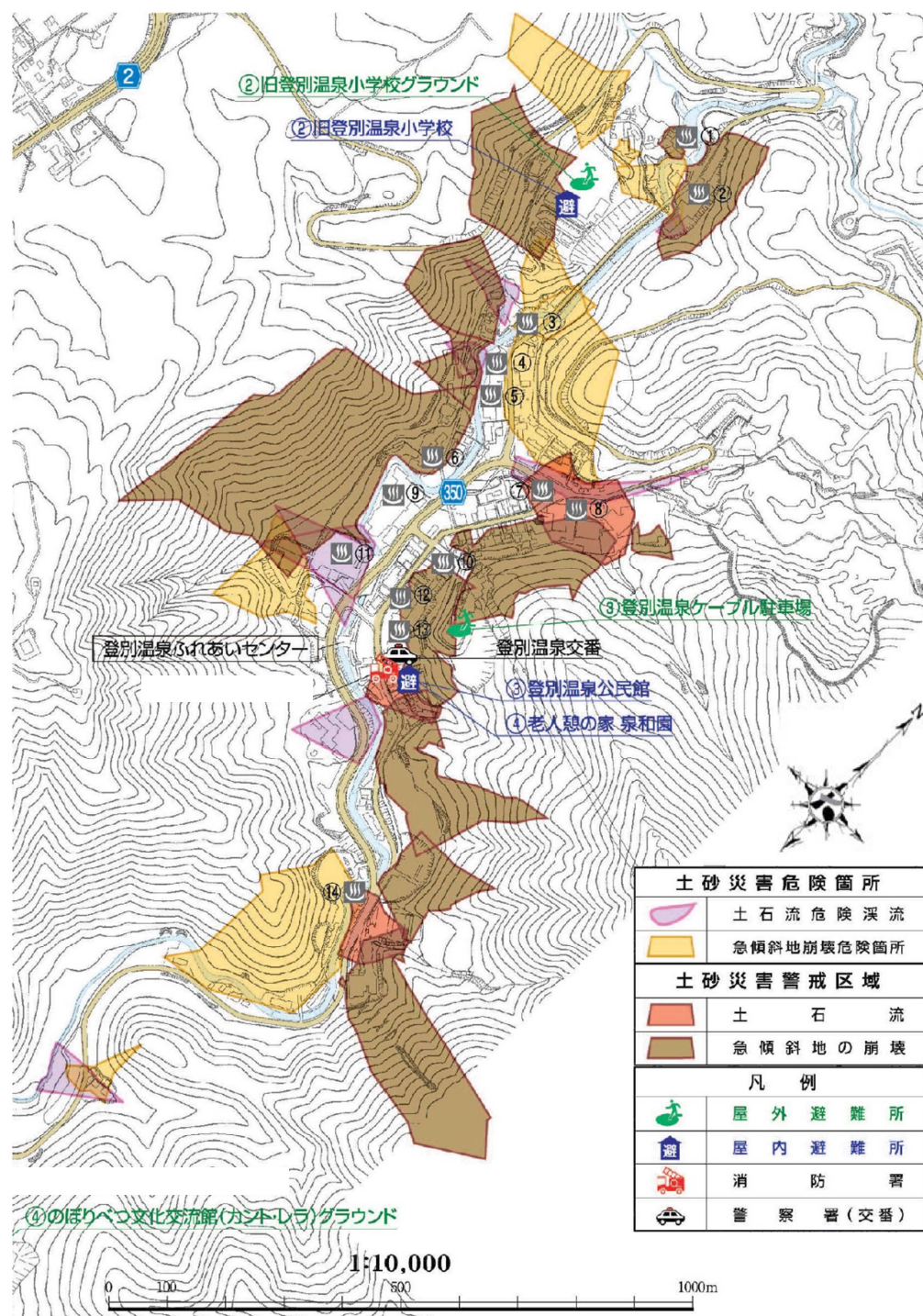


図 2-21：登別温泉地区 土砂災害予測区域図（出典：登別市防災マップ抜粋）

(5) 火山災害

倶多楽は、登別温泉地区に位置しており、最新の噴火は約 200 年前です。

このときは、日和山、大湯沼、地獄谷などの 7ヶ所以上の火口で水蒸気爆発が発生しました。

倶多楽は、現在でも活発な活動が認められており、将来も小規模な水蒸気爆発を引き起こす可能性があると考えられています。

本市は、火山性景勝地であるカルルス温泉や地獄谷等の観光資源を有するように、火山の恩恵をうける一方で、火山災害によるリスクを有していることを認識しておく必要があります。

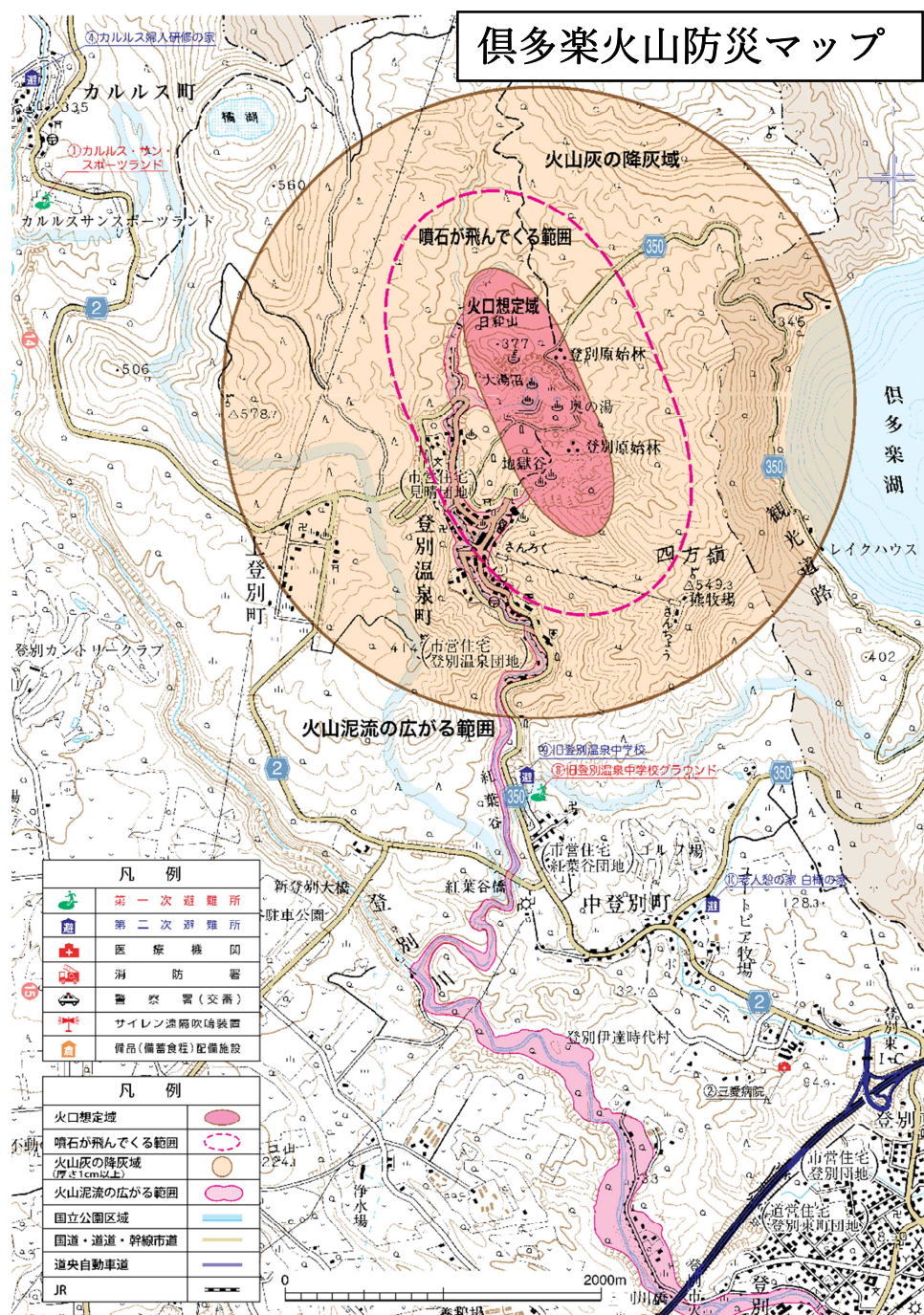


図 2-22：火口想定域（出典：倶多楽火山防災マップ）

(6) 過去の災害

昭和以降、登別市内で被害のあった地震では、昭和 43 年 5 月の十勝沖地震（室蘭地方震度 4）、平成 5 年 7 月の北海道南西沖地震（室蘭地方震度 4）、平成 15 年 9 月の十勝沖地震（登別市鉦山町震度 3）、平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震（登別市桜木町震度 3）、平成 30 年 9 月の胆振東部地震（登別市桜木町震度 5 弱）を観測しています。

表 2-1：過去の地震災害

発生年月	地震名	震度	被害状況
昭和 43 年 (1968 年) 5 月 16 日	十勝沖地震	M7.9 (09:48) (室蘭地方震度 4) M7.5 (19:39) (室蘭地方震度 3)	軽傷者 2 名、住家半壊 3 戸、一部破損 30 戸、非住宅半壊 1 棟、崖崩れ 6 ヶ所、道路 6 ヶ所、上水道破裂 21 ヶ所、その他公共施設 7 ヶ所等、被害総額 49 百万円
昭和 57 年 (1982 年) 3 月 21 日	浦河沖地震	M7.1 (室蘭地方震度 3)	軽傷 1 名、住家一部破損 3 戸、学校施設 1 ヶ所、水道施設 1 ヶ所 等、被害総額 6 百万円
平成 5 年 (1993 年) 7 月 21 日	北海道南西沖地震	M7.8 (室蘭地方震度 4)	住家被害 2 件、人的被害(軽傷)2 人、道路被害 2 ヶ所、下水道被害 4 ヶ所、商工被害 1 百万円等、被害総額 11 百万円
平成 15 年 (2003 年) 9 月 26 日	十勝沖地震	M8.0 (登別市鉦山町震度 3)	外壁剥離、道路陥没等、負傷者 4 名（軽症 3 名、重症 1 名）等、被害総額 3 百万円
平成 23 年 (2011 年) 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震	M9.0 (登別市桜木町震度 3)	水産被害、車両被害等、総額 39 百万円
平成 30 年 (2018 年) 9 月 6 日	北海道胆振東部地震	M6.7 (登別市桜木町震度 5 弱)	住宅半壊 2 戸、一部損壊 22 戸 学校等公共施設 14 ヶ所(43 百万円) 商工被害等(878 百万円)
平成 31 年 (2019 年) 2 月 21 日	胆振地方中東部地震	M5.8 (登別市桜木町震度 4)	人的被害(重症)1 人、公共施設 1 ヶ所
令和 7 年 (2025 年) 12 月 8 日	青森県東方沖地震	M7.5 (登別市桜木町震度 4)	公共施設外壁剥離等 3 箇所

本市は道内でも比較的雨量の多い地域であり、これまでも多くの風水害が発生していましたが、長い年月をかけて実施してきた治水事業により、平成になってから大規模な水害は発生していない状況となっています。

しかし、近年の全国各地で豪雨等による風水災害が頻発している状況を踏まえると、雨の降り方が短時間に強い雨が降る或いは一定の地域に大雨が降り続くなどの傾向にあり、地域の特性に配慮した風水害リスクを低減させるための対策が求められています。

過去の主な大雨や暴風雪による被害については下記に示します。

表 2-2：過去の風水害

発生年月	種別	被害状況
昭和 36 年 (1961 年) 10 月	集中豪雨	死者 4 名、行方 7 名不明、全壊 20 戸、流失 27 戸、半壊 17 戸、床上浸水 1,009 戸、床下浸水 3,218 戸 等、被害総額 1,163 百万円
昭和 55 年 (1980 年) 8 月	大雨	重傷 1 名、軽傷 5 名、全壊 14 戸、半壊 11 戸、一部破損 16 戸、床上浸水 583 戸、床下浸水 1,195 戸 等、被害総額 3,780 百万円
昭和 58 年 (1983 年) 9 月	大雨	軽傷 1 名、全壊 4 戸、半壊 14 戸、一部破損 12 戸、床上浸水 540 戸、床下浸水 312 戸、非住宅被害 139 戸、農業被害 109 百万円、河川 22 ヶ所、道路 76 ヶ所、 等 被害総額 6,759 百万円
平成 24 年 (2012 年) 11 月	暴風 大規模停電	住家被害（屋根、物置のトタン一部剥離等 2 1 棟）、非住家被害（車庫・看板の一部飛散等 6 件）、公立文教施設被害（13 箇所 14 百万円） 土木被害（道路 3 箇所 3 百万円） 等
平成 28 年 (2016 年) 8 月	大雨・暴風 ・波浪 (台風 10 号)	土木被害（道路 9 箇所、倒木 36 箇所等 13 百万円） 公共施設被害（41 箇所 19 百万円）
平成 30 年 (2018 年) 9 月	大雨・暴風 (台風 21 号)	土木被害（道路、倒木等 30 箇所 4 百万円） 公共施設被害（屋根、外壁剥離等 59 箇所 17 百万円）
令和 7 年 (2025 年) 9 月	大雨・洪水 ・暴風	土木被害（道路、法面、倒木等 64 箇所 15 百万円）

3. 登別市強靱化の基本的考え方

3. 1 基本目標・事前に備えるべき目標（カテゴリー）の設定

自然災害発生時において、最も優先すべきことは市民の生命を守り、あわせて市民の財産、生活を守ることです。また、強靱化の肝である、たとえ災害が発生しても迅速な復旧・復興ができる「強さ」と「しなやかさ」を持ったまちづくりをしていくことが重要です。そのためには、大規模災害への対応を見据え、まちづくり、エネルギー、産業、経済活動等の幅広い分野における強化について、登別市総合計画第4期基本計画と整合を図り平時の段階から進める取組とあわせ、人口減少や地域活性化に寄与する本市の持続的な成長を促進するものでなければなりません。

これらを踏まえ、国、道の目標と調和しつつ、本市の基礎自治体としての役割を踏まえた以下の3項目の基本目標を定めました。

【基本目標】

- 1 大規模自然災害から市民の生命、財産及び生活を守る
- 2 登別市の持続的成長を促進する
- 3 迅速な復旧・復興を目指す

これら基本目標の実現に向けて、より具体的な目標（カテゴリー）を設定します。

目標の設定にあたっては、国、道の強靱化計画をもとに、市民・地域と直接的に関わる基礎自治体としての役割があることを鑑み、市民防災組織の育成や防災教育・訓練に係る項目として、「災害に強い市民・地域の育成」を追加し、以下の7項目を事前に備えるべき目標（カテゴリー）を改めて設定しました。

表 3-1：事前に備えるべき目標

事前に備えるべき目標（カテゴリー）	
1	人命の保護
2	救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保
3	行政機能の確保
4	経済活動の機能維持
5	情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保
6	迅速な復旧・復興等
7	災害に強い市民・地域の育成

3. 2 計画の対象とする災害

国、道の強靱化計画と同様に、想定されるあらゆる大規模自然災害を対象とします。

【想定リスク】

地震、地震火災、地震による津波、浸水（洪水、高潮）による被害、崖崩れ、噴火などの自然災害全般

4. 脆弱性評価及び推進方針

4. 1 脆弱性評価について

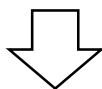
大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（国土強靱化基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本市においても、本計画に掲げる強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施しました。

○脆弱性評価を通じた施策検討の流れ

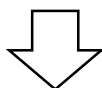
【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定】

- ・道強靱化計画における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」と整合を図り、登別市の地域特性等を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定。



【脆弱性評価の実施】

- ・登別市の実施している強靱化に関連する施策・事業の実施状況や課題等を整理し、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の回避について、効果の度合いや課題についての分析・評価。



【推進すべき施策プログラム・事業を策定】

- ・脆弱性評価の結果を踏まえ、リスクシナリオごとに、登別市強靱化に向けた施策プログラムを設定し、対象事業の策定と推進方針を整理。

4. 2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

道強靱化計画における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」と整合を図りつつ、本市の地域特性、近年の災害時における教訓等を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定しました。

【国及び道のリスクシナリオ等を踏まえた見直し】

追加したリスク	リスクシナリオ
地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生	1－1
洪水・高潮、防災インフラの損壊・機能不全等に伴う市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	1－4
自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	2－1
大規模な自然災害と感染症との同時発生	2－2
食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	2－3
避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境がもたらす、災害関連死等の発生	2－4
国民生活・社会経済活動への甚大な影響	4－3
生態系等の被害に伴う多面的機能の低下	4－4
通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶	5－1
上下水道施設の長期にわたる機能停止	5－3
多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	5－4
事前復興ビジョンや地域合意の欠如	6－1

表 4.1 登別市強靱化計画における起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）一覧

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護	1－1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生
	1－2 火山噴火や土砂災害による多数の死傷者の発生
	1－3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1－4 突発的又は広域的な洪水・高潮、防災インフラの損壊・機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1－5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保	2－1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2－2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生
	2－3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	2－4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生
3 行政機能の確保	3－1 行政機関の職員・施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下
4 経済活動の機能維持	4－1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
	4－2 市外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響
	4－3 食料の安定供給の停滞に伴う国民生活・社会経済活動への甚大な影響
	4－4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保	5－1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶
	5－2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
	5－3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5－4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期的にわたる孤立地域等の同時発生
6 迅速な復旧・復興等	6－1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理、仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
	6－2 災害対応・復旧復興を担う人材の絶対的不足等により復興できなくなる事態
	6－3 観光資源や関連施設の被災により観光産業の復興が大幅に遅れる事態
7 災害に強い市民・地域の育成	7－1 地域コミュニティの防災活動や防災教育・訓練の不足による被害の拡大

4.3 リスクシナリオ回避に向けた現状の分析・評価と推進方針（重点施策プログラム）

カテゴリー1：人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

1-1-a 住宅・建築物等の耐震化

【脆弱性評価】

- 地震災害時の建物の倒壊による死傷者の発生を抑制するためには、住宅・建築物等の耐震化を図ることが最も重要です。
- 本市では、「登別市耐震改修促進計画」に基づき、木造住宅の耐震診断への補助や、民間の多数利用建築物の耐震診断や耐震化に要する費用を補助しています。
- 耐震化率については、目標値「概ね解消」に対し、2023年度における多数利用建築物（民間）が68.7%、住宅（市有・民間）が79.2%となっており、本市の脆弱性における重要な課題となっています。その理由として、地震による危険性の認識や耐震化への意識が低いこと、耐震改修に要する費用の負担が大きいことなどが挙げられますが、引き続き所有者等に対し工事費用や工法などの耐震改修に関する情報提供等を充実させる必要があります。
- 市有建築物については公共性が高く、災害時の拠点若しくは避難所として活用されるため、優先度を検討・評価し、耐震化を推進する必要があります。
- なお、消防庁舎や小中学校については、新設又は改修等により耐震化されており、市役所本庁舎は、令和9年度供用開始の見込みとなっています。



【推進方針】

重点施策プログラム

- 登別市耐震改修促進計画に基づき、市有建築物は、多数の者が利用し、公共性が高い建築物などについて優先的に検討し、計画的に耐震化を促進します。
- 多数利用建築物（民間）は、所有者に対し耐震診断・耐震化の普及・啓発等を行うとともに、耐震化に要する費用の一部を補助するなどにより耐震化を促進します。特に地震発生時に避難所として位置づけられる建築物は、重点的に耐震化の促進を図ります。
- 住宅の耐震化については、耐震診断に要する費用の一部を補助するなどのほか、耐震改修工事に係る減免制度や融資制度について周知するとともに、耐震化に関する情報提供等の充実を図ります。

〔重要業績評価指標〕

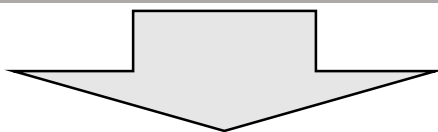
◇多数利用建築物耐震化率（民間） 68.7%(2023年度)⇒概ね解消(2030年度)

◇住宅耐震化率（市有・民間） 79.2%(2023年度)⇒概ね解消(2030年度)

1-1-b 建築物等の老朽化対策

【脆弱性評価】

- 本市が保有する公共建築物については、小中学校や市民会館、図書館等多くの市民が利用する施設、市役所や消防施設等の行政サービスを提供するための施設など様々な施設がありますが、これらの施設の多くは、建築後 30 年以上経過しており、老朽化が進行しています。特に公共施設の約 4 割を占める市営住宅については、幌別地区への偏在、建設後約 50 年経過し老朽化している住棟の増加により、地区単位での適正配置や集約再編等が求められています。
- このため、公共施設等における総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針を示した「登別市公共施設等総合管理計画」等に基づき、計画的な施設の維持管理、修繕、更新等を推進していますが、それに必要な財源の確保が課題となっており、施設の統廃合を含め、より計画的かつ効率的に進める必要があります。
- 民間建築物については、近年増加している老朽化した空家等において、防災、防犯、衛生上等の問題が、市民の安全・安心な暮らしを阻害しかねない状況となっています。本市では、「登別市空家等対策計画」に基づき、空家等の対策に取り組んでいます。人口減少や少子高齢化により空家数は上昇傾向にあり、引き続き、空家等の適切な管理や利活用の促進のほか、空家等の発生を抑制していく必要があります。



【推進方針】

重点施策プログラム

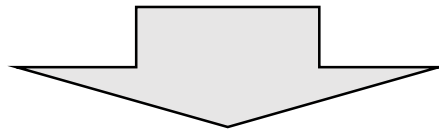
- 公共建築物の老朽化については、公共施設整備等の基本的な考え方を定めた「登別市公共施設総合管理計画」と施設類型毎の個別施設計画・長寿命化計画との連動を図り、各施設の重要性に応じ、財政負担の軽減・平準化を図りながら、施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に推進します。
- 市営住宅については、「登別市営住宅等長寿命化計画」に基づき、人口や世帯数の動向、住宅需要を見極め必要な戸数を確保することとし、ライフサイクルコストの縮減に努めつつ、計画的な建替や用途廃止を実施するとともに、予防保全的な長寿命化型改善や維持管理を推進します。
- 空家等への対策については、「登別市空家等対策計画」に基づき、空家等の発生の抑制に向けた意識啓発などや空家等の所有者等へ適切な管理を促すとともに、法に定める管理不全空家等や特定空家等に対しては必要に応じ法に基づく措置についても進めることとします。また、関係機関や各団体等との連携を図り効果的な空屋等の利活用対策の取り組みを進め、総合的な空家等対策を推進します。

〔重要業績評価指標〕

◇市営住宅管理戸数 1,362 戸(2025 年)⇒996 戸(2035 年)

1-1- c 緊急輸送道路等の整備**【脆弱性評価】**

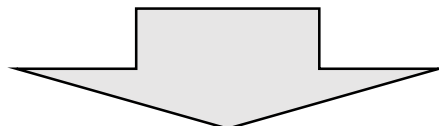
- 地震等の大規模災害発生直後から救助活動や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うためには、災害時でも道路等の交通ネットワーク機能を確保する必要がある、そのような災害時の交通の軸として緊急輸送道路は重要な役割を担います。
- 本市では、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、緊急輸送道路等を跨ぐ橋梁の点検、維持・補修、老朽化対策を実施しているところですが、今後、老朽化が急速に進むことが懸念されており、引き続き、災害時の被災軽減及び避難所へのアクセス道として定期的な点検や維持・補修を計画的に推進する必要があります。

**【推進方針】**

- 災害が発生しても、緊急輸送道路等を寸断させないため、緊急輸送道路等を跨ぐ橋梁の定期点検、維持・補修、老朽化対策等を計画的に推進します。
- 災害時における被災地内の道路啓開については、胆振・日高地方道路防災連絡協議会が作成する「胆振・日高地域道路啓開計画」に基づき、関係機関と連携のもと緊急輸送道路の計画的な整備を推進します。

1-1-d 防火対策・火災予防**【脆弱性評価】**

- 地震発生時の住宅火災の発生を抑えるためには、住宅用火災警報器、住宅用消火器、感震ブレーカー等の防火対策の強化とともにストーブ等の暖房機器の近くに可燃物を置かないなどの火災予防の周知が必要です。
- 本市においては地震災害時における火災対策として、市民や事業所等に対し、広報紙・公式ウェブサイト等による広報活動及び地域や事業所等の消防訓練等を通して火災の恐ろしさや予防方法等を周知するなどの防火意識の普及・啓発に取り組んでいます。また、危険物施設への定期査察を実施し、事業者には法で定める技術基準遵守を徹底させ、危険物災害の防止を図っています。
- 住宅用火災警報器については、火災警報器の有効性・維持管理方法を周知し、本市については近年の標本調査によると約8～9割の設置率で推移しています。なお、設置から10年以上経過した警報器もあることから、従来からの取組に加え、機器本体取り替えの必要性や、住宅内に一斉報知が可能である連動型の周知を推進する必要があります。
- 電気火災を防ぐ有効的な手段とされている感震ブレーカーの設置状況については、市民アンケート調査の結果、「感震ブレーカーの設置に取り組んでいる。」と回答したのは全体の25%にとどまっており、感震ブレーカーの有効性等の周知が必要です。
- 消防力の確保に関しては、消防車両等の維持・改修や更新のほか、消防団の資機材、施設の充実化等を実施しているところですが、引き続き、消防車両を含めた資機材の計画的な更新等と消防団の活動体制の強化が必要です。

**【推進方針】****重点施策プログラム**

- 災害時の火災による被害の拡大を防ぐため、市民や事業所等に対して、広報紙や公式ウェブサイト、消防訓練等を通じ火災の恐ろしさ・予防方法等について周知するとともに、危険物施設への定期査察を実施し、事業者には法で定める技術基準遵守を徹底させ、危険物災害の防止を推進します。
- 住宅用火災警報器や感震ブレーカーについても、更なる普及・啓発に取組み、設置率の向上を図ります。
- 地震時の同時多発的な火災等に対応するには、更なる消防力の充実が必要なことから、消防車両を含めた資機材の計画的な更新、消防施設の充実及び消防団の活動体制の強化を推進します。

〔重要業績評価指標〕

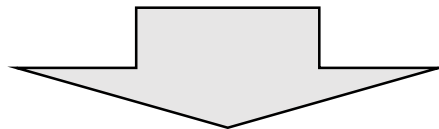
◇住宅用火災警報器設置率 93.0%（2025 年）→95.0%（2030 年）

1-2 火山噴火や土砂災害による多数の死傷者の発生

1-2-a 警戒避難体制の整備等

【脆弱性評価】

- 火山災害から住民や観光客等の安全を確保するため、北海道、白老町及び火山専門家などの防災関係機関等で構成する倶多楽火山防災協議会において、倶多楽火山避難計画を作成するとともに、市地域防災計画において火山噴火災害対策計画を定めています。
- 特に登別温泉宿泊地等の居住地域は火口付近にあるため、危険が迫った際には速やかに避難誘導することが必要です。そのため同協議会において「観光客等避難誘導マニュアル」の策定を促進するとともに、集客施設等における避難確保計画についても支援を行い、警戒避難体制の強化を図ることが必要です。
- 本市における土砂災害警戒区域等の指定は完了しており、ハザードマップを作成し市防災マップとして市民に配付・周知に努めていますが、避難の実効性を高めるための分かりやすい情報発信を行い、地域特性に応じた複合災害を意識しながら警戒避難体制の整備を促進する必要があります。

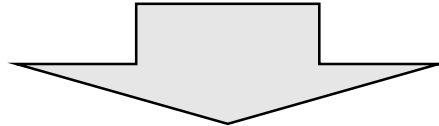


【推進方針】

- 警戒避難体制の整備にあたっては、倶多楽火山防災協議会における防災関係機関等との連携協力のもと倶多楽火山避難計画の充実・強化を図り集客施設等の避難確保計画の支援を推進します。
- 土砂災害に関しては、市防災マップ等を活用し、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所について周知の徹底と北海道等と連携し避難の実効性を高めるための分かりやすい情報発信の強化を推進します。

1-2-b 砂防設備等の整備、老朽化対策**【脆弱性評価】**

- 土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所など土砂災害の恐れのある箇所については、国・道による砂防設備等の整備が進められていることから、緊急性の高い箇所についての情報提供等を行い、効果的な整備推進に協力する必要があります。
- 山地災害危険地区等の周辺森林において、治山施設の整備と災害に強い森林づくりを計画的に推進できるよう国・道に対する情報提供をする必要があります。

**【推進方針】**

- 国・道による砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設等の効果的な整備のため、土砂災害の恐れのある箇所についての情報提供を行うなどの連携を図ります。
- 山地災害危険地区の危険性や荒廃状況に関する情報提供に努めます。

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

1-3-a 津波避難体制の整備

【脆弱性評価】

- 本市では、「登別市津波避難計画」を作成し、避難対象区域、指定緊急避難場所等のほか津波避難における初動体制や避難指示等の発令における手順等を整理しています。
- 本避難計画は、北海道が令和4年に発表した「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について」の前提条件及び令和7年7月30日カムチャッカ半島付近の地震に伴う津波警報発表時の状況を踏まえ、避難指示等の伝達方法、避難所の開設・運営、避難方法の周知、避難状況の把握などについて検証し、反映させたものです。
- 引き続き、本避難計画に基づく訓練等を行い実効性を高めるとともに、住民等の避難に必要な情報を迅速かつ確実に伝達するため、伝達手段の多重化、避難路や避難場所、避難所の津波避難施設等の整備、海拔、津波浸水予想地域や指定緊急避難場所等への誘導標識等の整備、学校や職場、町内会等における防災訓練や防災教育等に取り組む必要があります。

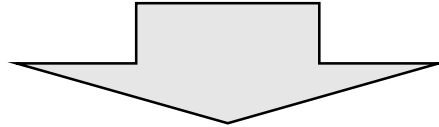


【推進方針】

- 津波防災においては、ハード面の整備のみでは限界があり、「自らの命は自ら守る」という観点に立ち、「何よりも避難」という基本的な考え方を理解し、実践することが重要なことから、円滑かつ適切な避難行動のため、引き続き、住民等に対する必要な情報の提供及び伝達手段の多重化に取り組めます。
- 積雪寒冷地という特性に対応した避難路や避難場所等の津波避難施設の整備と合わせて、海拔、津波浸水予想地域や指定緊急避難場所等への誘導標識等の整備を推進します。
- テレビ、ラジオ等のマスメディア、広報紙や公式ウェブサイト、防災研修会等を活用し、津波発生時には自ら率先して逃げる能動的な避難行動が浸透するよう継続的な防災訓練や防災教育等を推進するとともに、避難行動要支援者の把握と支援体制の整備の促進を図ります。

1-3-b 海岸保全施設等の整備**【脆弱性評価】**

- 海岸保全施設は、高度経済成長期に集中的に整備され、建設後相当の年月を経過した施設が多いことから、国、道などによる、劣化や損傷の状態に応じた適切な時期での修繕や、ライフサイクルコストの縮減に努めながらの老朽化した施設の機能回復等に、本市においても協力する必要があります。

**【推進方針】**

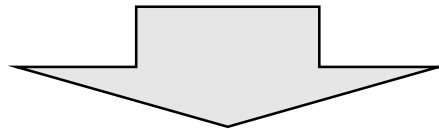
- 国、道などによる海岸堤防などの計画的な施設整備、老朽化対策や施設の維持管理の実施に関し、市民要望や老朽化状況等の情報提供について協力します。

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮、防災インフラの損壊・機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

1-4-a 洪水・浸水ハザードマップの作成

【脆弱性評価】

- 本市は道内において比較的雨量の多い地域です。市では、胆振幌別川・来馬川をはじめとする市内の主なその他河川等について、北海道が想定しうる最大規模（1,000年に1回程度）の降雨による洪水浸水想定区域図を公表したことを受け、令和6年3月に洪水ハザードマップを作成し、市民への配付などにより洪水浸水区域の周知に努めていますが、避難の実効性を高めるための訓練や情報発信に努める必要があります。
- 近年の浸水被害を踏まえ、新たに内水ハザードマップの必要性が高まっていることから、本市においても内水ハザードマップを作成し、浸水対策について検討する必要があります。
- 高潮災害については、令和7年6月に水防法に基づく高潮浸水想定区域が指定され、登別漁協、鶯別漁港等が浸水想定区域となったことを受け、高潮ハザードマップを作成し、高潮に関する情報発表に伴う避難情報の発令基準等について検討する必要がある。

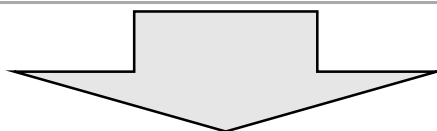


【推進方針】

- 洪水時の避難の実効性を高めるため、適切な避難行動が取れるよう分かりやすい情報の発信に取り組みます。
- 道において公表された高潮浸水想定区域のハザードマップを作成し、高潮に関する情報発表に伴う避難情報の発令基準等を定めるとともに、新たな防災マップの配布や公式ウェブサイト等を活用し周知を図ります。

1-4-b 河川改修等の治水対策**【脆弱性評価】**

- 本市では、河川氾濫による浸水被害を防ぐため、河川の護岸整備や河川施設の改修、河川の浚渫、河川敷地の草刈等を実施しているところですが、改修の必要な箇所が増加しており、引き続き計画的な河川施設の整備、継続的な維持管理が必要となっています。
- 本市においても集中豪雨等による浸水被害が頻発したため、2010年から既設雨水管渠の更新及び雨水管渠の新設に着手するとともに、浸水対策を必要とする地区において、計画的に雨水管渠の整備を進めるため、平成28年度に「雨水管渠整備計画」を策定し、令和6年度には「下水道事業経営戦略」の見直しと合わせて本計画の見直しを行いました。
- 引き続き、同計画と「下水道事業経営戦略」との連動により、雨水管渠の整備を着実に実施する必要があります。

**【推進方針】****重点施策プログラム**

- 豪雨等による浸水被害を軽減するため、道などの関係機関と連携し、計画的に河川の護岸整備や河川施設の改修、河川の浚渫、河川敷地の草刈等の維持管理を推進します。
- 内水氾濫を防ぐため、雨水管渠の新設整備等を推進します。

〔重要業績評価指標〕

◇都市浸水対策達成率 2.3% (2018年) → 4.9% (2028年)

1-4-c 気候変動への適応**【脆弱性評価】**

- 本市の地域特性や社会情勢の変化に応じて、気候変動の影響に対し被害を回避・軽減する「適応」の取組を総合的かつ計画的に推進するため、北海道気候変動適応計画と連動した本市の地域気候変動適応計画を策定し、必要な施策を進める必要があります。

**【推進方針】**

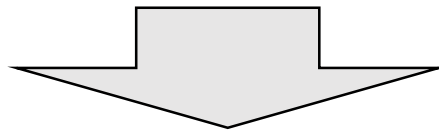
- 本市の地域特性や社会情勢の変化に応じて、気候変動の影響に対し被害を回避・軽減する「適応」の取組を総合的かつ計画的に推進するため、北海道気候変動適応計画と連動した本市の地域気候変動適応計画の策定について取り組みます。

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

1-5-a 暴風雪時における道路管理体制の強化

【脆弱性評価】

- 本市は、道内において比較的降雪量の少ない地域ですが、暴風雪や豪雪時には、除雪機械や運転手の必要量の確保が難しくなる恐れがあるため、各道路管理者と除雪状況や通行規制などの情報共有を行い、連携を図り対応する必要があります。
- 吹きだまりが発生する路線への防雪施設の設置等を行っていますが、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要となる可能性があることも踏まえ、老朽化が進んでいる既存の防雪柵や雪崩防止柵、消雪施設の更新など、一層の効果的な整備が必要です。



【推進方針】

重点施策プログラム

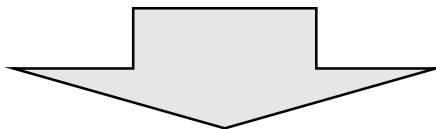
- 暴風雪時には、除雪状況や交通規制について道路除雪・雪対策会議により各道路管理者間の情報共有及び連携強化を図り除雪体制を整えます。
- 今後、気象条件の変化により新たな対策が必要となる可能性があることも踏まえ、道路防災総点検による必要箇所への防雪施設の設置や老朽化が進んでいる既存施設の更新など、一層の効果的な整備を推進します。

〔重要業績評価指標〕

◇道路防災総点検における防雪等に関する要対策箇所の対策率（市道）
50%（2025年）→65%（2030年）

1-5-b 除雪体制の確保**【脆弱性評価】**

- 本市では、新雪除雪は一定の降雪があった場合に実施し、路面整正、拡幅除雪及び排雪は、主に幹線道路において、路面状況や路肩堆雪状況等を確認し、必要に応じ実施しています。また、路面凍結によるスリップ事故を防止するため、幹線道路等の交差点や坂道等に凍結防止剤の散布を実施しています。
- これらの業務は、市または民間事業者が保有する機械を使用し、作業を民間事業者に委託していますが、運転手の高齢化や除雪機械の老朽化等により除雪体制を確保するのが、年々難しくなっています。
- 冬道の安全性の向上や円滑な除雪作業の推進、地域の除雪に対する理解を得るため、地域町内会と連携して、ボランティアによる凍結防止剤等の散布や啓蒙活動を実施していますが、参加者の減少傾向がみられるため、地域との連携強化も今後の課題となっています。

**【推進方針】****重点施策プログラム**

- 道路の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化します。
- 除雪体制の確保に向けて、除雪作業を実施する協定事業者との連携体制の向上に加え、市民・町内会や企業・団体等との連携を図り、地域での冬道の安全対策や啓発活動を推進します。
- 老朽化した除雪機械の計画的な更新、除雪機械を保持する協定事業者の確保等を推進します。

〔重要業績評価指標〕

◇車道除雪延長 269km (2025 年) → 269km (2030 年)

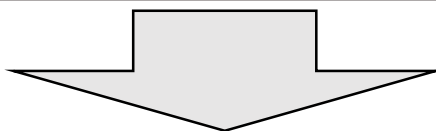
カテゴリー2：救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

2-1-a 多様な取組みによる救助・救急体制の強化

【脆弱性評価】

- 大規模自然災害時には、多くの被災者の発生等により、救助・救急活動の需要が同時多発的に生じることが想定されます。
- このような救助・救急活動の需要に対応するため、地域防災計画の推進や総合防災訓練などを通じて、消防、警察、自衛隊、海上保安庁などの関係行政機関や民間企業・団体等との連携の構築に取り組んでいますが、今後とも関係機関相互の情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性を高める必要があります。
- 登別市消防庁舎の訓練施設を活用した消防職団員による訓練、医師の指示下により重傷傷病者に対して救命処置を行う救急救命士の養成及び現体制の維持、消防職団員の教育・訓練施設である北海道消防学校での専門知識の修得、登別市消防団との連携強化、多種多様な現場活動に対応する人材の育成とともに、救助・救急体制の向上に向けた取り組みを実施していますが、これら取り組みから得られた課題を踏まえ、より効果的な訓練環境を整備し、災害対応の実効性を高めていく必要があります。
- 訓練用資機材の計画的な更新を行い救助・救急体制の強化に繋がる人材育成等に努める必要があります。



【推進方針】

重点施策プログラム

- 防災訓練や日頃の交流を通じ、防災関係行政機関や民間企業・団体等との連携及び相互の情報共有体制を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を高める取組を推進します。
- 災害時の迅速かつ的確な救助・救急体制の強化に向けて、消防職員の災害対応能力の向上、人材育成等の継続的な実施、女性消防職員の積極的な採用、消防団員の確保、訓練用資機材の更新を計画的に推進します。

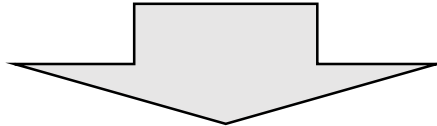
〔重要業績評価指標〕

◇救急救命士の数 20人（2025年）→ 20人（2030年）

2-1-b 自衛隊体制の維持・拡充

【脆弱性評価】

- 東日本大震災には、陸上自衛隊北部方面隊から最大1万3千人（延べ83万人）の人員が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、近年頻発・激甚化する道内外における大規模自然災害に備え、本道の自衛隊が果たしうる役割や本道の優れた訓練環境等を踏まえ、本市に所在する部隊はもちろん道内各地域に配置されている部隊、装備、人員の確保など、本道の自衛隊体制の維持・拡充を図る必要があります。

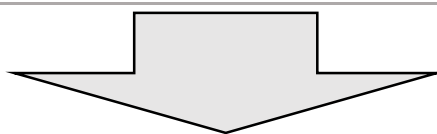


【推進方針】

- 道内外における大規模災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される本道の自衛隊について、平素からの連携強化を図るとともに、本市に所在する部隊をはじめ道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、道及び道内市町村とともに連携して取り組みます。

2-1-c 救助・救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備**【脆弱性評価】**

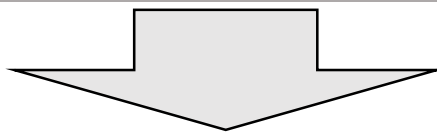
- 災害時に迅速かつ的確な救助・救急活動を実施するため、被災リスクの高かった消防本部、消防署及び消防署支署については、令和7年までに津波浸水予想区域外に移転し、災害活動拠点として必要な基盤を整備するとともに、ヘリコプターの離発着や緊急消防援助隊、北海道消防相互応援隊などの待機スペースなどの受援体制機能も整備しました。
- 災害時の被害状況等を迅速に把握するため、災害時情報共有システム（Ｌアラート）や衛星通信、ドローン等を活用した情報の収集・共有体制を強化する必要があります。
- 消防の災害対応能力強化のため、計画的な消防車両等の更新、災害用資機材の整備を実施する必要があります。

**【推進方針】**

- 防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、災害関連情報を迅速かつ的確に収集し、関係機関との情報を共有できる災害時情報共有システム（Ｌアラート）や衛星通信、ドローン等を活用した情報基盤の整備を推進します。
- 消防車両等の更新、災害用資機材等の維持管理、更新整備について、計画的な実施に努めます。

2-1-d 消防団活動の促進**【脆弱性評価】**

- 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、地震・津波などの大規模災害発生時には自らの安全確保を最優先としながらの避難広報、情報収集や捜索・救助活動、負傷者の応急救護などの重要な役割を担っていますが、地域の防災力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要があります。

**【推進方針】**

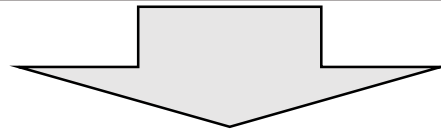
- 本市における地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、大規模災害発生時における捜索・救助活動や負傷者の応急救護などの重要な役割を担う消防団活動への理解と参加を促進します。

2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

2-2-a 被災時の保健医療支援体制の強化

【脆弱性評価】

- 災害時の状況に応じた適切な保健医療を提供するため、室蘭市医師会、室蘭歯科医師会、北海道薬剤師会室蘭支部及び北海道柔道整復師会胆振ブロックと協定を締結しており、引き続き協定の実効性を高めるため、各協定団体との連携体制の構築・強化を図る必要があります。



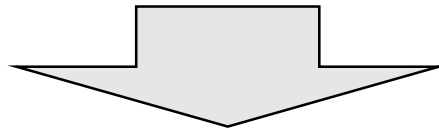
【推進方針】

- 災害時における適切な保健医療の提供に向けて、平時より道及び医療関係機関からの受援体制の構築を図るとともに、災害時の医療体制の確保に向けて、室蘭市医師会等の医療関係団体との連携体制の構築・強化を図ります。

2-2-b 災害時における福祉的支援

【脆弱性評価】

- 本市では、平常時より誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができる「福祉のまちづくり」を推進するため、その基本的理念や市民、事業者及び市の役割などを定めた「登別市ぬくもりある福祉基本条例」を制定しています。これに基づき、地域福祉活動の中心を担う社会福祉協議会への支援や地域皆で支えあう体制づくりに向けた地域生活支援拠点の整備、高齢者見守り体制への支援等を行い、災害時にも福祉的支援を実施するための地域防災体制づくりに努めています。
- しかし、高齢化率が高く推移する中、社会福祉活動の担い手不足等が課題となっているため、地域における災害時の福祉的支援体制の整備だけではなく、被災していない地域の社会福祉協議会等からの人的支援を円滑に受けられるよう、平時から道などとの連携体制を構築する必要があります。
- また、市が協定を締結している社会福祉施設の防災資機材整備、災害時の組織体制の整備に対する支援のほか、福祉避難所の整備等を促進する必要があります。

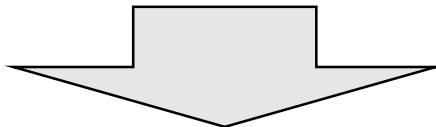


【推進方針】

- 災害時における福祉的支援の確保に向けて、地域防災体制の整備、見守り体制の整備、また市民が互いに助け合うという意識の醸成や、本市の地域福祉に対する考え方などの普及啓発等、地域における支援体制の強化を図ります。
- 市が協定を締結している社会福祉施設の防災資機材の整備、災害時に迅速かつ的確に対応できる防災組織体制の整備、施設職員への防災教育・防災訓練に対する支援や福祉避難所の増設・人材確保等の促進を図ります。

2-2- c 市域での感染症対策（定期的な予防接種）**【脆弱性評価】**

- 本市における感染症対策として、平常時より予防接種の実施のほか、各種感染症や伝染病に対する正しい知識の普及・啓発活動を実施しています。
- また、災害時には道や医師会等と協力し、被災家屋や下水その他不潔場所の消毒を実施することとしていますが、引き続き、各協力団体との連携体制及び防疫体制の整備に努める必要があります。

**【推進方針】****重点施策プログラム**

- 感染症対策として、平時からの予防接種や感染症等の啓発活動を実施するとともに、災害時の防疫活動における道や医師会等と協力体制の整備等を図ります。

〔重要業績評価指標〕

◇麻しん風しんワクチン予防接種（1期）の接種率

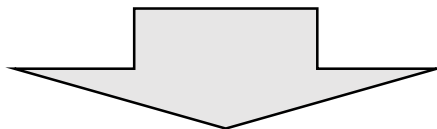
86.5%（2025年度）→100%（2031年度）

2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

2-3-a 支援物資の供給等に係る連携体制の整備

【脆弱性評価】

- 災害時における円滑な物資供給のためには、物資の調達、輸送及び支援物資の受入・管理等の円滑な対応が求められます。
- 本市は、地域防災計画に基づき、他の自治体及び民間企業・団体等との間で災害時の応急対策に必要な協定を締結し、災害時の物資の調達等に備えていますが、必要な対象業務の拡大など協定内容の見直しを実施するとともに、協定の実効性を確保するため協定に基づく防災訓練など平時からの活動を促進する必要があります。
- 支援物資の受入・管理体制の整備については、外部からの支援を円滑に受け入れるため、「登別市災害時受援計画」を策定し、物資の調達から受入れ、配送までの手順や支援物資集積拠点候補施設等を整理していますが、引き続き、国、道、事業者と連携し、支援物資の種類や数量のリスト化を図り、物資集積拠点となる施設の役割や設置場所などの検討を行うなど、物資調達・輸送の仕組みの整備に取り組む必要があります。



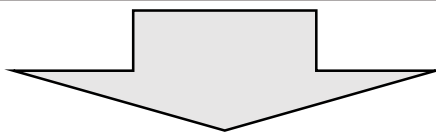
【推進方針】

- 物資供給をはじめとした災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、地域防災計画に基づき締結している他の自治体及び民間企業・団体との協定について、必要な対象業務の拡大など協定内容の見直しを行うとともに、協定に基づく防災訓練など平時からの連携した活動を促進し、物資調達に関する協定の実効性の向上を図ります。
- 「登別市災害時受援計画」を円滑に運用するため、国、道、事業者と連携し、災害発生時の連絡体制の確認、支援物資の種類や数量のリスト化、物資集積拠点となる施設の役割や設置場所などの検討を行うとともに、研修・訓練等を通じ業務内容の理解を深めるための取組を促進します。

2-3-b 非常用物資の備蓄促進

【脆弱性評価】

- 本市では、家庭や企業等における災害時の備えとして、最低3日間、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品などの備蓄や非常用電源を確保することを防災イベントや広報紙等を活用し啓発活動を行っていますが、市民アンケートによると、食料・飲料水の備蓄に「十分取り組んでいる」は、全体の12%程度であり、「一部取り組んでいる」を合わせても約54%に留まる状況です。そのため、今度とも研修やイベント、広報紙等のあらゆる機会を通じて、自発的な備蓄等を促進するための啓発活動の取り組む必要があります。
- 市の備蓄については、登別備蓄整備方針に基づき、市役所本庁舎や消防庁舎、避難所など、市内17カ所に食料や飲料水、生活必需品、防災資機材等の分散備蓄を行っていますが、アレルギーなどに対応した食料品や生活必需品などの備蓄の多様化に努めるとともに、避難所の適切な生活環境の確保や積雪寒冷期を想定した資機材等の備蓄について、計画的に整備を行うことが必要です。
- 災害時や積雪寒冷期は、物資運搬に時間を要することを考慮し、各避難所における備蓄品の充実を図るとともに、備蓄品の保管場所の確保が必要です。
- 特に、孤立する可能性のある地域では、応援がなくても対応できる量の備蓄をする必要があります。



【推進方針】

重点施策プログラム

- 家庭や企業等における災害時の備えとして、最低3日間、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品などの備蓄や避難所等での生活に必要な、懐中電灯、携帯ラジオ、お薬手帳と定期的に服用している医薬品、防寒着などの非常時持出品を平時より備蓄しておくことのほか、非常用電源の確保が重要であり、研修や防災イベント、広報紙やSNSの活用などあらゆる機会を通じ、ローリングストック方式の取組など、市民に対し分かりやすく実施し易い備蓄の取組みを紹介するなどの啓発活動を強化し、各当事者の自主的な取組を促進します。
- 市が実施する備蓄については、備蓄整備方針に基づき市内17カ所での分散備蓄を継続するとともに、多様化する備蓄品の適切な入れ替え等、予算の平準化に配慮しながら、長期的かつ計画的な備蓄・管理体制の整備に努めます。
- 災害時や積雪寒冷期は、物資運搬に時間を要することや孤立する可能性も考慮し、各避難所における備蓄場所の確保及び必要な備蓄品の充実に取り組みます。

〔重要業績評価指標〕

◇備蓄食料の数 20,492食（2025年度）→22,000食（2030年度）

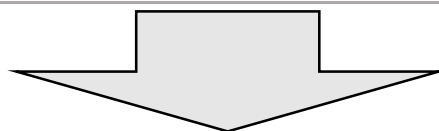
◇非常持ち出し品を備えている人の割合 45.6%（2022年度）→55.6%（2035年度）

2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

2-4-a 避難所等の指定・整備・普及啓発

【脆弱性評価】

- 指定避難所等は、災害時の安全・安心を確保するための重要な施策であり、災害の種類に応じた避難場所等の整備状況や収容人数、安全性、管理方法など、その適切性について不断の見直しを行う必要があります。
- 本市では、「登別市地域防災計画」に基づき、災害の種類等に応じて避難場所や避難所及び避難経路を指定し、また避難所運営マニュアルにおいて、避難所の開設・運営に係る要領を定めていますが、実践的な防災訓練等を実施し、自助、共助の取組が最大限発揮できるよう推進することが必要です。
- 高齢者や障がい者等の要配慮者のための福祉避難所については、市内の社会福祉法人等と協定を締結していますが、更なる確保や要配慮者が円滑な避難を可能とする体制の構築に取り組む必要があります。
- 災害時の避難場所として活用される公共施設や都市公園、備蓄倉庫等については、引き続き地域の実情に応じた施設整備を促進する必要があります。
- 大規模災害により市内で生活環境が整った避難所が確保できない場合に実施する広域避難について、広域避難する際の手続等について道や他の市町村と連携して取り組んで行く必要があります。



【推進方針】

- 指定緊急避難場所や指定避難所については、整備状況や収容人数、安全性、管理方法など、その適切性を確保するため、不断の見直しを行うとともに、新たな施設の確保を含め施設の計画的な整備を推進します。
- 地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、行政と自主防災組織等の住民が連携した運営体制の構築に向けた取り組みを推進します。
- 高齢者や障がい者等の要配慮者の安全を確保するため、福祉事業者等と連携を図りながら、福祉避難所の指定や円滑な避難体制の構築に取り組めます。
- 大規模災害により市内で生活環境が整った避難所が確保できない場合に実施する広域避難について、道や他の市町村と広域避難する際の手続や留意事項等について検討します。

2-4-b 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮

【脆弱性評価】

- 避難施設における良好な生活環境を確保し、災害関連死等を防止するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や、段ボールベッドや簡易ベッド及びプライバシーに配慮したパーティションの設置など、生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、十分なトイレ環境の向上を図ることが必要です。

また、寒さ・暑さ対策として暖房設備や冷房設備の整備に取り組む必要があります。

- 感染症が流行している状況下においては、感染予防・拡大防止に向け、健康調査や消毒液等必要となる資機材や衛生用品の準備、受入体制の構築が必要である。
- 避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月（令和6年12月改訂）内閣府（防災担当）」等を踏まえ、避難所の適切な設置・運営等に資する取り組みを推進する必要がある。
- 避難所以外にいる避難者等に対し、「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き（令和6年6月内閣府（防災担当）」を踏まえ、避難者等の避難生活の環境改善及び質の向上を図ることが必要である。



【推進方針】

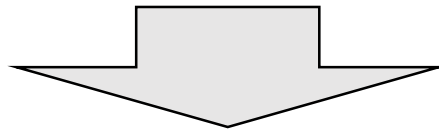
- 炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応など避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッド等の簡易ベッド及びプライバシーに配慮したパーティションの設置、携帯トイレの活用やトイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を促進します。

また、寒さ・暑さ対策における暖房設備や冷房設備の整備を推進します。

- 国の手引きを踏まえて、車中など避難所以外への避難者の生活環境の整備についても促進します。
- 感染症の感染拡大時における感染防止策に配慮し、避難所等の衛生管理や避難者等の健康管理のため、消毒液の確保等必要な資機材や衛生管理用品の備蓄等に努めるとともに、保健師による健康相談の実施、水洗トイレが使えなくなった場合のトイレ対策等の整備を促進します。
- 市民が参加する避難所運営訓練等を行い、避難所での感染症対策として市民に協力していただく事項や避難所でのルール等の検証を行い、感染防止策の実効性の向上と広報・啓発活動に努めます。

2-4- c 積雪寒冷を想定した避難所等の対策**【脆弱性評価】**

- 積雪寒冷時を想定した避難所における防寒対策として、ストーブ、段ボールベッド、毛布等の資機材の備蓄を実施しているところですが、現時点において、十分な寒冷対策が実施できているとは言えないため、避難所や避難場所における備蓄場所の確保と合わせて必要な資機材の備蓄が必要です。
- 停電時でも既存の暖房施設が使用できる電源の確保や水道凍結時でも使用可能なトイレや給水体制の確保、温かい食事が提供できる体制の構築など、避難所等における積雪寒冷に対応した防寒対策に取り組む必要があります。

**【推進方針】**

- 避難所における防寒対策として、地域未来交付金（地域防災緊急整備型）等を活用し、また民間事業者との連携を図りながら、停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、携帯トイレ、段ボールベッド、毛布等の資機材の備蓄を充実させるとともに、道路の積雪や凍結により円滑な資材の搬送ができないことも考慮し、避難所や避難場所における備蓄場所の確保に取り組みます。
- 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災研修等を通じた普及啓発を促進します。

カテゴリー3：行政機能の確保

3-1 行政機関の職員・施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下

3-1-a 防災拠点施設の整備

【脆弱性評価】

- 市役所本庁舎は、大規模災害が発生した際の防災拠点の中核として、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の重要な役割を担うことに加え、災害時であっても必要な通常業務を継続して実施する必要があるため、災害発生後も市役所庁舎をはじめとする防災拠点施設の機能を維持する必要があります。
- 現市役所本庁舎は、施設、設備の老朽化が進み、耐震性も不十分な状況にあり、津波災害警戒区域に位置するなどのことから、市民の安全安心な暮らしを守り市民生活を支え、行政活動を持続的に展開するため、「登別市本庁舎建設基本計画」を策定し、令和6年度から新庁舎建設工事に着手し、令和9年度供用開始に向け建設工事を進めています。災害はいつ発生するか分からないため、新庁舎が供用開始されるまでは、現庁舎の維持・補修、執務環境の改善等を適切に実施しつつ、災害により現市庁舎が使用できなくなった場合に備え、代替庁舎である市民会館の防災機能の維持・強化を図る必要があります。
- また、災害対策本部の補完的機能を担う登別市消防庁舎は、令和7年4月から供用を開始しており、引き続き、施設の機能維持に努め、防災体制の充実・強化を図ることが必要です。
- そのほかの防災拠点となる公共施設等についても、施設の機能を維持するため計画的な改修等が必要です。



【推進方針】

重点施策プログラム

- 市役所本庁舎については、「登別市本庁舎建設基本計画」に基づき、令和9年度の供用開始に向けて建設工事を進め、防災拠点及び行政機能の中核施設としての整備を促進します。
- 新庁舎の完成までの間は、現庁舎の維持・補修を適切に実施しつつ、代替庁舎である市民会館の防災機能の維持・強化を図るとともに、登別市消防庁舎を含めた防災体制の充実・強化に取り組みます。
- そのほかの防災拠点となる公共施設等については、「登別市公共施設等総合管理計画及び登別市公共施設等個別施設計画」や各種長寿命化計画（個別施設計画）、「大型事業推進プラン」等に基づき、施設の機能を維持するため、計画的な維持・管理に取り組みます。

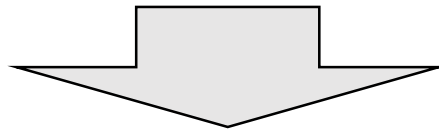
〔重要業績評価指標〕

◇公共施設の耐震化率 70%（2025年度）→ 80%（2030年度）

3-1-b 災害対策本部機能等の強化

【脆弱性評価】

- 災害発生時には、市災害対策本部が中心となり関係機関と連携し、災害対策業務を円滑に遂行できる体制づくりが必要です。
- 本市では、災害時の職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所などの災害対策本部に係る具体的な運用事項を地域防災計画で規定し、市災害対策本部の迅速かつ適切な初動体制の構築等に取り組んでいますが、今後、職員に対する訓練や研修等を通じ、職員の参集や応援職員の受入体制、各班相互の連携、市民等に対する情報発信や報道対応などの本部機能の実施体制の検証を行い、災害対策本部の機能強化、職員の災害対応能力の向上を図る必要があります。
- 災害対応の拠点となる行政機関や公共の施設については、非常用電源設備と72時間は非常用電源が稼働できる燃料の備蓄が必要であり、停電時には市民等に庁舎等を開放し、電源を提供することも必要です。



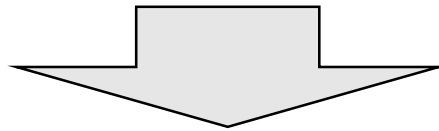
【推進方針】

- 災害時に迅速かつ適切に災害対応業務を実施するため、災害対策本部の訓練などを通じ、職員の参集や対策本部の設置、応援職員の受入体制、各班相互の連携、市民等に対する情報発信や報道対応などの本部機能の実施体制等を検証し、地域防災計画等の見直しと合わせて職員への研修を行い、災害対策本部の機能強化、職員の災害対応能力の向上に取り組みます。
- 本部機能の運用に必要な資機材、食料などの非常備蓄を計画的に推進します。
- 災害対応の拠点となる行政機関や公共の施設については、耐震化及び非常用電源設備の整備と燃料の備蓄を進め、市民や観光客等の被災者に対し庁舎を開放するなど電源の提供に努めます。

3-1-c 行政の業務継続体制の整備

【脆弱性評価】

- 大規模災害時、市は迅速かつ適切な災害対応を行うとともに、災害時であっても市民生活や企業活動等に大きな影響を与えられとされるサービス等の重要な業務については、継続させなければなりません。
- 本市では、災害時においても必要な行政サービスなどの提供を継続するため、「登別市業務継続計画（BCP）」を策定しているほか、各部局において業務マニュアルも策定していますが、同計画等に基づき業務を円滑に実施するため、大規模災害を想定した定期的な防災訓練を通じた検証を行った上で、必要な見直しや職員に対する研修などを行い、組織全体の業務継続体制を強化する必要があります。



【推進方針】

- 災害時であっても必要な行政の業務を継続できるよう、業務継続計画については、大規模災害を想定した定期的な防災訓練を通じ検証を行った上で、業務継続に必要な 6 要素を盛り込んだ計画の見直しを行います。
- 職員への研修による業務継続計画の重要性や各自の役割などについて理解促進を図り、業務の継続体制の確保に取り組みます。

3-1-d 応援・受援体制の整備

【脆弱性評価】

- 大規模災害時には、被災地外の地方公共団体や防災関係機関をはじめ、企業、ボランティア団体等により、様々な種類の支援が行われており、これらの支援が災害対応に果たす役割は極めて大きくなっています。
- 本市では、外部からの支援を円滑に受け入れるため「登別市災害時受援計画」を策定しており、同計画においては、応援職員の要請から受入れ、調整までの手順や依頼する業務等の明確化や非常時優先業務等の選定などについて整理していますが、研修・訓練を通じ継続的な検証と見直しに努める必要があります。
- 道外の姉妹都市等とは、災害時における相互応援協定等を締結し、平時からの相互交流を実施していますが、引き続き、受援計画の見直しを行い受援体制の充実に努めるとともに、応援する場合に備え、道との連携を図りながら、職員の研修や活動に必要な事務機器、資機材等の準備など事前に応援体制を検討しておく必要があります。



【推進方針】

重点施策プログラム

- 大規模災害時の災害応急体制の確保のため、登別市災害時受援計画について、研修・訓練等を通じた検証、理解の深化を図るとともに、PDCA サイクルを活用した計画の継続的な見直しに努めます。
- 道外の姉妹都市等との相互応援協定については、引き続き相互交流などにより協定の実効性の向上に努め、応援・受援体制の整備を図るとともに、広域応援を含め職員を派遣する場合に備え、道と連携を図りながら職員の研修や活動に必要な事務機器、資機材等の準備を行います。

〔重要業績評価指標〕

◇姉妹都市等との都市間交流人数 504 人（2025 年）→600 人（2030 年）

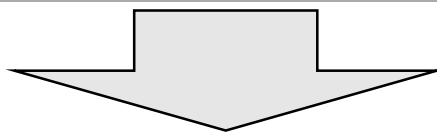
カテゴリー4：経済活動の機能維持

4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

4-1-a リスク分散を重視した企業立地等の促進

【脆弱性評価】

- 大規模災害が発生したとしても、サプライチェーンの寸断等による企業の活動が停滞する事態を発生させないためには、平時からリスク分散の視点からの企業立地が求められるため、本市における企業立地等の促進は、首都圏等との同時被災の可能性が少ないといった観点からも全国、全道の強靱化に寄与するリスク分散の一翼を担うものとなります。
- 市内への企業の誘致に関しては、北海道に進出計画のある企業を訪問し、市内遊休地や立地に関する優遇制度の紹介などを行っていますが、企業のニーズに応じた支援の検討など本市への立地を促進するための取り組みを強化する必要があります。
- 市内での創業に対しては、事業所の開設や空き店舗の活用における支援を実施しているところですが、今後とも登別商工会議所と連携し、創業しやすい環境整備に努める必要があります。



【推進方針】

- 首都直下地震や南海トラフ巨大地震時等の大規模災害時等において、広域的な経済活動の停滞を防ぐべく、リスク分散の観点を含めた本市への企業移転、立地に向け企業のニーズに応じた支援や人材確保の検討など本市への立地を促進するための取組を強化します。
- 市内での事業所の開設や空き店舗を活用した事業については、登別商工会議所と連携し、対象企業の拡大、継続的なPR活動等に取り組むとともにニーズに応じた環境整備を推進します。

4-1-b 企業の事業継続体制の強化

【脆弱性評価】

- 企業において、大規模災害時でもその影響を最小化し、事業を継続・早期に再開させるためには、事業継続計画（BCP）を策定し、発災後の対応を定めるとともに必要な事前対策を計画的に行うなど、企業の事業継続体制の強化が求められます。
- しかしながら、市内企業における事業継続計画策定の取組みは浸透しておらず、行政における取組みの促進や支援体制が必要です。



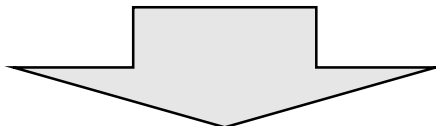
【推進方針】

- 市内企業の事業継続体制の強化に向けて、道作成の「BCP 策定の手引き」や道の紹介する BCP に関するセミナー、北海道経済産業局のリーフレット等を活用し、登別市商工会議所と連携のもと、市内企業への BCP 策定の働きかけ等、市内企業の事業継続体制の整備・強化を促進します。
- 商工会議所が市と共同で策定する事業継続力強化支援計画の策定に取り組みます。

4-1-c 被災企業等への支援体制の整備

【脆弱性評価】

- 災害により影響を受けた市内中小企業等の早期復旧や経営安定を目指して、登別商工会議所中小企業相談所が行う、金融や税務等を中心とした中小企業相談に対して支援の実施や企業の資金調達支援等を実施しているところですが、今後の経済情勢を注視しつつ、中小企業に寄り添った事業を展開するほか、災害時に企業が活用できる国、道、金融機関の支援制度についての整理等、災害時の支援体制のさらなる充実が必要です。



【推進方針】

- 被災企業の事業再建等を支援するため、今後の経済情勢を踏まえながら中小企業相談への支援や企業の資金調達支援等を実施します。また、災害時に国、道、金融機関等と連携し、企業が求める情報や支援制度について整理し、迅速な情報提供が実施できる体制整備を図ります。

4-2 市外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

4-2-a 流通拠点としての漁港及び陸路における流通拠点の機能強化

【脆弱性評価】

- 本市に所在する登別漁港は第3種漁港に指定され、豊富な水産物に恵まれており、胆振管内における流通拠点漁港として重要な役割を担っており、これまでも、安全・安心な水産物の安定供給のため、生産から陸揚げ・流通に至る総合的な衛生管理対策の強化を図るとともに、地震・津波災害に対する漁港の防災機能の強化が推進されています。
- 本市においても、登別漁港や鷺別漁港の維持管理費用の一部を補助し、また鷺別漁港については機能保全工事等に係る費用を負担しており、災害時にも漁港機能を停止させないため、引き続き、国、道と連携のもと漁港の適切な維持管理や機能の強化と合わせた、漁港における防災・減災対策が必要です。
- 陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通業務施設などの流通拠点の耐震化等を進める必要があります。



【推進方針】

重点施策プログラム

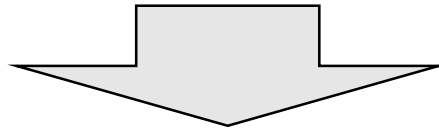
- 災害時においても漁港機能を継続するため、国、道との連携し、快適で安全な漁港活動ができるよう適切な維持管理、機能強化等、漁港における防災、減災対策を促進し、安全・安心な水産物の安定供給を図ります。
- 陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であることから、その機能強化や耐震性を高める取り組みを進めます。

〔重要業績評価指標〕

◇登録漁船数（登別漁港）	42 件（2026 年）→42 件（2030 年）
◇登録漁船数（鷺別漁港）	16 件（2026 年）→16 件（2030 年）

4-3 食料の安定供給の停滞に伴う国民生活・社会経済活動への甚大な影響**4-3-a 食料生産基盤の整備****【脆弱性評価】**

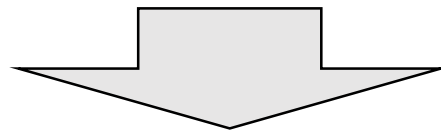
- 平時においても、全国の食糧供給の重要な役割を担っている北海道においては、災害が発生しても安定した食料供給機能を維持することが、我が国全体の強靱化に対する重要な責務の一つとなっております。
- 本市では、新規青年就農者への給付金による就農意欲の喚起と就農後の定着促進、農業・漁業者の設備投資等に要する経済的支援による経営の安定化及び品質改善に取り組む団体の活動を支援することによる品質・生産量の向上等、農業・漁業それぞれに対する各種取り組みを通じ、食料生産基盤の整備を推進していますが、農業就業者数、漁業就業者数はいずれも減少が見込まれるため、担い手の確保や1人当たりの生産高向上などの経営安定対策、新たな技術の活用など、農水産業の持続的な発展につながる効果的な取組を推進する必要があります。

**【推進方針】**

- いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持するため、品質・生産量向上等の生産基盤の整備、新規従事者や農業・漁業従事者に向けた担い手確保対策、AIなどの新しい技術の活用等、農水産業の経営の安定化に資する対策に取り組み、食料生産基盤の整備を推進します。

4-3-b 地場産食料品の販路拡大**【脆弱性評価】**

- 大規模災害時に食料の供給を安定的に行うためには、平時においても一定の生産量を確保するとともに販路拡大など食関連産業の基盤強化に取り組む必要があります。
- 本市においては、市内で生産される牛乳や乳製品、登別牛、のぼりべつ豚、水産物などの一次産品を対象に生産者等と協力して、市内で実施されるイベント等でPRするほか、市内の宿泊施設や飲食店での利用促進を図っています。
- また、登別ブランド推進協議会を立ち上げ、登別ブランド推奨品の認定を行うことで高付加価値化を図るとともに、商談会等への出展経費の支援や多言語リーフレットの作成等、販路拡大をサポートしてきましたが、引き続き、食関連産業の更なる成長に繋がる取組を推進する必要があります。

**【推進方針】****重点施策プログラム**

- 大規模災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても一定の生産量を確保していくことが必要であることから、生産者等と協力した一次産品の取扱店舗の拡大をはじめ、登別ブランド推奨品のインターネット販売及び認知度向上に資する取組などへの支援等の販路拡大の取組など、食関連産業のさらなる成長につながる取組を推進します。

〔重要業績評価指標〕

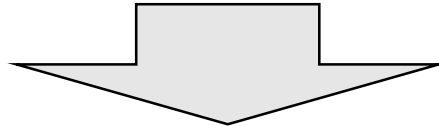
◇食材サンプル提供件数 10件（2025年度）→5件（2030年度）

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

4-4-a 森林の整備・保全

【脆弱性評価】

- 本市の総面積の73%を森林が占めており、土砂災害や林野火災の発生を防ぐために森林を適切に管理し、荒廃から守ることは、市域の強靱化における重要な要素の一つです。
- 本市では大雨や地震等の災害時における土砂流出や表層崩壊などの山地災害を防ぎ、災害に強い地域環境を形成するため、「登別市森林整備計画」に基づき、健全な森林の整備・保全等を推進することとしていますが、引き続き、森林の荒廃防止や多面的機能の維持、森林資源の充実及び林業の成長産業化に向けた、林業従事者の確保等に努めつつ、各種取り組みの継続、民有林の所有者に対する森林管理の促進が必要です。
- 災害時における森林の公益的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなどの野生鳥獣による森林被害の防止策を進める必要があります。



【推進方針】

重点施策プログラム

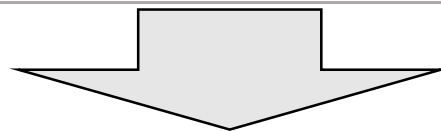
- 「登別市森林整備計画」に基づき、森林の荒廃防止や山地災害防止等の多面的機能の維持、森林資源の充実を計画的に推進するため、林業の担い手の確保や育成に取り組むとともに、民有林所有者に対する民有林の植栽、下刈等の活動を支援します。
- エゾシカなどの野生鳥獣による森林被害の防止策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進めます。

〔重要業績評価指標〕

- ◇保安林面積 1,026ha (2025年) → 1,026ha (2030年)
- ◇森林面積 15,551ha (2025年) → 15,551ha (2030年)

4-4-b 農地・農業水利施設等の保全管理**【脆弱性評価】**

- 農地が持つ保水効果や土壌流出防止効果などの多面的機能を維持することで、災害時の被害の拡大等を軽減させることが期待できます。
- 本市では、農業用水路などの補修等を必要に応じて行うことで、農地・農業水利施設等の保全管理や農地有効利用システム等を活用し農用地等の適切な管理を実施しています。
- そのほか、市牧場を利用する農業者の団体に対する交付金を交付することにより、農業生産条件が不利な中山間地域の耕作放棄地の発生防止や有害鳥獣の駆除による農林業の振興及び市民生活の維持を図っています。
- 以上のように、一定の施策は実施されていますが、引き続き、農地及び農業水利施設等の適正な保全管理を計画的に進める必要があります。

**【推進方針】****重点施策プログラム**

- 農地が持つ保水効果や土壌流出防止効果などの多面的機能を維持し、災害時の被害の拡大防止のため、農業用水路などの補修等による農地・農業水利施設等の保全管理、農地有効利用システム等の運用による情報の有効活用と農用地等の適切な管理、及び農業生産条件が不利な中山間地域の耕作放棄地の発生防止対策や有害鳥獣の駆除等を今後も継続的に推進します。

〔重要業績評価指標〕

◇農業用施設修繕回数 2回（2025年）→2回（2030年）

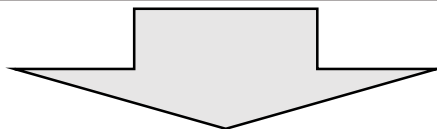
カテゴリ5：情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

5-1-a 関係機関の情報共有化

【脆弱性評価】

- 災害時において、災害現場や関係機関との情報共有及び連携体制の確保は、極めて重要です。
- 本市では、被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関や災害現場との通信を確保するため、衛星携帯電話や IP 無線機等を整備していますが、より迅速な情報の収集、伝達のために、情報通信機器の計画的な更新、通信体制及び通信手段の多重化を図り、情報基盤の整備を促進する必要があります。
- 北海道防災システム（Lアラート）を活用し、防災気象情報や避難情報などの災害情報について、関係機関との情報共有と住民等への情報提供を行っていますが、引き続き、災害通信連絡訓練等に参加し、職員のシステムの操作方法等の習熟を図る必要があります。
- 災害対策に必要な監視カメラ画像や雨量・水位、通行止め等に関する情報については、同システムを効果的に活用するため、職員に対する定期的な訓練等を行う必要があります。



【推進方針】

- 災害時や停電時など公共的な通信網が使用できない場合でも、関係機関や災害現場との通信を確保するため、衛星携帯電話や IP 無線機等の各種情報通信機器の計画的な更新と衛星インターネット通信機器の整備を促進するなど、通信手段の多重化を図るとともに、防災訓練等を通じて操作方法の習熟を促進します。
- 災害情報に関する関係機関との情報共有と住民等への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システム（Lアラート）を活用した災害通信連絡訓練等に参加し、職員のシステムの操作方法等の習熟を図るとともに、災害対策に必要な監視カメラ画像や雨量・水位、通行止め等に関する情報収集を迅速に行うため、職員に対する定期的な訓練等を行います。

5-1-b 住民等への情報伝達体制の強化

【脆弱性評価】

- 災害時において、市民等が迅速かつ適切な避難行動をとるためには、防災気象情報や避難指示の情報伝達体制を整備しておく必要があります。
- 本市では「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」を作成し、具体的な避難指示に係る発令基準を定め、災害時は本マニュアルに基づき、避難指示等を適切なタイミングで速やかに伝達することとしています。
- また、住民等への災害情報の伝達手段として、防災行政無線、FMびゅう割り込み放送、X（旧Twitter）、市防災メール（登録制）、市公式ライン等と合わせて北海道防災情報システム（TV放送、ラジオ放送、緊急速報メール）を活用し、多重的な伝達手段を構築するとともに、毎月、防災行政無線などを用いた情報伝達訓練を実施しています。
- 防災行政無線やJアラート受信機などについては、引き続き、定期的な保守点検により設備の適切な維持管理に努めるとともに、住民等により確実に伝達できるよう、更なる伝達手段の多重化と職員の機器の操作力の向上を図る必要があります。
- 日本海溝・千島海溝沿いにおける後発地震への注意を促す「北海道・三陸沖後発地震注意報」については、その内容や後発地震に対する防災対策等を的確に伝達するため、平時からの周知を継続的に行う必要があります。



【推進方針】

重点施策プログラム

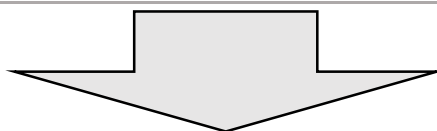
- 災害時の気象情報や避難情報等については、分かりやすい表現の情報伝達により、住民が安全に避難行動をとれるよう、「避難指示の発令判断・伝達マニュアル」の充実に努めます。
- 住民等への情報伝達に必要な防災行政無線やJアラート受信機などの保守点検を適切に実施するとともに、より確実な伝達体制を構築するため、防災行政無線などを用いた情報伝達訓練等による検証及び職員の操作能力の向上による情報伝達体制の強化、新たな伝達方法の導入などの伝達手段の多重化を促進します。
- 日本海溝・千島海溝沿いにおける後発地震への注意を促す「北海道・三陸沖後発地震注意報」については、その内容や後発地震に対する防災対策等を的確に伝達するため、住民等に対する周知を継続的に実施します。

〔重要業績評価指標〕

◇防災メール登録者数 2,286件（2025年）→2,500件（2030年）

5-1-c 外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策**【脆弱性評価】**

- 災害時において、外国人を含む住民や観光客の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導を行うためには、多言語による災害情報の提供や相談窓口の強化など、市と関連企業等が協力した支援体制の整備が必要です。
- 災害時も含めた外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、英語表記やピクトグラム表記の道路案内標識等の整備が必要です。
- 災害発生時の避難等に支援を要する高齢者や障がい者などの要配慮者に対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行うため、市が作成している避難行動要支援者名簿を活用し、市、連合町内会、自主防災組織など地域住民が協力して避難を支援する体制の整備が必要です。

**【推進方針】****重点施策プログラム**

- 外国人への多言語支援を迅速かつ適切に行うため、対応マニュアルの作成や関連企業と連携した支援体制の検討等を進めるほか、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制を強化するため、災害時における観光客緊急サポート窓口の設置やSNS等を活用した情報発信について検討するとともに、これらに関する訓練を実施し、災害時における外国人や観光客の安全確保に向けた取組を推進します。
- 災害時も含めた外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識等の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多元化を促進します。
- 高齢者や障がい者など災害時の情報収集や避難等に支援が必要な要配慮者に対し、それぞれの状況に応じた支援が可能となるよう、避難行動要支援者名簿を活用した地域住民等の支援による避難体制の整備や安否確認など、「共助」の最大限の確保に向け、所要の対策を推進します。

〔重要業績評価指標〕

◇自主防災組織率 98.3% (2025年) → 100% (2030年)

◇防災メール登録者数 2,286件 (2025年) → 2,500件 (2030年)

5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

5-2-a 再生可能エネルギー等の導入拡大

【脆弱性評価】

- 本市では、災害時でも電力や熱源の供給が可能となるよう総合福祉センターに太陽光発電設備等を導入しています。また、現在建設工事を行っている市役所本庁舎では、最新の省エネ技術と創エネ技術を組み合わせる Nearly ZEB 化事業を進めています。
- 登別温泉地区では、温泉熱を利用した融雪システムを導入するなど、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入にも取り組むとともに、市内企業の取組事例の紹介などにより再生可能エネルギーの普及促進を図っていますが、市の設定している導入目標の実現に向け、官民一体となったエネルギーの地産地消など関連施策を促進する必要があります。
- 市内では民間企業による大規模な太陽光発電設備などが設置されていますが、これらの設置により良好な自然環境や景観等に影響が及ぶことが懸念されるため、再生可能エネルギー発電事業を実施するにあたっての手續や配慮事項を定めた「登別市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例」を定めました。
- 今後は、再生可能エネルギーの導入を促進しつつ、環境保全や災害の発生防止などと両立を図ることが必要です。



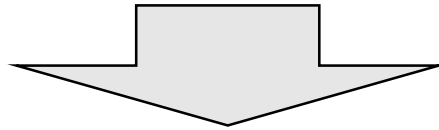
【推進方針】

- 災害時の大規模停電等に対する施策として、自立・分散した再生可能エネルギーの供給体制の構築のため、災害時の避難施設等となりうる公共建築物への太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するとともに、市が保有する電気自動車や協定により調達する電気自動車を電源車として活用するための体制を構築します。
- 再生エネルギーの導入拡大に向け、市民や企業に対し再生可能エネルギーの普及促進を図るとともに、市として設定している導入目標の実現に向け、官民が一体となりエネルギーの地産地消など関連施策を推進します。
- 再生可能エネルギーの利用を促進しつつ、「登別市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例」に基づき、環境保全などに努めます。

5-2-b 非常電源整備等の停電対策の推進

【脆弱性評価】

- 本市は停電対策として、市役所庁舎に 72 時間程度は必要な部署に電力が供給できるよう非常用発電機を設置し、災害時の代替庁舎となる市民会館には、ディーゼル発電機、ガスバルクによる電力供給体制を整備しています。
- この他にも、鷺別小学校への太陽光発電設備や登別市総合福祉センターへの蓄電付太陽光発電システムを導入していますが、災害時の防災拠点となる公共施設については、商用電力の供給停止に備えた発電設備等を整備する必要があります。



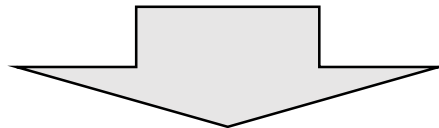
【推進方針】

- 商用電源の供給停止が災害対応に影響を与えることがないように、災害時の防災拠点となる公共施設については、災害発生から 72 時間程度は必要な電力を確保できる非常用発電機の整備や太陽光発電設備等の導入など非常時にも対応可能な発電設備等の整備に努めるとともに、発電に必要な燃料の確保に向けて、平素から協定団体との情報共有などの連携強化に努めます。

5-2-c 石油・ガス燃料供給の確保

【脆弱性評価】

- 災害時における緊急車両や避難所等への石油燃料等の安定供給を確保するため、石油販売業者や L P ガス協同組合等との間で協定を締結していますが、本協定等が災害時に有効に機能するよう平時から情報共有など連携強化を図るとともに、停電時においても円滑に燃料供給が可能となるよう、自家発電設備を整備した石油販売業者の団体等と連携した訓練を実施する必要があります。



【推進方針】

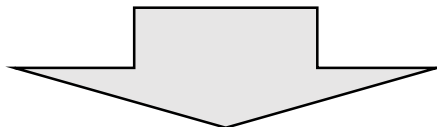
- 災害時における緊急車両や避難所等への石油燃料等の安定供給を確保するため、石油販売業者や L P ガス協同組合等との間で締結している協定について、災害時に有効に機能するよう平時から情報共有などに努め連携の強化を図ります。
- 停電時においても円滑に燃料供給が可能となるよう、自家発電設備を整備した石油販売業者等と連携した訓練や情報共有に取り組みます。

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

5-3-a 水道施設等の防災対策

【脆弱性評価】

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設・簡易水道施設の老朽化対策や機能改善のための施設整備を計画的に進めるとともに施設の耐震化や漏水調査を実施し、計画的かつ効率的な水道事業運営に努めていますが、施設の耐震化率は低く、老朽化対策を含め計画的な整備を促進する必要があります。
- 事業推進に向けては、事業に精通した職員の確保に加え、公営企業として能率的・合理的経営を行うための適切な組織体制の確立が必要です。
- 災害により水道施設が被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保や応急復旧対策を円滑に実施するため、水道施設危機管理マニュアル等を作成しているほか、登別管工事業協同組合との「災害時における防災活動等の協力に関する協定」及び他都市・日本水道協会との協定により、人員・資機材の派遣を要請し応急復旧を実施することとしていますが、引き続き、災害対応力の向上に努める必要があります。



【推進方針】

重点施策プログラム

- 災害時においても給水機能を確保するため、登別市水道施設整備計画に基づき、浄水施設や水道管などの水道施設の耐震化や老朽化対策に加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進します。
- 災害時に備え、給水活動や応急復旧対策を円滑に実施するため、水道施設危機管理マニュアル等の充実、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、緊急給水体制の整備を促進するとともに、日本水道協会等が実施する災害時相互応援訓練等への参加を通じ、災害対応を担う人材の育成に努めます。

〔重要業績評価指標〕

◇導水管の耐震化率	29.9%（2025年度）→ 82.0%（2030年度）
◇配水池の耐震化率	37.9%（2025年度）→ 71.8%（2030年度）

5-3-b 下水道施設等の防災対策

【脆弱性評価】

- 災害時の下水道機能の長期停止は、感染症の拡大等公衆衛生の悪化やトイレが使用できないことによる健康被害を引き起こす原因となります。
- 公共下水道施設については、供用開始から 35 年が経過し老朽化が進んでいるため、老朽化の程度や優先度を考慮し、浄化施設や下水管渠等の改築工事に取り組むなど、コスト縮減等も踏まえた計画的な長寿命化を図っていますが、人口減少等による使用料収入の減少にも配慮しつつ、耐震化・耐水化とともに今後増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に推進する必要があります。
- 災害時の対応については、下水道 BCP を策定し、下水道事業を継続するための手順や対策を整理していますが、今後とも、国の下水道 BCP 策定マニュアルの改訂に伴う見直し等を踏まえ、継続的な更新・改善を行うとともに、災害における維持修繕協定を締結している公益社団法人日本下水道管路管理業協会等との連携を強化する必要があります。



【推進方針】

重点施策プログラム

- 災害時の下水道機能を確保するため、登別市公共下水道基本計画、ストックマネジメント計画等に基づき、浄化施設や下水管渠等の改築更新、耐震化、耐水化等を計画的に推進し、効率的な経営健全化に努めながら計画的に施設の長寿命化を推進します。
- 災害時の対応を円滑に行うため、下水道 B C P の継続的な更新・改善に努めるとともに、災害時における維持修繕協定を締結している団体と日頃からの情報共有等に努めます。

〔重要業績評価指標〕

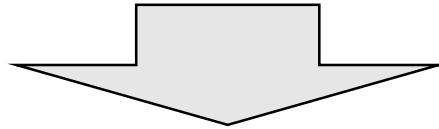
◇下水道処理人口普及率 95.9%（2023 年）→96.0%（2030 年）

5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

5-4-a 交通ネットワークの整備

【脆弱性評価】

- 災害時の道路被害等により道路交通ネットワークの分断が発生した場合、救援・救助活動が実施できなかつたり、各種応急対策や市民への支援が滞る事態の発生が懸念されるため、国道、道道などの広域交通をはじめ、市内の防災拠点間を結ぶ道路などの緊急輸送道路や避難路等のネットワーク化の整備について、国、道、室蘭都市圏の各市町と連携し、計画的に整備することが必要です。
- 北海道道路啓開計画に基づき設定されている緊急啓開ルートの道路啓開については、災害時の人命救助や緊急輸送道路として重要な役割を果たすことから、迅速に開通できるよう平時から関係機関との連携を図る必要があります。
- 災害時に鉄道やバスなどの公共交通が利用できない場合に備え、電気自動車や自転車などの化石燃料を使用しない移動手段の活用について検討が必要です。

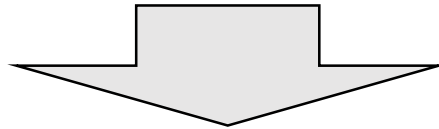


【推進方針】

- 災害時における道路交通ネットワークを確保するため、国、道、室蘭都市圏の各市町と連携し、高規格道路と中心市街地を連結するアクセス道路や市内の防災拠点間を結ぶ道路などの緊急輸送道路や避難路等の道路交通ネットワークの整備を計画的に推進します。
- 北海道道路啓開計画に基づき設定されている緊急啓開ルートの道路啓開については、迅速に開通できるよう平時から関係機関との連携確保に努めます。
- 災害時に鉄道やバスなどの公共交通が利用できない場合に備え、公用車としての電気自動車の導入や移動手段としての自転車などの活用について検討します。

5-4-b 道路施設の防災対策等**【脆弱性評価】**

- 橋梁、トンネル、舗装、標識、防護柵等の道路施設については、耐用年数を超えた施設が多くあり、災害時に被災した場合、道路機能が失われ交通ネットワークが低下する懸念があることから、定期的な点検と維持・補修、計画的な更新を含めた適切な維持管理を行い、長寿命化対策を促進する必要があります。
- 特に、災害時に重要となる緊急避難道路上などの橋梁の耐震化については、計画的な整備を促進する必要があります。

**【推進方針】**

- 災害時に重要となる緊急避難道路上などの橋梁の耐震化については、計画的な整備を推進します。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、施設ごとの方針を定めた登別市公共施設等個別施設計画及び登別市公共施設等総合管理計画に基づき、定期点検や維持管理・補修等の長寿命化対策を計画的に実施します。

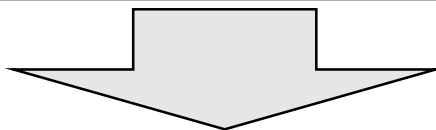
カテゴリー6：迅速な復旧・復興等

6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理、仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

6-1-a 災害廃棄物の処理体制の整備

【脆弱性評価】

- 災害への備えとして「登別市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の処理の停滞による、復旧・復興の遅れを防ぐため、災害時でも適切に廃棄物処理を実施できるよう、処理体制の構築や仮置き場候補地の選定を行っていますが、焼却施設の津波等の浸水対策や非常用電源の未整備等が課題となっている等、大規模な災害発生時には廃棄物の収集や焼却が不可能となることが懸念されています。
- 本市の産業の特徴による漁具・漁網、腐敗性廃棄物等の適正処理困難物への対応や旅行客等の一時滞在者による廃棄物の対応も課題となっていることから、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理が実施できるよう、本市の特徴を踏まえた廃棄物処理体制の強化、焼却施設の整備が必要となっています。



【推進方針】

重点施策プログラム

- 早期の復旧・復興が可能となるよう発災直後より災害廃棄物を円滑に処理するため、平常時から廃棄物処理を適正かつ円滑・迅速に行うよう、引き続き、クリンクルセンターの安定稼働を図り、ごみの発生量の減量に向けた取組みを実施します。
- 災害時の対応としては、災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制の整備を推進するとともに、大規模災害に備え、民間事業者や他市町村との協力体制及び受援体制の構築、焼却施設の津波等の浸水対策、非常電源の整備等焼却施設の整備を図ります。
- 適正処理困難物への対応方法及び一時滞在者へのごみの出し方についての情報伝達方法等について検討するなど、本市の特徴を踏まえた、廃棄物処理体制の向上に努めるものとします。

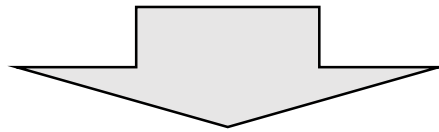
〔重要業績評価指標〕

◇家庭系ごみの市民1人・1日あたりの排出量 572 g (2025年) → 570 g (2030年)

6-1-b 地籍調査の実施

【脆弱性評価】

- 土砂災害等により境界杭や境界鋵が喪失した場合、境界画定が遅れることで市民の住宅再建の遅れ、まちの復旧復興の遅れが発生する可能性があります。このためには、地籍調査により土地境界を明確にし、境界情報を保存しておくことが重要となります。
- 本市の地籍調査の実施状況（令和元年度末）としては、市域の35%において実施済みとなっており、緊急に明確にすべき地域の地籍調査は完了していますが、近年の自然災害が多発している状況等を踏まえるとこれまで以上に地籍調査及び成果の管理が重要になると考えられます。



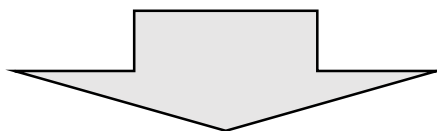
【推進方針】

- 過去の災害において、地籍調査の成果を活用することで迅速に復興がなされていることから、地籍調査成果の適切な管理に努めます。

6-1-c 仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保

【脆弱性評価】

- 大規模災害が発生した際には、被災者の住まいの迅速な確保、生活再建や復旧復興のための土地の確保及び被害認定調査などの業務に対応するため、研修等を通じ職員の能力向上を図るとともに応援職員の受援体制の構築が必要です。
- 本市は、迅速な仮設住宅などの確保のため、地域防災計画に基づき仮設住宅の建設候補地として、交通の利便性、飲料水・電気などの供給などを考慮し、旧のぼりべつ文化交流館や市内の小中学校グラウンド等を想定していますが、本市の日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に伴う津波や揺れ等による建物被害（全壊棟数）は、約 14,400 棟と想定されているため、道や協定業者との連携体制を構築しつつ、必要な建設用地の確保、建設に向けた詳細な手順の整理などを推進する必要があります。
- また、いわゆるみなし仮設、民間賃貸住宅の空室を活用した「賃貸型応急仮設住宅」の活用に向け、不動産流通団体との連携体制の構築が必要です。



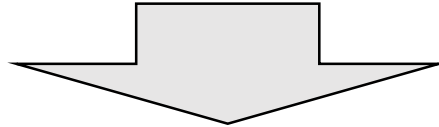
【推進方針】

- 大規模災害が発生した際には、被災者の生活基盤となる住まいの迅速な確保、生活再建・復旧復興のための土地の確保や被害認定調査などの業務を円滑に行えるよう研修等を通じた職員の能力向上と他自治体からの受援体制の構築を図ります。
- 仮設住宅の建設用地の確保、仮設住宅を提供するまでの詳細な手順の整理を進めるとともに、民間賃貸住宅の空室を活用できる体制を整備するため、内閣府発行の「賃貸型応急住宅の供与に係る事前準備及び訓練実施のための手引き」をもとに、関係団体との連携等、事前準備に取り組みます。

6-1-d 市街地復興体制の強化

【脆弱性評価】

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震とそれに伴う津波、近年発生頻度が高まっている豪雨災害等、大規模災害の発生により壊滅的な被害を受けた場合、早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興後に想定される居住人口や産業規模に対する適切な規模の基盤整備等について、復興まちづくりの目標や実施方針を検討するなどの復興事前準備に取り組んでおく必要があります。



【推進方針】

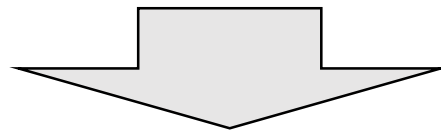
- 大規模災害による被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、国や道の支援事業を活用し、復興後に想定される居住人口や産業規模に対する適切な規模の基盤整備等を踏まえた、復興まちづくりの目標や実施方針を検討するなどの事前復興まちづくり計画について検討します。

6-2 災害対応・復旧復興を担う人材の絶対的不足等により復興できなくなる事態

6-2-a 災害対応に不可欠な建設業との連携

【脆弱性評価】

- 本市は、登別建設協会等と災害時における応急対策の応援協定を締結していますが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が不足する場合にあっても、人命救助のための障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要があります。
- 復旧・復興を迅速に行うためには、多くの多様な人材の活躍が必要なことから、仕事と家庭の両立を支援するための子どもの預け先の確保や市内企業で働く技能労働者の育成等、市民が働きやすい環境の整備を推進しており、災害時であっても、復旧・復興に従事する市民が活躍できるよう、生涯を通じてだれもが安心して働ける環境づくりを推進していく必要があります。



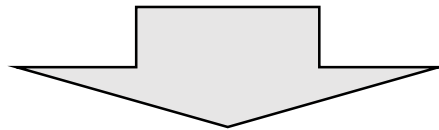
【推進方針】

- 災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保などの応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する地域の建設業との連携体制の強化を図ります。
- 復旧・復興を担う人材を確保するため、災害時においても子どもの預け先の確保等、保護者が働きやすい環境整備等、生涯を通じてだれもが安心して働ける環境づくりを推進していきます。

6-2-b 行政職員等の活用促進

【脆弱性評価】

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるためには、技術職員の確保が重要であり、道及び他の市町村との行政職員の応援・受援体制の強化や本市における技術職員の確保に向けた取り組みを推進する必要があります。
- 北海道ボランティアセンターをはじめとする関係機関と連携したボランティア等の受入体制の整備とボランティア支援を調整する人材の育成を促進するとともに、災害時における円滑なボランティア支援を行うため、災害対策本部やボランティア関係者、関係機関等との情報共有が十分に図られる体制構築が必要です。



【推進方針】

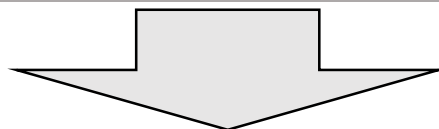
- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるためには技術職員の確保が重要であることから、道及び他の市町村との行政職員の応援・受援体制を強化するほか、本市における技術職員の確保に向けた取り組みを推進します。
- NPO やボランティアによる被災地支援活動の充実に向け、行政、社会福祉協議会、ボランティア支援団体等との連携により、NPO やボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進するとともに、3者間で被災地での対応状況や課題についての情報共有体制の構築を推進します。

6-3 観光資源や関連施設の被災により観光産業の復興が大幅に遅れる事態

6-3-a 観光都市としての情報発信力とブランドイメージの確立

【脆弱性評価】

- 平常時から、観光都市としての情報発信力を高め、ブランドイメージを確立しておくことは、集客力の迅速な回復、風評被害の防止等、観光産業全体の強靱化につながります。
- 観光産業は本市の産業の中心となっており、登別国際観光コンベンション協会や登別市観光ホスピタリティ推進協議会への支援を通じ、魅力ある観光地づくり、新しい時代のニーズに対応した観光地づくりのほか、観光 PR に必要なツールの整備や誘客事業の参加を通して、観光客入込数の増加を図るなかで、情報発信力や、ブランドイメージ強化を推進していますが、今後とも効果的な取組を継続することが必要です。



【推進方針】

重点施策プログラム

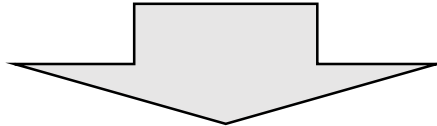
- 本市における重要な産業でもある観光産業については、災害が発生したとしても観光客の早期回復を図るため、平時から登別国際観光コンベンション協会等への支援を通じ、新しい時代のニーズに対応した魅力ある観光地づくりと合わせて、観光 PR に効果的なツールの整備や継続的な誘客事業による情報発信力やブランドイメージの確立に取り組みます。

〔重要業績評価指標〕

◇観光客入込数 3342 千人（2024 年度）→3700 千人（2030 年度）

6-3-b 文化財、観光資源の保全・整備**【脆弱性評価】**

- 本市は、支笏洞爺国立公園の一部である登別温泉や登別地獄谷等の自然資源及び地域の歴史遺産等の文化財を活かした観光産業を基幹産業としており、これらの自然資源や文化財などの観光資源が被災した場合、速やかな復旧・復興が求められるため、今後も適切な維持管理や整備に努めるとともに、保存すべき資源や自然環境の魅力を一層高めていくことが必要です。

**【推進方針】**

- 災害が発生しても、自然資源や文化財などの観光資源の被災を防ぐため、平時から適切な施設の維持管理や整備を図るとともに、保存すべき資源や自然環境の魅力を一層高めていくための取組を推進します。

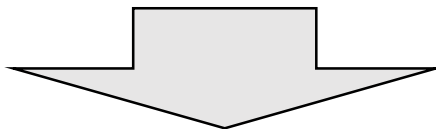
カテゴリー7：災害に強い市民・地域の育成

7-1 地域コミュニティの防災活動や防災教育・訓練の不足による被害の拡大

7-1-a 平時からの地域コミュニティの維持・活性化

【脆弱性評価】

- 災害時における被害の軽減及び迅速かつ円滑な復旧・復興のためには、地域の人々が助け合う「共助」が重要であり、いざという時に地域の共助を機能させるためには、災害時だけではなく、平常時からの地域コミュニティの維持・活性化を図る必要があります。
- 本市においては、市民団体や町内会の活動支援、各中学校区での地域学校協働活動の実施、市民活動センターの運営など、地域コミュニティに寄与する様々な取組みを実施していますが、人口減少や高齢化に伴い、市民活動センター利用人数の減少、登別市地域学校協働本部の委員やボランティアの高齢化が進んでおり、今後の人口減少や高齢化等を見据えた地域コミュニティを支える人材の確保、地域コミュニティのさらなる維持・活性化が必要です。



【推進方針】

重点施策プログラム

- 平時からの地域コミュニティの維持・活性化に向けて、今後の人口減少や高齢化等を見据え、地域コミュニティを支える人材の育成・確保や町内会等をはじめとした各種団体への活動支援、ニーズに応じた市民活動センターの運営、地域コミュニティにおける情報共有などを促進します。

〔重要業績評価指標〕

◇地域学校協働活動に取り組む中学校区の割合 100%（2025年）→100%（2030年）

7-1-b 地域防災組織による共助体制の構築**【脆弱性評価】**

- 自主防災組織などの地域の防災組織は、災害時の市民による共助体制の中心的な役割を担うことから、その組織化と実効性のある活動は、地域の共助体制の整備において、極めて重要な要素です。
- 本市は、未結成の町内会等に対する自主防災組織の必要性を説明するとともに、自主防災組織が実施する避難訓練等の活動に関する助言、自主防災組織が購入する防災資機材への補助など、自主防災組織等の活動を支援してきました。
- その結果、令和6年5月時点の自主防災組織数は43組織、組織率約98%となっていますが、自主防災組織が設立されていない地域や設立していてもその活動に対する認知は十分でないことが、市民アンケートからも伺われるため、引き続き普及・啓発活動を推進し、既存の自主防災組織を含め活動の活性化を図っていく必要があります。

**【推進方針】****重点施策プログラム**

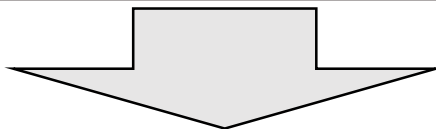
- 自主防災組織を設立していない町内会等に対しては、自主防災組織の設立に向けた取組の支援などにより普及・啓発を促進します。
- 既存の自主防災組織に対しては、地域防災マスター制度等も活用し、住民が参加しやすい企画や地域の実情に合った活動計画の作成、防災訓練等に対する助言、防災資機材の購入に対する支援等を実施し、より一層の共助体制の構築、強化に向けた取組を推進します。

〔重要業績評価指標〕

◇自主防災組織数 43 団体（2025 年）→46 団体（2030 年）

7-1-c 防災教育・訓練の推進**【脆弱性評価】**

- 自然災害による被害を軽減するためには、市民の一人ひとりが「自らの身の安全は自らが守る」という「自助」の意識を持って主体的に行動する必要があるため、市民の防災意識の醸成を図ることが重要です。
- 本市では、地域住民をはじめ、防災関係機関等の参加する総合防災訓練を隔年で実施し、災害情報の伝達訓練、避難行動要支援者を含めた避難訓練、避難所開設・運営訓練のほか、市民を対象とした参加型の体験・展示学習ブースを設置し、防災意識の向上を図ってきました。
- また、各町内会等が開催する防災訓練や研修会、学校等の教育機関と協力し児童生徒及び学校関係者に対する授業等への防災職員等の派遣、広報、市公式ウェブサイトへの防災情報の掲載や防災マップの配布等に取り組んでいますが、市民全体に対する防災意識の醸成を図るためには、住民や学校、企業等が共同し、地域の実情を踏まえた実践的な訓練などを通じた防災教育・訓練を推進する必要があります。

**【推進方針】****重点施策プログラム**

- 市民全体の防災意識の向上に向け、公式ウェブサイトや防災マップ等を活用した情報発信、各町内会等が開催する防災訓練や研修会及び学校等の教育機関と協力し児童生徒及び学校関係者に対する授業等への防災職員の派遣などに取り組みます。
- 防災に関する専門的知識を有する方々を登録する「防災教育アドバイザー制度」などの枠組みを活用した取組や住民や学校、企業等が共同で地域の実情を踏まえた実践的な防災訓練、体験型の防災教育を企画するなど、市民全体に浸透するよう一層効果的な防災教育・訓練を推進します。
- 防災活動の低調な地域に対しては、住民だけではなく、学校や企業、関係機関などの地域全体を巻き込んだ防災訓練や研修会の開催などに取り組みます。

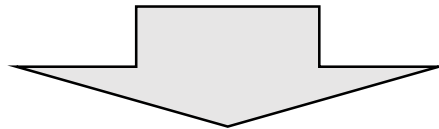
〔重要業績評価指標〕

◇防災研修会等への職員派遣件数 13件（2025年）→20件（2030年）

7-1-d 避難行動要支援者等の要配慮者対策

【脆弱性評価】

- 地震等災害発生時に、高齢者や障がい者等の自力で避難することが困難な方（避難行動要支援者）の安否確認や避難支援などを円滑に行うためには、日頃からの避難行動要支援者との関係づくりや地域での声かけ・見守りなどが重要です。
- 本市では災害発生時に一人でも多くの避難行動要支援者の生命と身体を守るため、避難行動要支援者名簿の作成、地域における平常時・災害時の取り組み、避難行動要支援者自身の役割等を定めた「登別市避難行動要支援者避難支援プラン」を策定しています。
- また、同プランに従い、「避難行動要支援者名簿（兼きずなづくり台帳）」の作成・更新を毎年行い、平時の見守りと支え合い活動である小地域ネットワーク活動を推進している登別市社会福祉協議会と連携しながら、災害時の迅速な支援の体制づくりに努めていますが、より避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるため、個別避難計画の作成促進と合わせて地域住民等による支援について、避難訓練等を通じ平時から意識の醸成を図る必要があります。



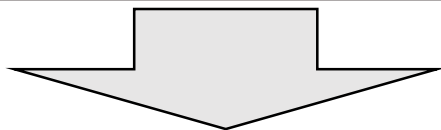
【推進方針】

- 平時の見守りと支え合い活動である小地域ネットワーク活動を推進する登別市社会福祉協議会と連携しながら、災害時には地域の住民が協力して避難行動要支援者への支援ができる体制づくりと避難行動要支援者等に対する支援意識の醸成を図ります。
- 災害時における避難行動要支援者等への支援の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるため、高齢者や障がい者、福祉関係者、町内会等の地域の人たちと行政が連携して個別避難計画の作成を促進するとともに、個別避難計画に基づく避難訓練に取り組みます。

7-1-e 避難所の開設・運営体制の整備

【脆弱性評価】

- 令和7年7月のカムチャツカ半島付近地震に伴う津波警報発表時には、多くの市民が避難所を開設する前に避難して来られ、職員による対応が間に合わないという状況が発生しました。
- 津波警報等の発表時には、速やかな避難所開設が想定されますが、災害の程度によっては職員が迅速に避難所に行くことが困難な場合もあるため、施設管理者や自主防災組織等の地域住民が主体となって避難所の開設を行うことができる体制づくりが必要です。
- 本市では「避難所運営マニュアル」により、避難所開設は職員が行い、避難所生活が長期にわたる場合は、避難者及び地域住民等が主体となり、「避難所運営本部」を設置し、避難所運営を行えるよう、その運営方法や留意事項を定めています。
- しかし、災害発生直後の自治体職員は、避難所開設・運営だけでなく、被害状況の把握や人命救助作業にも注力する必要があることから、避難所の速やかな開設及び円滑な運営のためには、住民等が中心となって適切な避難所運営ができるよう、同マニュアルの見直しと合わせて避難所の開設・運営訓練等を行い、避難所運営体制の整備を図る必要があります。



【推進方針】

- 緊急的に避難所を開設する必要がある場合は、災害の状況により職員が間に合わない或いは駆けつけることが困難な場合も想定されるため、施設管理者や自主防災組織等の地域住民が主体となって避難所の開設を行うことができる体制づくりに取り組みます。
- 避難所生活が長期にわたる場合は、住民主体で適切な避難所運営ができるよう、訓練等を通じて避難所運営マニュアルの検証と見直しを行い、避難所の備蓄や生活環境の整備と合わせて避難所運営体制の整備に取り組みます。

5. 計画の推進と見直し

5. 1 計画の推進

(1) 全庁的な運用体制の構築

本計画は、まちづくりや、防災・危機管理はもとより、教育、福祉、観光等、多様な分野が関連する計画です。そのため、計画の推進においては、市内各部局と綿密な連絡・調整を図り、全庁的な体制のもと、強靱化の推進に向けた一貫性のある施策の推進に努めます。

(2) 市民、地域及び市内企業との協働

本計画の推進には、市民や地域、企業、ボランティア団体等の協力、積極的な参加が望まれます。本市は、それぞれの立場で、強靱化を推進すべきこれら主体の自主的な行動に対して、必要な情報の提供や、取り組みへの協力等の支援に努め、行政との連携を強化することで、自助、共助、公助の適切な組み合わせによる、市域全体の強靱化が図られるよう努めるものとします。

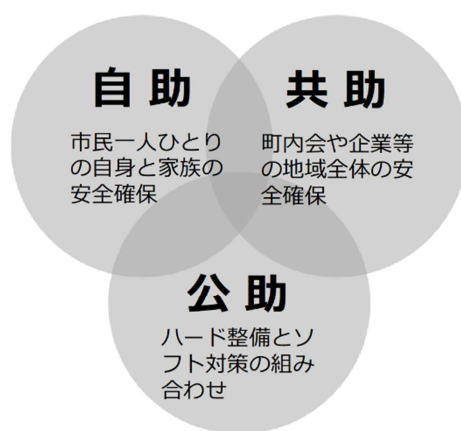


図 5-1：自助・共助・公助の概念

(3) 道との連携

強靱化を実効あるものとするためには、地域の実情や特性を踏まえ、取組を主体的かつ着実に進めていくことはもちろんのこと、道の強靱化に寄与するためにも、道との連携の強化を図ることが重要です。そのため、道との地域強靱化に関する連携体制を構築し、道の強靱化に協力しつつ、道の支援を積極的に活用していくものとします。

(4) 必要な予算の確保に向けた国等への働きかけ

本計画で取り上げた施策・事業の推進における課題として、事業推進に係る予算の確保が挙げられるものが少なくない状況です。

近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化したこと、また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震の発生も切迫していることを受け、国では、平成 30 年度から令和 2 年度まで「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」に取り組んできましたが、自然災害に対する備えは未だ決して十分ではない状況です。このため、国は令和 2 年 12 月「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を策定、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」、「国土強靱化に

関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、取組の更なる加速化・深化を図ることを目的とし、令和3年度から令和7年度までの5か年に追加的に、重点的かつ集中的に対策を講ずるとされ、令和8年度から令和12年度までの5か年を計画期とし、「第1次国土強靱化実施中期計画」が展開されます。

本市においても、抜本的な治水対策等、本市の状況に応じた長期的な視点で取り組む本格的な強靱化対策が、国や道と一体となって着実に実施できるよう、この対策を積極的に活用し、必要な予算の確保について国に働きかけていくものとします。

5. 2 計画の進捗管理・見直し

(1) 施策ごとの進捗管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策・事業毎の推進管理を行うことが必要です。施策プログラムの推進に当たっては、各所管部局を中心に、国や道との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていきます。なお、計画の進捗状況を踏まえた施策の着実な推進を図るため、「登別市総合計画（基本構想）」及び「登別市総合計画第4期基本計画」と一体的な推進管理を行うものとします。

(2) PDCA サイクルによる計画の着実な推進と計画の見直し

計画の推進に当たっては、各施策・事業の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への提案・要請を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、本市の強靱化のスパイラルアップを図っていくものとします。なお、各施策プログラムの実施状況等を毎年度の評価・検証や取組内容の改善の状況、強靱化に関する社会情勢の変化や大規模な自然災害の発生などによるリスクの変化等により、必要に応じた計画の見直しを、継続的に行うものとします。

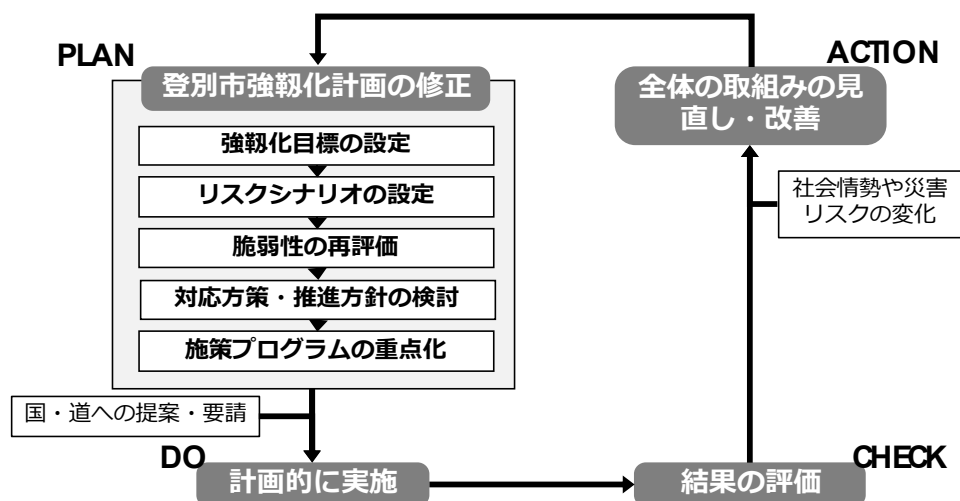


図 5-2：PDCA サイクルによる計画の推進と見直しの概念

〔別表〕 推進事業一覧

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
1－1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生					
1-1-a 住宅・建築物等の耐震化					
	要緊急安全確認大規模建築物耐震化促進事業	都市整備部	建築住宅グループ	建築物の耐震改修の促進に関する法律により、耐震診断結果の報告が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対し、耐震化に要する費用の一部を補助することにより、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化を促進することを目的とする。	市が、要緊急安全確認大規模建築物所有者に対し、耐震化に要する費用の一部を補助する。 ・対象建築物数 6棟
	民間特定既存耐震不適格建築物耐震化促進事業	都市整備部	建築住宅グループ	建築物の耐震改修の促進に関する法律により、耐震化の努力義務が課せられている特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断に要する費用の一部を補助することにより、特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進することを目的とする。	市が、特定既存耐震不適格建築物所有者に対し、耐震診断に要する費用の一部を補助する。 ・補助額 耐震診断に要する費用の2／3以内の額（限度額200万円）
	木造住宅耐震化促進事業	都市整備部	建築住宅グループ	建築物の耐震改修の促進に関する法律により、耐震化の努力義務が課せられている木造住宅の所有者に対し、耐震診断に要する費用の一部を補助することにより、木造住宅の耐震化を促進することを目的とする。	市が、木造住宅所有者に対し、耐震診断に要する費用の一部を補助する。 ・補助額 耐震診断に要する費用の2／3以内の額（限度額5万円）
1-1-b 建築物等の老朽化対策					
	空家等対策事業	都市整備部	建築住宅グループ	空家等対策の推進に関する特別措置法及び登別市空家等対策計画に基づき、所有者や管理者による家屋等の適切な管理や利活用に向けた対策を推進することにより、市民が安全に安心して暮らすことができるまちとすることを目的とする。	空家等の所有者や管理者に対し適切な管理を促すほか、空き家の利活用を促進するため登別市空き家情報登録制度の運用や空家等の解消に向けた補助制度等（特定空家等の除却補助、空家のリフォーム補助及び除却補助、相続財産管理人制度）を実施する。
	市営住宅用途廃止事業費	都市整備部	建築住宅グループ	耐用年限を経過した住宅の解消及び目標管理戸数の推進を図るとともに、老朽化が著しい市営住宅を除却することにより、地域の防犯性、景観の向上を図ることを目的とする。	市営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年限を超過し老朽化が著しい市営住宅の用途廃止及び除却を計画的に実施する。
	市営住宅屋根外壁改修事業	都市整備部	建築住宅グループ	老朽化した市営住宅の改修を行うことにより、入居者が快適で安全な生活ができる住環境の改善及び市営住宅の機能の維持を図ることを目的とする。	老朽化により建物劣化が進んでいる市営住宅の屋根・外壁の改修を計画的に実施する。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
	市営住宅周辺整備事業	都市整備部	建築住宅グループ	老朽化した市営住宅付帯施設の改修等を行うことにより、入居者が快適で安全な生活ができる住環境の改善及び市営住宅の機能の維持を図ることを目的とする。	老朽化により劣化の進んでいる外灯、フェンス、タラップ等の改修を順次行う。 また、住宅敷地内にある使用していない附帯建築物で、劣化が著しいものについては撤去する。
	市営住宅物置建替事業	都市整備部	建築住宅グループ	老朽化した市営住宅物置の建替等を行うことにより、入居者が快適で安全な生活ができる住環境の改善及び市営住宅の機能の維持を図ることを目的とする。	老朽化した市営住宅物置の建替等を実施する。
	市営住宅非常用照明改修事業	都市整備部	建築住宅グループ	市営住宅の非常用照明を改修することにより、地震、火災等で発生する停電時における入居者の安全を確保することを目的とする。	設置から一定期間を経過した避難経路に設置した非常用照明又は非常用照明内蔵蓄電池の取替を実施する。
	市営住宅給水設備改修事業	都市整備部	建築住宅グループ	安定した給水を確保し入居者が快適で安全な生活ができるよう住環境の改善及び市営住宅の機能の維持を図ることを目的とする。	既設の給水設備の改修を行うほか、既存受水槽方式から直結給水方式へ変更が可能な市営住宅については、直結給水方式へ改修を行う。
	小中学校校舎改修事業	教育委員会教育部	総務グループ	児童生徒等が安心して学校生活を送ることができるよう、教育環境の改善を図ることを目的とする。	小・中学校の校舎の老朽化に伴い、校舎等の改修を行う。
	市民会館整備事業	教育委員会教育部	社会教育グループ	市民が安全・安心に文化活動を行うことができるよう、施設環境の改善を図ることを目的とする。	令和4年3月策定「登別市教育施設等個別施設計画」に基づき、市民会館を計画的に整備する。
1-1-d 防火対策・火災予防					
	火災予防普及事業	消防本部	総務グループ	一般家庭に住宅用火災警報器の有効性を周知し、設置率の更なる向上と維持管理の徹底をするとともに、市民や地域、事業所等の防火意識の普及啓発を目的とする。	・市広報紙・市公式ウェブサイト等による広報活動を実施するとともに、地域の防火懇談会や事業所等の消防訓練を通して火災の恐ろしさ・予防法等を周知し、防火意識の普及啓発を図る。 ・住宅用火災警報器の設置義務化から10年以上が経過しているため、日頃の維持管理に重点を置き指導する。
	危険物施設の予防査察事業	消防本部	総務グループ	災害が発生すると大きな被害が想定される危険物施設に対して定期的に査察を実施し、事業者には法で定める技術基準遵守を徹底させ、危険物災害の防止を図る。	移動タンク貯蔵所及び給油取扱所を中心に立入検査を実施する。その他の危険物施設についても計画的に立入検査を実施する。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
	一人暮らし等高齢者査察事業	消防本部	総務グループ	一人暮らし等高齢者宅の火災予防を目的とする。	暖房を使い始める時期に合わせて消防職団員が一人暮らし等高齢者宅を訪問し、火の取扱いの注意や住宅用火災警報器の設置・維持管理促進を行い、住宅火災による死者・負傷者の低減を図る。
	消防団安全装備品等購入事業	消防本部	総務グループ	消防団員の個人装備品である資器材の充実強化を図ることにより、消防団の活気ある活動と消防力の充実を図ることを目的とする。	消防団員の身体を保護し継続的に災害活動を行うため、経年劣化した貸与済安全装備品の更新及び新入団員の貸与品を購入する。
1－2 火山噴火や土砂災害による多数の死傷者の発生					
	1-2-a 警戒避難体制の整備等				
	火山防災対策関係経費	総務部	総務グループ	活火山のうち常時観測火山である倶多楽について、火山防災協議会を設置し、防災関係機関等と連携協力して避難計画を作成する等により、適切な防災対応を図り、住民等の安全を確保することを目的とする。	火山専門家を含む防災関係機関等で構成する協議会を運営するほか、火山防災に係る情報共有と火山防災知識の習得等のため、関係会議等や研修会へ参加する。
1－4 突発的又は広域的な洪水・高潮、防災インフラの損壊・機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生					
	1-4-b 河川改修等の治水対策				
	公共下水道雨水管渠整備事業	都市整備部	下水道グループ	公共下水道の計画区域内において、雨水管渠の整備を行うことにより、雨水排除による浸水の防除を図ることを目的とする。	雨水管渠の新設を行う。
	河川維持補修事業	都市整備部	土木・公園グループ	河川の適切な維持管理を行うことにより、治水対策の推進及び環境維持・安全性の向上を図ることを目的とする。	河川施設の修繕、河川敷地の草刈及び現況調査等を実施する。また、治水対策として、河川の浚渫を計画的に実施する。
1－5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生					
	1-5-a 暴風雪時における道路管理体制の強化				
	冬道対策事業	都市整備部	土木・公園グループ	冬期間の市道管理を適切に行うことにより、冬期間における歩行者及び通行車両の安全を確保することを目的とする。	冬道交通の確保のため、除雪及び凍結防止剤の散布等を行う。 また、凍結防止剤及び滑り止め砂等の購入やロードヒーティング及び砂箱等の補修を行う。
	1-5-b 除雪体制の確保				
	除雪機械更新事業	都市整備部	土木・公園グループ	市道の円滑な除雪作業を行うために必要な除雪機械を確保し、冬期間における歩行者及び通行車両の安全を確保することを目的とする。	老朽化した除雪機械の更新及び体制強化を図るため、除雪機械を購入する。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
2－1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞					
2-1-a 多様な取組みによる救助・救急体制の強化					
	救急救命士養成事業	消防本部	総務グループ	救急救命士を養成し、救急救命体制の強化を図ることを目的とする。	職員を救急救命士の有資格者養成のため研修所へ派遣して国家試験を受験し、国家資格の取得を目指す。
	応急手当普及啓発活動資器材整備事業	消防本部 消防署	警備グループ	各種救命講習会に使用する資器材を整備することにより、市民に一次救命処置の知識・技術を普及することを目的とする。	経年劣化の著しい訓練用資器材を計画的に更新する。
	消防学校派遣事業	消防本部	総務グループ	消防業務及び救急業務等の専門知識を修得し、多種多様な現場活動に対応する人材の育成を行い、消防体制の強化を図ることを目的とする。	北海道消防学校へ研修のため派遣を行い、各教育課程で定められた期間受講する。
2-1-c 救助・救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備					
	消防車両更新事業	消防本部	総務グループ	消防体制維持のため消防車両の計画的な更新を実施し、機能強化を図ることを目的とする。	老朽化した消防車両を更新する。
	消防車両等維持改修事業	消防本部	総務グループ	消防車両等の配置及び更新に関する方針に基づき、購入から10年を経過した消防車両の改修を行い延命を図ることを目的とする。	経年によりボディ及びフレームに腐食が進行した消防車両を改修することにより、車体強度の維持及び安全性の確保を図る。
	空気呼吸器及びFRPボンベ更新事業	消防本部	総務グループ	空気呼吸器及び空気呼吸器用ボンベを計画的に更新することにより、現場活動時の隊員の安全を確保することを目的とする。	空気呼吸器及び空気呼吸器用ボンベを計画的に更新する。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
2－2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生					
2-2-a 被災時の保健医療支援体制の強化					
	救急医療対策 事業負担金	保健福祉 部	健康推進 グループ	小児救急医療体制・1次救急医療体制・2次救急医療体制のそれぞれを確保することにより、地域医療の充実を図ることを目的とする。	【小児救急医療支援事業】 西胆振医療圏2病院の輪番制により、休日及び夜間の診療体制を整え、小児重症救急患者の診療確保をするための事業に対して費用の一部を負担する。 対象範囲：西胆振6市町 対応病院：日鋼記念病院、製鉄記念室蘭病院 【初期救急医療対策事業】 登別・室蘭市内の5病院の輪番制により、休日及び夜間の診療体制を整え、1次救急医療を要する患者の診療を確保するための事業に対して費用の一部を負担する。 対象範囲：登別市・室蘭市 対応病院：市立室蘭総合病院、日鋼記念病院、製鉄記念室蘭病院、ＪＣＨＯ登別病院、大川原脳神経外科病院 【広域救急医療対策事業】 西胆振医療圏7病院の輪番制により、休日及び夜間の診療体制を整え、2次救急医療を要する患者の診療を確保するための事業に対して費用の一部を負担する。 対象範囲：西胆振6市町 対応病院：市立室蘭総合病院、日鋼記念病院、製鉄記念室蘭病院、ＪＣＨＯ登別病院、大川原脳神経外科病院、伊達赤十字病院、洞爺協会病院

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
	2-2-b 災害時における福祉的支援				
	社会福祉協議会補助金	保健福祉部	社会福祉グループ	登別市社会福祉協議会が行う各種福祉事業の積極的な推進を図ることを目的とする。	登別市社会福祉協議会が行う地域福祉活動や各種福祉活動を積極的に推進するため、補助金を交付し支援する。 【社会福祉協議会の主な事業】 法人運営事業、地域福祉推進事業、ボランティアセンター事業、在宅福祉事業、生活支援事業
	福祉啓発事業	保健福祉部	社会福祉グループ	「福祉のしおり」を配付し、福祉の啓発を図ることを目的とする。	「福祉のしおり」を関係部署や来庁者等に必要に応じて配付する。
	登別市民生委員児童委員協議会補助金	保健福祉部	社会福祉グループ	民生委員・児童委員の活動の充実や連携を図り、市内各地区の社会福祉の充実を目指すことを目的とする。	市内各地区の民生委員・児童委員の相互連携と活動の充実を図るため、補助金を交付し支援する。 【主な活動】 ・地区民協（市内6地区民生委員・児童委員）地区会長会議 ・研修（地区民協、社協・民児協合同研修等） ・民生委員・児童委員：市内担当区域の家庭調査及び訪問、相談、関係機関との連絡調整

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
	重層的支援体制整備事業	保健福祉部	社会福祉グループ	高齢・障がい・子ども・生活困窮などの各分野における既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民が抱える複雑化した支援ニーズに対応していくために、包括的な支援体制の構築を図ることを目的とする。	重層的支援体制整備事業の枠組の中で、次の5つの事業を一体的に実施する。 【包括的相談支援事業】 地域包括支援センター運営事業、総合相談支援事業、妊婦等包括相談支援事業、児童虐待防止啓発事業、生活困窮者自立相談支援事業の各事業を実施する。 【地域づくり事業】 地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター事業、子育て支援センター運営事業、富岸子育てひろば運営事業、登別子育て支援センター運営事業、生活困窮者支援等のための地域づくり事業（つながりサポーター養成講座、きずな安心キット配付事業への補助）の各事業を実施する。 【多機関協働事業】 単独の支援機関だけでは対応が困難な事例について、重層的支援会議を開催して支援プランを作成し、多機関協働のもとで支援を実施する。 【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】 複雑化した問題を抱えながら支援が届いていない人に対して、丁寧な働きかけにより信頼関係を構築したうえで、支援プランを作成する。 【参加支援事業】 地域社会への参加を希望する人に対して、社会資源や支援メニューをコーディネート・マッチングするなどして、支援プランを作成する。
	登別市老人クラブ連合会補助金	保健福祉部	社会福祉グループ	登別市老人クラブ連合会の安定的な運営を図ることを目的とする。	老人クラブ連合会に対して、運営費の一部を補助する。 【老人クラブ連合会の主な事業】 市内各老人クラブとの相互連携、高齢者相互支援事業、社会奉仕活動の推進、交通安全・防災対策の推進、女性リーダー育成推進
	高齢者等緊急通報機器設置	保健福祉部	高齢・介護グループ	一人暮らし高齢者等の日常生活の不安解消や人命の安全を確保することを目的とする。	慢性疾患等により常時注意が必要な一人暮らし高齢者等に緊急通報機器を貸与し、急病等の緊急事態に迅速かつ正確な救援体制をとる。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
	高齢者見守り 支援事業費	保健福祉 部	健康長寿 グループ	認知症高齢者等が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、地域住民や団体、学生などに対し認知症の正しい知識を普及・啓発するとともに、地域における見守り体制を構築し、予防・早期発見・対応することを目的とする。	地域住民や団体、学生などに対して認知症の正しい知識を取得するための講座の開催を積極的に呼びかけ、認知症の理解者・支援者となる認知症サポーターを養成するとともに、行方不明となった認知症高齢者等を捜索する警察に協力するため、介護事業所や医療機関、民生委員・児童委員等からの協力を得て、行方不明となった認知症高齢者等を早期に発見するためのネットワーク（仕組み）の充実に努める。
	地域生活支援 拠点整備事業	保健福祉 部	障がい福 祉グルー プ	障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進していくことにより、障がい者等の地域生活を支えるサービス提供体制の構築を図ることを目的とする。	地域生活支援拠点に必要な次の機能の整備を実施する。 ・居住支援機能 ・地域支援機能（相談支援機能、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成）
	災害見舞金	保健福祉 部	社会福祉 グループ	災害で被害を受けた市民の早期復旧等を支援し、福祉の増進を図ることを目的とする。	市民が火災や自然災害により次の被害を受けた際、被害状況に応じて災害見舞金を支給する。 ・住居の被害：全壊、流失、埋没、半壊、半流失、半埋没、全焼、半焼 ・人身の被害：死亡、負傷
	災害遺児手当	保健福祉 部	こども家 庭グルー プ	災害遺児を養育する保護者の負担軽減を図り、子どもの健全な育成を支援することを目的とする。	自然災害、交通事故により父母又は父母のいずれかが死亡若しくは重度の障がいとなった子ども(遺児)を養育する保護者に対し、手当（遺児が中学校修了まで月額10,000円）を支給する。
	2-2- c 市域での感染症対策（定期的な予防接種）				
	エキノコックス症 予防対策	保健福祉 部	健康推進 グループ	エキノコックス症の感染予防及び予防啓発を促進することにより、保健予防活動の充実を図ることを目的とする。	感染者の早期発見のため、北海道エキノコックス症対策実施要領に基づき、採血による第1次検診を実施する。また、市広報紙及び市公式ウェブサイトによる検診の周知や市内に周知用看板を設置する等、感染予防啓発を行う。
	予防接種事業	保健福祉 部	健康推進 グループ	各種予防接種を実施して免疫をつけることで、感染症による病気の発生を未然に防ぎ、保健予防活動の充実を図ることを目的とする。	感染症の発病等の予防、病状の軽減、重症化予防、病気のまん延防止等を図るため、予防接種法に基づき各種感染症にかかる定期の予防接種を実施する。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
2－3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止					
2-3-b 非常用物資の備蓄促進					
	防災対策強化事業	総務部	総務グループ	東日本大震災及び能登半島地震を教訓に、災害の備えとして備蓄品等を整備し、防災対策の強化を図ることを目的とする。	自然災害等に備え、非常用食料等を備蓄する。 【主な備蓄品】 非常用食料、燃料、乾電池、発電機、簡易ベッド、パーティション、毛布、寝袋 等
2－4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生					
2-4-a 避難所等の指定・整備・普及啓発					
	都市公園施設長寿命化事業	都市整備部	土木・公園グループ	都市公園施設の計画的な改築等を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減及び公園施設の長寿命化を図るとともに、利用者の安全安心を確保し、快適な住環境づくりを推進することを目的とする。	公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に都市公園施設の改築及び修繕等を行う。
	公園維持管理経費	都市整備部	土木・公園グループ	公園・広場や街路樹の適切な維持管理を行うことにより、生活に身近な公園・広場等を保全し、快適な住環境づくりを推進することを目的とする。	市内各公園・広場の遊具等施設の修繕など維持管理を行うとともに、各市道に植栽されている街路樹の剪定など維持管理を行う。
	鷺別コミュニティセンター整備事業	市民生活部	市民協働グループ	老朽化が進む鷺別コミュニティセンターを計画的に整備することで、施設の長寿命化を図るとともに、利用者の安全・安心・快適な施設利用を図ることを目的とする。	登別市公共施設等総合管理計画に基づき、鷺別コミュニティセンターを計画的に整備する。
	小学校周辺整備事業	教育委員会教育部	総務グループ	児童等が安心して学校生活を送ることができるよう、教育環境の改善を図ることを目的とする。	学校敷地内の遊具の老朽化による取替及び雨水排水、グラウンドの暗梁排水等の整備を進める。
	中学校周辺整備事業	教育委員会教育部	総務グループ	生徒等が安心して学校生活を送ることができるよう、教育環境の改善を図ることを目的とする。	学校敷地内の遊具の老朽化による取替及び雨水排水、グラウンドの暗梁排水等の整備を進める。
	岡志別の森運動公園等運営管理経費	教育委員会教育部	社会教育グループ	岡志別の森運動公園及び川上公園（Ｂゾーン）を活用することにより、市民の健康増進と余暇活動の充実を図ることを目的とする。	指定管理者への委託により、岡志別の森運動公園及び川上公園（Ｂゾーン）の運営管理を行う。
	総合体育館維持管理経費	教育委員会教育部	社会教育グループ	総合体育館の維持管理等を行うことにより、生涯スポーツの振興と市民の健康増進を図ることを目的とする。	定期的な点検等を行うとともに、点検結果や利用者のニーズ、施設の老朽化等に対応するために適宜修繕・改修等を実施する。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
3－１ 行政機関の職員・施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下					
3-1-a 防災拠点施設の整備					
	クリンクルセ ンター再延命 化事業	市民生活 部	環境対策 グループ	クリンクルセンター再延命化計画に基 づき改修工事を行うことにより、施設 の安定稼働を図ることを目的とする。	クリンクルセンター再延命化計画書に 基づき、再延命化工事を行う。
	葬斎場中間改 修事業	市民生活 部	市民協働 グループ	葬斎場の計画的な設備改修を行い、設 備の機能維持を図ることを目的とす る。	葬斎場の長寿命化を図るため、施設・ 設備の計画的な改修を行う。
	消防分団施設 整備事業	消防本部	総務グ ループ	消防分団施設の新設並びに修繕及び解 体を計画的に実施し、各消防分団管轄 区域の消防体制維持を図ることを目的 とする。	施設の老朽化が進む登別分団施設を更 新し、同地区の消防体制を維持する。
	教育施設長寿 命化事業	教育委員 会教育部	総務グ ループ	教育施設長寿命化計画を策定し、学校 施設及び社会教育施設の中長期的な維 持管理等に係るトータルコストの縮減 や予算の平準化を図り、その機能・性 能を確保することを目的とする。	令和４年３月に策定した長寿命化計画 （個別施設計画）に基づき、学校施設 及び社会教育施設の改修を行う。
	庁舎整備基金 の創出	総務部	総務グ ループ	今後見込まれる市庁舎の改築又は大規 模改修に要する経費の財源に充てるた め、基金に積立てを行うことを目的と する。	本市に寄附があったふるさとまちづく り応援寄附金のうち、事業区分が「市 役所庁舎の新築、改築又は大規模改修 に関する事業」のものを財源として積 立を行う。
	防災備蓄倉庫 の整備	総務部	総務グ ループ	大規模災害時には、家屋の倒壊、焼失 等により、多数の避難者、負傷者の発 生が予想されるため、平時から計画的 に食料、生活必需品及び避難所資機 材、防寒対策用品等を備蓄できる環境 を整備し、備蓄体制の強化を図る。	各種災害に対応できるよう市内各地区 に分散備蓄を進めるとともに、防災拠 点施設として集中管理できる防災備蓄 倉庫を整備する。
	高台避難場所 への防災備蓄 倉庫の整備	総務部	総務グ ループ	津波避難時における屋外にある高台避 難場所への避難者に対し、防寒対策等 のための備蓄品を保管する倉庫を整備 し、避難者の防寒対策を推進する。	津波による屋外の避難場所への避難者 の防寒対策のため、屋外の避難場所近 傍に防寒対策用の備蓄品を保管する防 災備蓄倉庫を整備する。
	市役所本庁舎 移設に伴う情 報伝達装置の 更新・移設	総務部	総務グ ループ	市役所本庁舎の建設に伴う情報伝達装 置の更新・移設を行い、シームレスな 防災体制を構築し、防災情報伝達体制 の維持・強化を図る。	市役所本庁舎建設に伴い、防災行政無 線（同報系・移動系）やＪアラート受 信機・自動起動装置・北海道総合行政 情報ネットワークシステムなどの更 新・移設を行う。
	被災者生活再 建支援システ ム保守業務	総務部	総務グ ループ	大規模災害時における災害発生等から 生活再建までの復旧復興活動について ＤＸを活用し、市民の生活再建の迅速 化を図る。	建物被害認定調査、罹災証明書発行、 被災者台帳管理、避難行動要支援者名 簿の管理など、迅速な支援を実施でき るシステムを適切に保守・運用する。
	衛星通信設備 の新設・更新 事業	総務部	総務グ ループ	災害時に有効な衛星通信設備を整備 し、シームレスな防災体制を構築し、 防災情報伝達体制の維持・強化を図 る。	衛星電話機器の更新及び低軌道衛星に よる衛星通信機器を整備する。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
	市役所本庁舎 建設事業費	総務部	本庁舎整備推進グループ	市民の安全安心な暮らしを守り、市民生活を支え、頼りになる行政活動を将来にわたり展開するため、真に防災の要となり、市民に親しまれる本庁舎を建設することを目的とする。	津波災害等の非常時において、市の防災拠点となる市役所本庁舎の建設に向け、基本計画の策定や基本設計、実施設計の策定等の取組を進めるとともに、令和9年度の供用開始を目指す。
	3-1-b 災害対策本部機能等の強化				
	防災会議経費	総務部	総務グループ	登別市地域防災計画による防災対応の実施を推進するほか、地域に係る防災に関する重要事項を審議し、登別市地域防災計画の適正な見直しを行うことを目的とする。	登別市地域防災計画を変更するにあたり、諮問機関である登別市防災会議を開催する。 ・委員数 30人 ・開催予定回数 2回
	登別市国民保護協議会開催経費	総務部	総務グループ	登別市国民保護計画による市民の保護のための措置の実施を推進するほか、市民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、登別市国民保護計画の適正な見直しを行うことを目的とする。	登別市国民保護計画を変更する場合、登別市国民保護協議会条例に基づき、諮問機関である同協議会を開催する。 ・委員数 20人 ・開催予定回数 2回
	3-1-c 行政の業務継続体制の整備				
	西いぶり広域連合共同電算化事業負担金	総務部	DX推進グループ	西胆振3市2町が共同で電算システムを運用することにより、市民サービスの向上を図るとともに、電算システム運用に係る経費の節減に寄与することを目的とする。	西いぶり広域連合に対して、室蘭市、登別市、伊達市、壮瞥町及び洞爺湖町の3市2町が共同運用する戸籍、住民基本台帳、課税などの基幹業務システム運用に係る費用の一部を負担する。当該広域連合のデータセンター内において、構成団体の各業務システムのサーバー等を一元管理することで、津波等の災害リスクの低減やサーバー等の管理・保守に係る構成団体の負担軽減を図る。
	情報化推進経費	総務部	DX推進グループ	地域の情報化及び行政事務の情報化を推進（継続）することにより、デジタルデバイドの解消、市民サービスの向上及び行政コストの節減を図ることを目的とする	事務処理等業務に必要なとなるパソコン、プリンター、庁内ネットワーク等の構成に要するサーバーや光ファイバーケーブル等について、適切な維持管理を行う。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
	3-1-d 応援・受援体制の整備				
	姉妹都市等交 流事業費	総務部	総務グ ループ	姉妹都市等との友好交流を図ることを 目的とする。	白石市、海老名市及び札幌市白石区と の友好交流を図るため、各地で開催さ れる物産展や祭事への参加、支援を行 うとともに、民間交流事業を行っている 登別市姉妹都市等都市間交流協会を 支援する。
	四五都市連絡 協議会少年ス ポーツ交流事 業	総務部	総務グ ループ	四五都市連絡協議会を組織する東京都 福生市、滋賀県守山市及び本市が少年 スポーツを通じて交流を促進すること を目的とする。	東京都福生市、滋賀県守山市、本市の 3市により、各市輪番により少年ス ポーツ大会を開催し、交流を図る。な お、今後の具体的な事業内容について は、令和4年及び令和5年を検討期間 と捉え、令和6年度に滋賀県守山市に て総会を実施し、令和7年度より新た な方向性による交流事業の実施を予定 している。
4－1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞					
	4-1-a リスク分散を重視した企業立地等の促進				
	創業支援事業 費	観光経済 部	商工労政 グループ	市内での創業を考えている者及び創業 間もない者を支援することにより、市 内における創業を促進するとともに、 創業後の経営基盤を安定させ、市内経 済の活性化を図ることを目的とする。	事業所開設費補助金は、新たな事業所 の開設に伴う建物の新築・改装等に係 る経費の一部を補助する。空き店舗活 用事業補助金は、空き店舗になってか ら3カ月以上経過している店舗を利用し て事業を行う者に対し、店舗賃借料の 一部を補助する。特定創業支援事業等 負担金は、「創業支援事業計画」に基 づき、登別商工会議所が実施する特定 創業支援事業等（創業スクール等）に 要する経費の一部を負担する。
	企業立地振興 補助金	観光経済 部	商工労政 グループ	市内における企業の立地を促進し、地 域経済の活性化と雇用機会の拡大を図 ることを目的とする。	市内に施設を新設又は増設する者に対 し、一定要件を満たす場合に、新たな 雇用者数に応じて補助金を交付する。 要件は施設の新設又は増設のために投 下する固定資産の総額が、3,000万円を 超えること、及び新たに雇用される常 用従業員が、新設にあっては4人以上、 増設にあっては2人以上であること。
	企業誘致等経 費	観光経済 部	商工労政 グループ	効果的な雇用創出等が期待できる企業 を呼び込むほか、市内をフィールドと した企業活動を誘致することにより、 市内経済や雇用の維持・向上を図ると ともに、個性ある地域の産業集積の形 成、活性化を図ることを目的とする。	これまで訪問してきた企業や北海道に 進出計画のある企業などを訪問すると ともに、日本工学院北海道専門学校と 連携しながら企業立地のPR等を行 う。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
	4-1-c 被災企業等への支援体制の整備				
	中小企業相談 事業補助金	観光経済 部	商工労政 グループ	登別商工会議所中小企業相談所が行う 中小企業相談事業を支援することにより、市内中小企業者の経営の安定と発展を図ることを目的とする。	登別商工会議所中小企業相談所が行う、金融や税務等を中心とした中小企業相談事業に対して補助する。
	中小企業特別 融資積立金	観光経済 部	商工労政 グループ	中小企業者等に低利の融資を行い、円滑かつ積極的な事業活動を支援することにより、経営の安定と発展を図ることを目的とする。	中小企業者等が低利の融資を受けられるよう、市が融資の原資となる積立金を金融機関に預託する。 【融資の種類】一般事業資金、団体事業資金、小口事業資金、事業所開設資金、小規模商工業近代化資金、新分野進出支援資金
	4-2 市外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響				
	4-2-a 流通拠点としての漁港及び陸路における流通拠点の機能強化				
	漁港維持管理 事業補助金	観光経済 部	農林水産 グループ	漁港の適切な維持管理を行うことにより、安全で快適な漁業活動の場や地域住民の交流の場を確保することを目的とする。	いぶり中央漁業協同組合に対して、登別漁港の軽易な維持管理に要する費用と港内照明灯電気料の一部を補助する。 また、鷺別漁港内の照明灯電気料の一部を補助する。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
4－3 食料の安定供給の停滞に伴う国民生活・社会経済活動への甚大な影響					
4-3-a 食料生産基盤の整備					
	胆振西部乳牛 検定組合補助 金	観光経済 部	農林水産 グループ	乳質改善に取り組む団体の活動を支援することにより、乳質及び生産乳量の向上を図ることを目的とする。	乳牛能力検定事業を実施する胆振西部乳牛検定組合に対して、運営費の一部を補助する。
	農業次世代人 材投資事業 （経営開始 型）	観光経済 部	農林水産 グループ	条件を満たす新規青年就農者に対し、就農直後の所得を確保する給付金を給付することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的とする。	地域の農業者が策定した「人・農地プラン」において中心経営体と位置付けられた新規青年就農者に対して、国の制度を活用し給付金を給付する。
	農業経営基盤 強化資金利子 助成事業	観光経済 部	農林水産 グループ	設備投資等に要する借入に係る金利の一部を助成することにより、農業者の経済的負担を軽減し、農業経営の安定化を図ることを目的とする。	認定農業者が借り受ける農業経営基盤強化資金の利子の一部を助成する。
	ホッキ空貝処 分事業補助金	観光経済 部	農林水産 グループ	いぶり中央漁業協同組合が行う漁場整備の取組を支援することにより、「資源管理型漁業」を推進することを目的とする。	いぶり中央漁業協同組合に対して、ホッキ貝の漁場に高密度で分布するホッキ空貝（死殻）の処分に要する経費の一部を補助する。
	漁業近代化資 金利子補給金	観光経済 部	農林水産 グループ	漁船の購入等に係る漁業者の経済的負担を軽減することにより、漁業資本装備の近代化を促進することを目的とする。	漁業近代化資金融通法に基づく漁業者等の漁業資本装備資金を融資した金融機関に対し、借入金利子の1%（上限）を補給する。
	環境保全型農 業直接支払交 付金	観光経済 部	農林水産 グループ	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等を支援することにより、環境保全型農業の推進・普及を図ることを目的とする。	自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する農業者団体等に対して交付金を交付する。交付金は、支援対象となる取組の交付単価に基づき、取組面積に応じて交付する。
4-3-b 地場産食料品の販路拡大					
	登別産一次産 品普及促進事 業	観光経済 部	農林水産 グループ	市内で生産される農水産物の地域内における流通や消費の促進を図り、地域の食材としての認知度を高め、一次産品の価値を高めることを目的とする。	市内で生産される牛乳や乳製品、登別牛、のぼりべつ豚、水産物などの一次産品を対象に、生産者等と協力して、市内で実施されるイベント等でPRするほか、市内の宿泊施設や飲食店での利用促進を図る。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
4－4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下					
4-4-a 森林の整備・保全					
	民有林造林推進事業	観光経済部	農林水産グループ	民有林の植栽、下刈等の活動を支援することにより、森林の荒廃防止や多面的機能の維持、森林資源の充実を図ることを目的とする。	民有林造林事業のうち、国、道から補助を受けた植栽、下刈、間伐等事業を対象に、事業費の一部を補助する。
	森林愛護啓蒙事業補助金	観光経済部	農林水産グループ	山火事及び遭難防止、入山者のマナー啓発等の活動を行う団体を支援することにより、森林の保護及び森林に関連した事故の防止を図ることを目的とする。	森林愛護組合連合会が行う、山火事及び遭難防止の巡視活動、啓発チラシの配布、看板設置等の事業に対し、その経費の一部を補助する。
	林業振興経費	観光経済部	農林水産グループ	急傾斜地の保護などを行うことにより、地域住民の安全を確保するとともに、生活環境の向上を図ることを目的とする。	森林の保護や治山施設の効果を高めるため、治山施設の点検と維持補修、保安林の保護等を行う。
	森林経営管理事業費	観光経済部	農林水産グループ	適切な経営管理が行われていない森林について、平成31年4月1日に施行された「森林経営管理法」に基づき、意欲と能力のある林業経営者への集積・集約化の推進や市が直接経営管理を行うことにより、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることを目的とする。	森林経営管理法に基づき、適切な経営管理がされていない森林の所有者に対し意向調査を実施するほか、森林の管理に資する航空写真図や地番情報、林班の情報、等高線等の情報を統合管理するGIS（地理情報システム）を更新する。
4-4-b 農地・農業水利施設等の保全管理					
	農業用施設等管理経費	観光経済部	農林水産グループ	農業用施設を適切に維持管理することにより、農業者や地域住民の生活環境の改善、農業基盤の充実を図ることを目的とする。	農業用通路、農業用排水路などの補修等を行う。
	農地有効利用システム更新事業	観光経済部	農林水産グループ	農地有効利用システム等のデータ更新を行うことにより、情報の有効活用と農用地等の適切な管理を推進することを目的とする。	農地有効利用システム、森林資源情報システム及び農業振興地理情報システムについて、オルソ画像データ・林班図データ・地番図形データ・地番属性データの更新を行う。
	有害鳥獣駆除経費	観光経済部	農林水産グループ	有害鳥獣による農林業及び生活環境被害を最小限に食い止め、農林業の振興及び市民生活の維持を図ることを目的とする。	市民からの被害及び苦情相談に基づき、エゾシカ・アライグマ・キツネ・カラス・タヌキなどの有害鳥獣を駆除する。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
5－1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶					
5-1-b 住民等への情報伝達体制の強化					
	防災情報の伝達装置に係る維持管理経費	総務部	総務グループ	防災行政無線（同報系）やＪアラート自動起動装置などの情報伝達装置を適切に維持管理し、常に正常に運用することを目的とする。	防災行政無線（同報系）やＪアラート受信機などの機能を保全するために定期的に保守点検を実施するとともに、設備の適切な維持管理を行う。
	広報広聴経費	総務部	秘書広報グループ	市民や地域の声・ニーズを的確にとらえ、市政に反映させるよう努めるとともに、市政情報を総合的に提供することにより、市民参加のまちづくりを推進することを目的とする。	市政情報の提供を行うため、広報紙の発行（毎月）等を行うほか、市民の声を把握するため、意見箱の設置や手紙、来庁、電話、電子メール、問い合わせフォーム等による聴取などを行う。
5-1-c 外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策					
	登別国際観光コンベンション協会助成金	観光経済部	観光振興グループ	観光振興に重要な役割を担う登別国際観光コンベンション協会の運営を支援することにより、新しい時代のニーズに対応した観光地づくりを推進することを目的とする。	登別国際観光コンベンション協会に対して、運営管理に係る経費の一部の補助を行う。
5－2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止					
5-2-a 再生可能エネルギー等の導入拡大					
	再生可能エネルギー普及促進事業	観光経済部	商工労政グループ	市民や事業者等の再生可能エネルギーに対する理解促進を図るとともに、市内における未利用エネルギーの利活用に向けた可能性を探ることにより、新たな産業として市内経済の活性化を図ることを目的とする。	市内小中学校等でのパネル等を用いた理解促進事業の実施や、再生可能エネルギーに関する出前授業実施をするほか、各種アドバイザー派遣事業を活用し、講演会等を開催するなど、再生可能エネルギーに関する各種事業を行う。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
5－3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止					
5-3-a 水道施設等の防災対策					
	送配水施設整備事業	都市整備部	水道グループ	水道施設の健全性を維持するため、中長期的な視点で施設全体の予防保全的な調査や補修、更新等の整備を行い、「安全な水道水の供給」「確実な給水の確保」さらに「安定した水道事業の運営の持続」を図ることを目的とする。	水道施設の経年化及び老朽化対策や機能改善のため施設整備を計画的に進め、安定給水を図るとともに耐震化率の向上や漏水調査を実施し、計画的かつ効率的な水道事業運営を図る。
	簡易水道施設送配水施設整備事業	都市整備部	簡易水道グループ	簡易水道施設の健全性を維持するため、中長期的な視点で施設全体の更新等の整備を行い、「安全な水道水の供給」「確実な給水の確保」さらに「安定した簡易水道事業の運営の持続」を図ることを目的とする。	簡易水道施設の経年化及び老朽化対策や機能改善のため施設整備を計画的に進め、安定給水を図るとともに、計画的かつ効率的な簡易水道事業運営を図る。
5-3-b 下水道施設等の防災対策					
	公共下水道汚水整備事業	都市整備部	下水道グループ	公共下水道の計画区域内において、污水管渠、処理場の整備を行うことにより、污水排除による生活環境の改善、公共用水域の水質の保全を図ることを目的とする。	污水管渠や終末処理場（若山浄化センター）の改築更新、耐震化、耐水化等を行う。
5－4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生					
5-4-a 交通ネットワークの整備					
	道道上登別室蘭線東通改良受託事業	都市整備部	都市政策グループ	市の総合的な交通網整備を推進することで、道路交通の円滑化や道路利用者の安全確保を図ることを目的とする。	北海道が施行する道道上登別室蘭線東通改良事業のうち、用地買収及び物件移転等の補償業務を北海道から委託を受けて実施する。 なお、受託事業に関して、第1工区については令和3年度に終了、第2工区については令和6年度より開始。 ・用地買収 一式 ・物件移転補償 一式
	地方生活バス路線維持費補助金	市民生活部	市民協働グループ	市民の生活に必要なバス路線を維持することにより、地域生活における交通手段を確保することを目的とする。	国及び北海道と役割分担を図りながら、乗合バス事業者に対して、生活交通路線運行に係る経費を対象に、市単独補助金を交付する。
	市バス運行业務	総務部	総務グループ	市バスを効率的に運行することにより、市民サービスの向上を図ることを目的とする。	平成28年度から市バス2台を購入し、市バス運転手として会計年度任用職員を雇用し、直営方式にて運用を行う。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
5-4-b 道路施設の防災対策等	照明灯設置事業	都市整備部	土木・公園グループ	歩行者及び通行車両の夜間における安全を確保し、市内の交通危険箇所の解消と交通事故防止を図ることを目的とする。	市内の交差点などの危険箇所への照明灯の新設や老朽化した照明灯の更新を行う。
	ロードマーク設置事業	都市整備部	土木・公園グループ	道路の中心線及び外側線等の復旧又は新設を行うことにより、通行車両の安全確保を図ることを目的とする。	概ね6m以上の幅員を有する市道の路面上で、摩擦や除雪が原因で著しく消耗している箇所等について、センターラインやドット線などを施工する。
	市道舗装排水整備事業	都市整備部	土木・公園グループ	市内の幹線道路及び生活道路の改良等を行うことにより、総合的な道路交通網の整備や歩行者及び通行車両の安全を確保することを目的とする。	要望、パトロール等により整備を要する市道路線を抽出し、優先度の高いものから順に、測量、設計等を実施し、舗装面、路盤、排水の改良を行う。災害の発生予防及び拡大防止のため、凍上対策が必要な路線は、優先的に路盤改良を行う。
	市道維持補修その他経費	都市整備部	土木・公園グループ	市道の適切な維持管理を行うことにより、歩行者及び通行車両の安全確保を図ることを目的とする。	市道の維持補修を行う。 道路施設の補修（舗装、排水、街路灯、付帯施設等） 道路施設の維持（道路沿線草刈り、路面及び排水清掃、道路パトロール委託等）
	橋梁維持補修事業	都市整備部	土木・公園グループ	橋梁の維持管理を行うことにより、歩行者及び通行車両の安全確保を図ることを目的とする。	道路橋の維持管理及び補修を行う。
	橋梁長寿命化事業	都市整備部	土木・公園グループ	橋梁の延命化によるライフサイクルコストの縮減と事業費の平準化を行うために策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋梁の修繕を実施することにより、安全・安心な道路網整備を図る。	市が管理する橋梁は市道107橋、認定外道路15橋を橋梁長寿命化修繕計画に基づき、5年毎の定期点検及び予防保全型の修繕を計画的に実施する。
	道路付属施設整備事業	都市整備部	土木・公園グループ	道路付属施設を計画的に点検及び修繕をし、安全・安心な道路網整備を図る。	道路の付属施設である舗装、街路灯、道路標識、法面、落石防護ネット、擁壁、トンネル等を定期的に点検をし、危険性が高いと判断された施設は適切に修繕を行う。 道路の防災・減災対策として、幹線道路である登別温泉中央通りにおける法面・土工構造物修繕及び、鷺別学田路線における凍雪害防止の路盤改良は、社会資本整備総合交付金を活用し優先的に実施する。
	幌別駅自由通路西口東側階段耐震化事業	総務部	企画調整グループ	耐震性のない幌別駅自由通路西口東側階段の取替工事を行い、幌別駅利用者並びに幌別駅自由通路利用者の安全性等を確保することを目的とする。	JR幌別駅西口東側階段の取替えの実施設計及び取替工事を行う。 ・階段取替 幅：2.85m 長さ：10.02m

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
	片倉10号線 法面整備事業	都市整備 部	土木・公 園グルー プ	道路付属施設である市道片倉10号線 の法面の崩壊が進行していることから 対策工事を実施し、地域の安全を確保 することを目的とする。	令和2年度より社会資本整備総合交付 金事業として事業を開始し、測量、地 質調査、実施設計を行う。令和3年度 から対策工事を実施する。
	市道千歳8号 線整備事業	都市整備 部	土木・公 園グルー プ	新庁舎建設事業の一環として、本路線 を整備することにより、当該施設を利用 する市民を含めた来訪者及び近隣の 学校施設の通学に使用する児童の安全 を確保することを目的とする。	歩行者及び通学児童の安全を確保する ため、歩道の新設及び車道の改良工事 を行う。
	J R線路横断 避難路整備事 業	総務部	総務グル ープ	津波災害発生時、踏切以外からJ R線 路を横断し避難するため、避難路及び 門扉等を整備し住民の避難促進を図 り、人的被害の局限を図ることを目的 とする。	J R北海道・J R貨物等と協議を進 め、許可等が得られた踏切以外の線路 横断箇所に対し、横断を可能にする避 難路、門扉等を整備する。

6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理、仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

6-1-a 災害廃棄物の処理体制の整備

ごみ減量化推 進事業（資源 ごみの回収）	市民生活 部	環境対策 グループ	環境への負荷を軽減することにより、 ごみの減量化及び循環型社会の構築を 図ることを目的とする。	新聞紙や金属類、びんなど、再商品化 や再利用が可能な資源の回収を行う町 内会や子ども会などの登録団体に対し て、回収量に応じて奨励金を支給する ほか、クリンクルセンターにおいて紙 類ごみの拠点回収を行う。
リサイクルま つり	市民生活 部	環境対策 グループ	ごみの減量化やリサイクルに関する普 及啓発を行うことにより、循環型社会 の構築を図ることを目的とする。	再生品の有効利用、不用品の再利用や 生ごみの資源化等の普及啓発を図る。
ごみ収集運搬 業務委託事業	市民生活 部	環境対策 グループ	家庭ごみの安全かつ安定的な収集を推 進することにより、良好な生活環境の 維持に努めることを目的とする。	家庭から排出される「燃やせるごみ」 「燃やせないごみ」「資源ごみ」「粗 大ごみ」「有害ごみ」の収集・運搬業 務を委託する。
クリンクルセ ンター運営管 理経費及び最 終処分場運営 管理経費	市民生活 部	環境対策 グループ	クリンクルセンター及び廃棄物管理型 最終処分場等で廃棄物の適正な処理を 行うことにより、生活環境の保全及び 循環型社会の構築を図ることを目的と する。	クリンクルセンターの安定稼働を図る とともに、最終処分場の安全かつ安定 的な運営管理を図る。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
6－2 災害対応・復旧復興を担う人材の絶対的不足等により復興できなくなる事態					
6-2-a 災害対応に不可欠な建設業との連携					
	仕事と家庭両立支援（ファミリーサポートセンター）事業	保健福祉部	こども家庭グループ	育児の援助を受けたい人と、提供したい人が相互に支援を行い、仕事と育児の両立を図ることを目的とする。	子どもの預かりの相互援助組織である登別市ファミリーサポートセンターを設置し、委託により、預かりの調整や預かりのための研修等を行う。
6－3 観光資源や関連施設の被災により観光産業の復興が大幅に遅れる事態					
6-3-a 観光都市としての情報発信力とブランドイメージの確立					
	観光ホスピタリティ推進事業補助金	観光経済部	観光振興グループ	登別市観光ホスピタリティ推進協議会が行う事業を支援することにより、地域ぐるみで観光客をもてなす魅力ある観光地づくりの推進を図ることを目的とする。	登別市観光ホスピタリティ推進協議会が行う観光ボランティアガイド活動などの観光ホスピタリティ事業等に対して、その要する経費の一部を補助する。
	登別国際観光コンベンション協会助成金	観光経済部	観光振興グループ	観光振興に重要な役割を担う登別国際観光コンベンション協会の運営を支援することにより、新しい時代のニーズに対応した観光地づくりを推進することを目的とする。	登別国際観光コンベンション協会に対して、運営管理に係る経費の一部の補助を行う。
	観光振興特別対策事業補助金	観光経済部	観光振興グループ	登別国際観光コンベンション協会が行う誘客宣伝事業等を支援することにより、市の基幹産業である観光産業の振興を図ることを目的とする。	登別国際観光コンベンション協会が行う誘客宣伝事業等に要する経費の一部を補助する。
	観光客誘客促進事業	観光経済部	観光振興グループ	観光PRに必要なツールの整備や誘客事業の参加を通して、観光客入込の増加を図ることを目的とする。	観光PRイベントへの参加など、観光客誘致に資する事業に取り組む。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
6-3-b 文化財、観光資源の保全・整備	観光施設維持 管理経費	観光経済 部	観光振興 グループ	国立公園内にある各観光施設の安全確保や美化清掃を行うことにより、観光客に快適に利用していただくことを目的とする。	観光施設に関連する土地の賃借、カルルス温泉駐車場の清掃業務委託、一般財団法人自然公園財団登別支部への国立公園内清掃活動費補助金の交付等を行う。
	フラワーファンタジーロード事業補助金	観光経済 部	観光振興 グループ	主要道路の緑化風景を創出することにより、景観を高め、誘客に繋げることを目的とする。	登別市観光ホスピタリティ推進協議会が行うフラワーファンタジーロード事業に要する経費の一部を補助する。 【事業内容】 ・桜坂駐車公園及び中央分離帯の草刈り及び草取り ・桜坂駐車場公園「おもてなし花壇」への植栽 ・中央分離帯への花植栽、一年草の植栽
	観光施設維持 管理委託料	観光経済 部	観光振興 グループ	国立公園内にある各観光施設の安全・安心な利用の提供を目的とする。	登別温泉地区内の国立公園内にある各観光施設の小破修繕等により迅速に対応するため、登別国際観光コンベンション協会に施設維持管理を委託し、観光客が快適に観光施設を利用できるよう取り組む。
	郷土資料館運営管理経費	教育委員会教育部	社会教育 グループ	郷土に関する資料を市民に供することにより、ふるさと登別を愛する心を育てることを目的とする。	郷土の歴史、民俗、産業、文化に関する資料を収集、保管、展示する郷土資料館の運営管理を行う。
	郷土資料館整備事業	教育委員会教育部	社会教育 グループ	郷土資料館の整備を行なうことにより、市民が安全安心に見学することができるとともに、資料を適切に保管することのできる環境の整備を図ることを目的とする。	緊急性や必要性を考慮しながら、「登別市教育施設等個別施設計画」に基づき、施設の長寿命化に係る検討を行う。
	文化財保護経費	教育委員会教育部	社会教育 グループ	郷土を形作る文化財の保護と活用を図ることにより、ふるさと登別に対する理解を深め、大切にする心を養うことを目的とする。	市民に対して指定文化財等の周知を図るほか、文化財に関する調査・研究や保護活動を実施するとともに、文化財の活用等を図る。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
7-1 地域コミュニティの防災活動や防災教育・訓練の不足による被害の拡大					
7-1-a 平時からの地域コミュニティの維持・活性化					
	地域学校協働本部事業	教育委員会教育部	社会教育グループ	地域と学校がパートナーとして連携・協働し、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、「学校を核とした地域づくり」を推進することを目的とする。	学校・家庭・地域が連携して各中学校区で地域の特色を生かした地域学校協働活動を実施する。
	コミュニティ助成事業補助金	市民生活部	市民協働グループ	市民団体に対して、活動に必要な経費の一部を補助することにより、市民によるコミュニティ活動を促進することを目的とする。	一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、市民団体に対して活動に必要な経費の一部を補助する。 ・一般財団法人自治総合センターから本助成事業の実施案内を受け、広報のぼりべつ及び市公式ウェブサイトで周知を行う。 ・複数の団体から申請希望があった場合、市で設定しているコミュニティ助成事業申請団体選定基準により選定し申請を行う。 ・申請の翌年度に一般財団法人自治総合センターから採択結果の通知があり、採択された事業を行う市民団体に対して活動に必要な経費の一部を補助する。
	登別市連合町内会助成事業	市民生活部	市民協働グループ	単位町内会などの意見・意思を集約する連合町内会の活動を支援することにより、市民と行政の協働による住みよいまちづくりを促進することを目的とする。	単位町内会と11地区の連合町内会を取りまとめる統括組織である登別市連合町内会に対して、その活動費の一部を助成する。 【連合町内会の事業内容】 議会等との意見交換会の開催、単位町内会未加入世帯への加入促進活動の実施、各研修会の開催及び参加促進、花いっぱい運動・クリーン作戦の実施、防災・防犯及び交通安全の啓発運動の推進等

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
	町内会運営費 助成事業	市民生活 部	市民協働 グループ	町内会の活動を支援することにより、 市民と行政の協働による住みよいまち づくりを推進することを目的とする。	地域の発展を目的に活動する町内会、 町会、自治会に対して、その運営費や 行政に協力するための活動費の一部を 助成する。 【助成内容】 団体割：1 団体あたり30,000円、世帯 割：1 世帯あたり800円、防犯灯割：前 年度電気料金の5分の4、会館割：1 会館あたり172,000円まで (助成予定団体数93 町内会、1 地区 連合町内会)
	市民活動セン ター運営管理 経費	市民生活 部	市民協働 グループ	指定管理者による市民活動センターの 運営を通じ、市民活動の総合的な促進 を図ることにより、活力ある地域社会 の実現に寄与することを目的とする。	指定管理者制度を活用し、民間の手法 を用いた弾力性や柔軟性のある運営を 図る。 【事業内容】 ・登録団体の活動情報を収集し、広報 のぼりべつやチラシ、施設のウェブサ イトにより情報発信を行う。 ・のぼりん文化講座を実施するととも に、市民活動の紹介や展示を行う。 ・市民活動に関する相談業務を随時行 い、市民活動を支援する。
	まちづくり意 識調査事業	総務部	企画調整 グループ	基本計画の政策・施策・事務事業など に対する市民の満足度や重要度などの 評価を調査するとともに、今後、市が 行う事業の検証や新たなニーズに応え る施策立案のための資料として、網羅 的に把握することを目的とする。	協働のまちづくりを推進するため は、総合計画・基本計画で掲げた市の 政策・施策について、達成状況や満足 度等を的確に把握し、市政へ反映する ことが重要であるため、基本計画を3 年、3年、4年の期間にわけた実施計 画にあわせて、市民の意識調査も3 年、3年、4年で実施する。
	定住自立圏の 形成	総務部	企画調整 グループ	中心市と近隣市町村が連携・協力する ことにより、圏域全体として必要な生 活機能等を確保する「定住自立圏構 想」を推進するため、定住自立圏形成 協定を締結した室蘭市や定住自立圏構 成市町と役割分担を図りながら、都市 機能の構築・充実に努めることを目的 とする。	都市機能のさらなる充実を図るため、 定住自立圏における取組内容や実施ス ケジュール、事業費見込額等を記載し た「西いぶり定住自立圏共生ビジョ ン」に基づき、連携市町との協議を行 いながら事業に取組む。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
	7-1-b 地域防災組織による共助体制の構築				
	地域防災組織の構築	総務部	総務グループ	災害時に地域の安全を確保するため、住民間の共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、災害発生時の被害の防止及び軽減を目的とした自主防災組織の結成を推進することを目的とする。	未結成の町内会等に対し、地域防災組織の構築の必要性等を説明し、組織結成の推進を図る。 また、自主防災組織が整備する資機材について、登別市防災資機材購入整備費補助事業実施要綱に基づき、その購入費に対して補助金を交付する。
	防犯灯設置費補助事業	市民生活部	市民協働グループ	防犯灯の設置を促進することにより、犯罪を未然に防止し、安全に安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。	町内会等に対して、防犯灯の設置費や改修費等の一部を補助する。補助率は3分の2以内（1基当たり上限30,000円）
	7-1-c 防災教育・訓練の推進				
	コミュニティセンター運営管理経費	市民生活部	市民協働グループ	住民自ら相互の連携感を醸成し、明るく住み良い地域社会を推進することを目的とする。（公民館、老人憩の家、婦人研修の家、会館については、当初の設置目的はそれぞれあるものの、現在では当初の目的での利用だけではなく、地域コミュニティやサークル活動、各種団体の会議・集会など幅広く利用されている実態にあることから。これらの集会施設に若草つどいセンターを加え、令和4年度から「コミュニティ施設」として再編する。）	コミュニティ施設再編後も市民が引き続き施設を利用することができるよう運営管理を行う。なお、施設の運営管理については、引き続き指定管理者への委託や市の直営により行う。 【指定管理者の業務内容】 ・施設の使用許可に関すること ・施設の維持管理に関すること ・施設及び付属設備の清掃及び補修に関すること ・備品の管理に関すること ・小規模な修繕に関すること ・災害時の避難所としての協力
	防災マップ作成事業	総務部	総務グループ	各種災害における危険区域図や避難所等を掲載した防災マップを作成し、市民に対し、災害時の危険箇所や避難場所等を周知し、減災を図ることを目的とする。	地震津波、洪水・土砂災害、火山噴火、高潮等の災害におけるハザードマップの作成及び災害時の備え等について、市民に対し冊子及び市公式ウェブサイトにより周知することで、災害時の適切な対応を促進する。
	総合防災訓練経費	総務部	総務グループ	地域住民及び防災関係機関等の参加による総合防災訓練を実施し、防災関係機関の災害発生時の応急対策を確認するとともに、地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。	地域住民をはじめ、防災関係機関等の参加により総合防災訓練を実施する。（隔年実施）
	防災意識普及啓発活動事務	総務部	総務グループ	防災に関する研修会の開催、市公式ウェブサイトでの防災情報の掲載等を行うことにより、市民の防災意識の向上を図ることを目的とする。	希望する各町内会等を対象とし、災害発生時の被害を最小限にとどめるための備え及び災害が発生した際の対応、避難所での生活等を説明する研修会を開催、市公式ウェブサイトに防災情報を掲載すること等により、市民の防災意識を向上させる。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
	教育施設運営 管理経費	教育委員会 教育部	社会教育 グループ	市民が活発に文化・スポーツ活動を行うことができる環境を整えることにより、市民の健全な心身の育成を図ることを目的とする。	指定管理者への委託により教育施設の運営管理を行う。（対象施設：市民会館、総合体育館）
	7-1-d 避難行動要支援者等の要配慮者対策				
	生活支援体制 整備事業	保健福祉 部	健康長寿 グループ	地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の配置のほか、情報共有や連携のネットワークを目的とする協議体により、高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進することを目的とする。	地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）と協議体による一体的な取組みにより、ボランティアやNPO、民間企業、社会福祉法人などの多様な事業主体による生活支援サービスの提供体制の構築を進めるとともに、地域の支え合いの機運醸成を図る。

登別市強靱化計画 （令和 8 年 月）

編集・発行： 登別市 総務部 総務グループ

〒059-8701 北海道登別市中央町 6 丁目 11 番地 TEL：(0143)85-2111